

平成30年度  
スクールソーシャルワーカー活用事業  
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

令和元年9月

## 各都道府県・指定都市・中核市の取組

### 《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）

児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）

いじめ

不登校

暴力行為

非行・不良行為

その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

性的な被害

ヤングケアラー

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できること。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を5名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け必要に応じた支援。
  - ・33市町にSSWを延べ48名配置。SSWの資格は、教員免許状32名（うち2名養護教諭、1名教員免許状と重複）、社会福祉士9名、精神保健福祉士5名（社会福祉士と重複4名）
  - ・心理に関する資格所有者1名、その他SSWの職に関する技能の資格所有者2名、支援・相談活動の実績がある者45名。
  - ・SSWの兼務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均150日程度の勤務。
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について  
SSWの職務、主な活動、SSWの効果的な活用に応じた留意点等、活動方針等について、SSW活用実践事例集などにより広く周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・全道連絡協議会...SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
  - ・地域別研修会...SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員等
  - ・SSWフォーラム...SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員、学生、福祉関係機関担当者等
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・全道連絡協議会...2回（札幌市）
  - ・地域別研修会...5回（札幌市、旭川市、釧路市、苫小牧市、岩見沢市）
  - ・SSWフォーラム...1回（札幌市）
- (3) 研修内容
  - ・全道連絡協議会...平成30年度SSW活用事業についての行政説明、大学教授を講師とした効果的なスクールソーシャルワークについての講話、事例発表及び協議（SVによる助言を含む）を実施。
  - ・地域別研修会...事例発表及び質疑応答、地域のアセスメントを中心とした研究協議及びASVによるスーパービジョンを実施。
  - ・SSWフォーラム...平成30年度のSSW活用事業の概要に関する行政説明、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用についての講演、「効果的なスクールソーシャルワークに向けて～学校との効果的な連携を図るためのアセスメント～」と題したパネルディスカッションを実施。
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・全道連絡協議会では、講話と協議を通して効果的なスクールソーシャルワークについての理解を図った。
  - ・地域別研修会では、SVやASVのほかSCや教員等が加わり、実践事例を基にアセスメントの視点を中心とした協議及びASVによるスーパービジョンを通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。
  - ・SSWフォーラムでは、実践報告及びパネルディスカッションを実施し、参加者がソーシャルワーカーの役割と効果的なスクールソーシャルワークについての理解を深めた。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - SVの設置  
SVを1名設置するとともに、北海道の広域性から5名のASVを設置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等。
  - 活用方法  
SV及びASVは、委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施。
- (6) 課題
  - ・SSWの人材育成、資質向上を図る取組の充実を図る必要がある。
  - ・SSWの役割や業務の多様な周知方法を共有する必要がある。
  - ・地域のアセスメントに必要な各地域における社会資源及びその社会資源との連携の仕方について理解を深めSSWの専門性の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒を支援するための活用事例（不登校）

- (1) 本人及び家庭の状況
- ・当該生徒は、中学校入学後の2か月は登校できたが、6月以降は登校できなくなり、第2学年に進級後、登校できず、第3学年に進級した。
  - ・当該生徒は、自己肯定感が低く、困難なことや嫌なことがあると自室に引きこもり、精神的に不安定になる様子が見られたことから、心療内科に通院していた。
  - ・父親は、当該生徒の子育てに関与しておらず、母親は当該生徒の状況が改善されないことに悲観的になり、諦めている状況であった。
- (2) S S W等の活用と関係機関の連携
- ・S S Wが中心となり、学校や適応指導教室との連携を進めるとともに、当該生徒の行動や心情の変化について定期的に情報を共有することにより、学校と適応指導教室が共通理解を図りながら対応した。
- 各機関の関わり
- ・S S Wは、個別の支援計画を作成し、学校と適応指導教室の連携をコーディネートした。
  - ・適応指導教室はS S Wと連携し、当該生徒の状況を踏まえた学習支援を行い、段階的に当該生徒を適応指導教室の生活に適應させた。
  - ・医療機関は当該生徒の精神面のケアを行った。
- (3) 当該生徒の変容
- ・S S Wが家庭訪問を繰り返すことにより、当該生徒との信頼関係を構築し、コミュニケーションを図ることができるようになった。
  - ・家庭訪問開始から2か月後に、当該生徒に対する学習支援を開始し、徐々に当該生徒の学習に対する苦手意識や自信のなさを取り除き、6か月後には、学習の場を自宅から適応指導教室に移すことができた。
  - ・適応指導教室での学習が可能になったことにより、他の児童生徒と触れ合う機会が増え、他者と関わることに苦手意識を徐々に克服させることができた。
  - ・毎日、適応指導教室に通級することで、当該生徒の進路に対する意識が高まり、一部の授業を学校で受けることができ、当該生徒は志望する高校に進学することができた。

#### 【事例2】虐待を受けている疑いのある児童を支援するための活用事例（児童虐待）

- (1) 本人及び家庭の状況
- ・当該児童は、「自閉症スペクトラム障がい」及び「知的障がい」の診断を受け、療育手帳の交付を受けている。
  - ・母親は、生活保護、就学援助（要保護）、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給しているが、健康問題や就労意欲の低さから、就労が長続きしない。
  - ・母親及び当該児童は、自宅はあるが、ほとんど祖母宅に同居している。
  - ・当該児童は、入浴や着替え等が不規則なため、友達から体臭を指摘される。
  - ・当該児童は、無断で外出（徘徊）するため、警察や学校職員等で捜索し、保護されたことが数回あった。
- (2) S S Wの活用と関係機関との連携
- ・S S Wは母親との面談を実施し、必要に応じて助言をするとともに、学校や子育て支援課等と連携して母親への継続的な支援を行った。
- 各機関の関わり
- ・S S Wは、学級担任との情報交換や状況確認を図り、具体的対応等の助言を行った。
  - ・保健師、福祉係、児童障害福祉サービス事業所、児童相談所は、それぞれ当該児童の状況や各関係機関での支援状況を報告し相談や支援の参考とした。
  - ・児童相談所児童福祉司は、ケース会議を実施している。
  - ・児童相談所巡回相談、要保護児童対策地域協議会、民生児童委員との連携のため、児童相談所巡回相談及び要保護児童対策地域協議会において、ケース検討及び関係者によるケース会議を行っている。
- (3) 当該児童の変容
- ・約束や声掛けの工夫により、次のような適応行動が増えた。
    - ・窓から物を投げない いらぬ物はごみ箱に捨てる
    - ・走っている車に近付かない、車のワイパーやホイールに触らない 駐車場の車を見る
    - ・何でも（大切な物でも）工具で分解しない ミニ四駆やプラモデルを組み立てて遊ぶ
    - ・窓から外に向かって大声を出さない 窓から出す声は1・2（1～4の内）の音量

【事例3】「性的な被害」についての活用事例はなし。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) S S W活用事業の成果

平成27年度から令和元年度の5年間の配置市町村数とS S Wの実人数を見ると、配置市町村数は徐々に増加しており、S S Wの派遣先の市町村がその活用の成果を実感したことが考えられる。

	H27	H28	H29	H30	R01
配置市町村数	27	28	30	33	36
ソーシャルワーカー人数（実人数）	38	43	45	48	49

また、個別の事例からは、所属する学級に登校できるまでには至らないものの、S S Wの働きかけにより、家庭環境が改善されることで児童生徒に好ましい変化が見られたという変化も数多く見られた。

#### (2) 今後の課題

今後も継続して、具体的な取組の事例を収集し、S S W活用事業の成果を検証するとともに、実践事例集の作成、地域における各種会議や校内研修等へのS S Wの派遣による講演などを通して、S S Wの役割や効果的な活用について周知し、S S W活用事業の普及啓発に一層努める必要がある。

# 青森県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) S S W配置の主な目的
  - ・公立学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
  - ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。
- (2) 配置・採用計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校6校にS S Wを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小学校又は中学校及び関係機関等に派遣した。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - 配置人数 小・中学校対応（23名）、県立学校対応（7名）
  - 資格 教員免許状（20名）、社会福祉士（5名）、精神保健福祉士（4名）
  - 勤務形態 1日5～6時間 1週間3日
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「S S Wを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会へ配布・周知するとともに、教育事務所の指導主事と巡回訪問を実施し、S S Wの役割や活用に関する周知を図っている。

## 【2】S S Wの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・S S W、各教育事務所担当指導主事、県立高校担当教員
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・年3回（5月、9月、2月）
- (3) 研修内容
  - ・S S Wの役割と課題、虐待事案に対する対応等
  - ・活用に関する地区別の協議及び情報交換
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・各教育事務所や配置校で行われているケース会議の持ち方や事案対処の流れ等について協議及び情報交換することが実践で役立っている。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法（スーパーバイザーは設置していない。）
- (6) 課題
  - ・S S Wが対応した事例を検証し合うための事例検討会の回数を増やし、見識を広めることやスキルの向上を急ぐ必要がある。
  - ・県社会福祉士会等の関係機関と連携し、ソーシャルワークに関する交流を図る機会が必要である。

## 【3】S S Wの活用事例

### 【事例1】集団適応に課題のある生徒を支援するための活用事例（その他（発達障害等に関する問題））

- (1) 本人の状況等
  - ・母親、本人（中3）、姉（大学生）弟（小学生）
  - ・特別支援学級在籍で、授業中に空想にふけったり、集団の中で混乱したりすることがあった。また、指示を受けないと行動できないことが多く、援助要求を出すことも少ない状態であった。
  - ・学校は、修学旅行を見据え、本人が集団の中で適切な行動がとれるようにすることや、教員等ができる支援方法に関して、S S Wへアドバイスを求めた。
- (2) S S Wの働きかけ
  - ・S S Wの提案により、校内でケース会議（教頭、養護教諭、学年の教職員）をもつことにした。
  - ・ケース会議では、本人の課題と思われる行動について、具体的な支援を検討していった。（例として）
    - 自発的行動がないことについて・・・視覚的優位な特性を生かし、行動に見通しを持たせるため付箋紙等でスケジュール形式にして伝える。
    - 集団等での混乱について・・・援助要求することで、回避できることも多いことから、本人に適した援助要求の手段を見つけ、実行できたらほめることを徹底する。
  - ・ケース会議で確認した支援内容については、関わる教員が共通して取り組むことや、必要なことは役割分担した。

### (3) その後の様子

- ・無事、修学旅行に参加し、本人の自信にもつながった様子であった。
- ・修学旅行の後も、様々な情報を視覚的に提示するようにしたことで、見通しを持つことができ、自分で確認して行動することができるようになってきた。

## 【事例2】不登校対応のための活用事例（不登校）

### (1) 本人及び家族の状況等

- ・両親、本人（中3）、兄
- ・小学校4年ごろから登校しぶり。小学校6年の2学期に1戸建てに引っ越し、自分の部屋ができたことで、ゲームに夢中となった。小学校6年の3月から中学校2年生の現在まで完全不登校。
- ・中学校には毎朝欠席の連絡が母親から入る。担任と母親は頻度に話ができている。
- ・朝起きられず、髪は伸びっぱなしで、風呂に入らないこともよくある。何を話しかけてもただ頷くだけで、学校の話をするとうつ向きが変わって睨む。母親は本人の今後をたいへん心配していた。

### (2) 主な対応、経過、変容

- ・中学校2年の4月に校長先生からSSWへ相談があり、両親と面談して情報収集するとともに、小学校に向き情報を集めた。
- ・SSWと両親との面談で、生活リズムを取り戻すこと、外部の人と会えるようになること等、短期的中期的な目標を確認した。
- ・本人が機械好きだったことを生かし、SSWの働きかけにより、SSWといっしょに作業ができるようになった。
- ・やがて、もの作りを通して、学級担任や校長とも談笑できるようになり、さらに適応指導教室へと活動範囲を広げていった。

### (3) 最後に

- ・SSWの働きかけにより、家庭と学校、適応指導教室の連携が促進され、ひきこもり状態から適応指導教室へ通室できる状態に改善できた。両親、学級担任の表情も明るくなった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) SSW活用事業の成果

- ・平成30年度にSSWが、継続的に支援した事例は、623件と前年度と比較して約30%の増加となっており、周知と活用が図られている。支援対象児童生徒の抱える問題では、不登校が全体の26%と最も多く、発達障害等に関する問題が24%、家庭環境の問題が15%と続く。いずれも、生活習慣の乱れや躰の課題など家庭の教育力に起因するケースが多く、保護者への適切なアドバイスや児童生徒に対する改善に向けた支援を行うことで、生活が安定していく児童生徒も多い。また、貧困の問題に対する相談件数が48件と前年度と比較して約33%の増加となっており、活用促進が図られている。
- ・多重的な課題を抱えたケースや、より深刻なケースに対して複数のSSWがそれぞれの強みを生かして対応したことで、好転した事例があったことから、研修会で事例紹介し、SSW間の連携を推進している。
- ・また、学校に対してSSW、スクールカウンセラー及び担当教員による連絡会議をもつよう働きかけしており、支援を必要とする児童生徒に関する情報共有が促進されている。

### (2) 今後の課題

- ・社会福祉士や精神保健福祉士等、SSWとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- ・教員の働き方改革を踏まえ、不登校児童生徒や家庭へのケアについて、SSWがどの程度踏み込んで支援していくか、検討要。

# 岩手県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校、家庭及び関係機関等との連携・調整により、困難を抱える児童生徒が置かれている環境の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内6か所にある教育事務所に2～4名のSSWを割り当て、相談ニーズに応じた配置を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：計18名（非常勤）

資格：社会福祉士または精神保健福祉士15名、教員免許状3名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ガイドライン未策定（検討中）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

本事業で任用された全てのSSW

### （2）研修回数（頻度）

年4回（4月、7月、10月、2月）

### （3）研修内容

指導主事による講義、SSWの情報交換、事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWから提供された事例について検討を行い、SVから助言をもらう事例検討が特に有効であった

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有（3名）

活用方法：SSWに対する助言、研修会での助言

### （6）課題

事例検討における提供事例の確保

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待の疑いのための活用事例（児童虐待）

中学2年生の事例。当該生徒は、親から平手で頭などを叩かれたり、日常的に暴言や叱責を受けていた。SSWは、学校と市町村の担当課及び児童相談所との連携を支援した。また、家庭内の複雑な事情もあり、当該生徒の心情にも配慮しながら、関係機関との連携に努めた。

#### 【事例2】不登校のための活用事例（不登校）

中学3年生の事例。1年時に、不登校にあった4名の生徒に対して、SSWは、各家庭への支援、当該生徒らとの面談を積極的に行い、家族との信頼関係を構築した。また、学校と連携し、「支援ルーム」を新たに設置して当該生徒らの居場所づくりに努めた。当該生徒ら4名は、いずれも高校進学をした。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ヤングケアラー）

中学2年生及び3年生の事例。年子の兄弟は、自分たちの朝食や弁当作り、介護を受けている祖母の世話など、家事や介護を行っていた。SSWは、学校と地域との懇談会において、本事例の相談を受け支援したもの。また、当該生徒（兄弟）との面談や地域包括支援センターの訪問、祖母の担当ケアマネージャーとの面談などを行い、SSWは学校への情報提供及び今後の支援体制構築に努めた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談対象者数は、H28が547人、H29が635人、H30が624人と推移しており、相談ニーズは近年高くなっている。

#### （2）今後の課題

スクールカウンセラーに比べて、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度がまだ低いことから、SSWへの相談につながらない場合もある。一方、相談対象者の増加により、現状の人数では対応しきれなくなる地域が出てくる懸念がある。



# 宮城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災による被災等のため、本県児童生徒の生活環境、教育環境は大きな変化が生じた。このような中で、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒が抱える様々な問題や生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを、県教育委員会、希望する市町村教育委員会及び希望する県立高等学校に配置し、教育相談体制の整備に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーは、県教委及び市町村教委に配置し、当該教育委員会の所管する学校等の希望に応じ派遣している。なお、市町村教委へのスクールソーシャルワーカーの配置については、希望する市町村への委託事業として実施している。

高等学校においては、希望する高等学校33校に配置している。そのうち9校を拠点校とし、その学校から、スクールソーシャルワーカーを配置していない学校へ派遣することにより、全ての県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを派遣できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数

小・中学校：34市町村にのべ68人                      高等学校：33校にのべ33人

資格

小・中学校 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）36人、準ずる者（退職教員等）14人

高等学校 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）17人

勤務形態

小・中学校 勤務形態については、市町村の実情に合わせて決めている。

高等学校 年12～36回勤務し、1回当たりの勤務時間は6時間としている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

平成30年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針（教育委員会、学校用）」、「スクールソーシャルワーカー活動指針（スクールソーシャルワーカー用）」を策定し、学校及び市町村教育委員会に周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

義務教育課 スクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会事業担当者

高校教育課 スクールソーシャルワーカー及び学校担当者

### （2）研修回数（頻度）

義務教育課：年5回（有資格者・初任層・準ずる者・市町村担当者：1回、初任層・準ずる者：3回、有資格者：1回）

高校教育課：連絡会議（年2回）

### （3）研修内容

義務教育課

・ スクールソーシャルワーカーの服務、職務内容

・ 講義：「学校のチーム支援とSSWの役割」 講師：立命館大学産業社会学部社会科学 教授 野田 正人氏

高校教育課

・ 県の施策やスクールソーシャルワーカーの配置・活用等に係る説明

・ 講演：「学校と児童相談所の連携について」

講師：塩竈市立第二中学校 教頭 阿部 篤史 氏

・ 研究協議：学校担当者「学校の教育相談体制づくり」・「平成30年度のSSWによる教育相談計画」  
SC「勤務校におけるソーシャルワークの現状と今後の課題」

### （4）特に効果のあった研修内容

義務教育課

・ 演習課題に関する実践レポートに基づいた検討は、多様な視点から意見が出されて、関係機関との連携等について学ぶ機会となり有効であった。

高校教育課

・ 「学校と児童相談所の連携について」に関する講演会を行い、学校が期待する児童相談所と、実際の児童相談所の役割や機能の違いについて研修し、識見を深めた。

・ 研究協議では、学校とSSWの連携についての工夫について協議、情報交換を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置

・ 義務教育課 2人                      ・ 高校教育課 2人

活用方法

・ 市町村で任用しているスクールソーシャルワーカーからの相談への対応や支援

・ 学校、市町村教育委員会等が主催するスクールソーシャルワーカーの活用等に関する研修会の講師

・ スクールソーシャルワーカー及び教職員への助言及び援助

・ 生徒、その保護者、教職員及び関係機関とのネットワークの構築

#### (6) 課題

- ・ 有資格者、準ずる者の経験に応じた有効な研修内容を設定していく必要がある。
- ・ 相談のあった児童生徒についての情報共有などの教育相談体制づくりが難しい。
- ・ 高等学校の場合、生徒が広範囲から入学しているので、生徒の住んでいる地域の外部資源との連携の仕方が難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】長年不登校となってしまう生徒のための活用事例(不登校 その他「発達障害等に関する問題」)

- ・ 小学校から4年間不登校で、中学校へは1日も登校していない。小学校低学年から知的障害の疑いがあったが、学校との関係が悪くなり、父親が「学校へ行かなくてもよい。」と言ったことにより登校しなくなった。
- ・ 友人との積極的な関わりがなく、学習意欲も低いため不登校の状態が続いていた。
- ・ その後両親の離婚により、父親とは別居となったが、週末だけ父親のところに行き、父親や叔父とゲームセンターに行くことを楽しみにする生活を送っていた。
- ・ まず、本人の社会性を伸ばして再登校できることを目標とし、SSWが主となり、保健師、教育委員会相談員とのケース会議を開催し、対応の方針を立てた。
- ・ 母親の協力を得ながら、生活時間を改善させ、ゲームに費やしていた時間を減らすとともに、SSWの定期的な訪問で心の交流を図り、社会への興味関心や学習意欲を育む対話を行った。療育手帳の取得にもつなげるようにした。
- ・ 保健師と協力して、母親の精神的安定を図り、家の手伝いの提案や引きこもりがちなので外出の機会を持つことなどをアドバイスした。
- ・ SSWから学校に定期的に様子を伝え、再登校に向けた学校の受け入れ準備を支援した。
- ・ 担任の訪問時には、小学校の内容ではあるが学習プリントをするようになり、年度途中であるが特別支援学級に入級したことで、登校するようになった。

#### 【事例2】母親のメンタル不調及び失業により不登校が見られた児童のための活用事例(貧困対策 不登校)

- ・ 母親と本児の二人暮らしで、新学期早々欠席が続く、母親は職場の問題により休職しており、母子ともに精神的に不安定であるとして、事態の改善に向け、SSWの派遣要請があったもの。
- ・ SSWは学校訪問をし、校長、教頭、担任から話を聞き、アセスメントを行った上で今後の母子支援について話し合った。
- ・ SSWは月に一度の母親との面接を実施し、復職支援及び経済面での長期的安定をテーマに話し合いを行った。
- ・ 母親は本児が幼い頃から転居を繰り返しており、地域に安心して相談できる知人もいない様子であった。SSWはまず母親とラポールを形成し、各種相談機関(ハローワークや女性相談センター等)へ繋いでいけるよう支援を行った。
- ・ 母親との面接が始まってからすぐに本児は学校に登校するようになったが、母親のメンタル不調は改善されないまま本児への関わりに問題が見られたため、児童相談所及び子育て支援課と連携を図っている。
- ・ SSWと母親の面接は継続しており、母親の内面の混乱を整理し、安心して外部機関に相談していけるよう背中を後押しするような働き掛けを続けている。

#### 【事例3】「性的な被害」「ヤングケアラー」の事例はない

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### 義務教育課

- ・ 委託を希望する34市町村にスクールソーシャルワーカーを延べ68人配置し、要請のあった学校に派遣した。支援対象児童生徒は、1,876人、派遣日数は3,152日、学校訪問は、5,205回、家庭訪問は970回であった。主な支援内容は、不登校(831件) 家庭環境の問題(680件) 心身の健康・保健に関する問題(420件)で、解決・好転率は、50%であった。

##### 高校教育課

- ・ 希望する30校にスクールソーシャルワーカーを延べ30人配置し、要請のあった学校にも派遣した。支援対象児童生徒は、272人。派遣人数は、730日。家庭訪問など訪問回数は40回であった。連携した機関は、児童生徒福祉関係機関(120件)、保健医療機関(52件)であった。主な支援内容は、家庭環境の問題(347件)、不登校(233件)、発達障害(184件)であった。

#### (2) 今後の課題

- ・ 有資格者の確保と、スクールソーシャルワーカーの資質向上。
- ・ 関係機関と連携、協働した取組の一層の充実。
- ・ スクールソーシャルワーカーの拡充にともなう財源の確保。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
  - ・不登校や問題行動等の解消
- (2) 配置・採用計画上の工夫
  - ・義務教育課、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計5か所に配置
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - <配置人数> 義務教育課、総合教育センター、3教育事務所にそれぞれ2名、合計10名
  - <主な資格> 社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者5名、退職教員5名
  - <勤務形態> 1日6時間×96日
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について
  - ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・県内のSSW及び担当指導主事
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・年1回 適応指導教室等ネットワーク協議会
- (3) 研修内容
  - ・教育相談体制の充実について
  - ・これまでの取組及び成果と課題
  - ・関係機関等との連携の在り方 等
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・事例検討
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - ・SVの設置：無 ・活用方法：無
- (6) 課題
  - ・SVの設置及びSVによるSSWの資質向上に関わる研修の実施
  - ・適応指導教室の活性化に関わる各教室への情報提供と関係職員の研修の工夫

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒のための活用事例（ 貧困対策、 不登校）

不登校の中学校女子生徒について母親から電話相談があり、スクールソーシャルワーカーが対応した。学校への不満・不信感とともに、生活の困窮と母子分離に関する課題が背景にあると捉えられた。スクールソーシャルワーカーが、学校に当該生徒と保護者の思いを伝え、登校した際は、当該生徒と保護者の信頼を得ている教職員が対応することになった。また、学校以外の社会とつながる場として、保護者に適応指導教室や福祉施設（ボランティア活動ができる福祉カフェ）を紹介した。適応指導教室には定期的に通級していたが、経済的な問題から通い続けることが困難になったため、スクールソーシャルワーカーが福祉事務所に問い合わせ、保護者に情報提供を行い、交通費の支給を受けることになった。また、当該生徒は、適応指導教室に通級し、他の生徒とコミュニケーションをとったり、学習をしたりすることができた。また、スクールソーシャルワーカーが、学校にケース会議の開催を促した。学校、教育委員会、福祉事務所、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーが参加して、定期的にケース会議が開催され、チームで支援に当たる環境が構築できた。当該生徒の高等学校進学にあたり、スクールソーシャルワーカーが、安価に制服を購入できるNPO法人を保護者に紹介した。現在は、高校生に対応するスクールソーシャルワーカーに引き継ぎ、当該生徒及び保護者の心の安定と社会とのつながりを保つための支援に努めている。

#### 【事例2】関係機関連携のための活用事例（ 不登校、 その他）

男子児童は、以前から対人関係に強いこだわりがあり、対応を工夫していたが、学校に対する拒否感が強くなり、教室に入ることができない状態が続いた。当該児童は、発達障害の疑いもあるが、病院で診断してもらったことがなく、今後、専門的な指導をするために、医療機関につなげたいと学校からスクールソーシャルワーカーに相談があった。スクールソーシャルワーカーは、保護者と学校からこれまでの状況や現在の状況等についてアセスメントを行った。当該児童は、もともと人見知りが高く、初めて会った人、初めて訪れた場所への抵抗が強い。また、言葉でのコミュニケーションが難しく、変化への弱さがあった。両親も今の状況にどう対応したらいいか困っており、当該児童に合った学習方法や指導の仕方を知りたいと考え、一度当該児童の精査目的での受診を促し、了解をもらった。スクールソーシャルワーカーは医療機関に連絡し、当該児童の状況について伝え、受診がスムーズに行くよう、連絡調整を行った。その後も、当該児童の特性を理解してもらいながら、学習の機会を得たり、居場所を見付けたりできるよう関係者で定期的にケース会議を行っている。

#### 【事例3】

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーの訪問回数は、平成28年度が一人当たり月10.4回、平成29年度が一人当たり月26.5回、平成30年度が一人当たり月11.9回である。学校訪問等を通してSSWの職務内容がよく理解され、不登校等の生徒指導上の問題について、初期段階からの相談や訪問要請が多くなった。
- ・スクールカウンセラーや適応指導教室の指導員との連携により、困難と思われるケースにおいても児童生徒の生活改善や保護者の精神安定につなげることができた。
- ・子どもの特性や症状を見極めて、医療機関や関係機関につなぎ、専門的な支援を受けられるようにすることができた。また、医療機関の受診や関係機関の訪問に同行するなど、相談者のニーズに柔軟に対応できた。

#### （2）今後の課題

- ・対象児童生徒の背景にある状況等が多様化しており、スクールソーシャルワーカーの専門研修やスーパーバイザーの配置が必要になってきていると感じている。
- ・常勤ではないため、全ての相談に即時対応することが困難である。
- ・経済的困窮を含む家庭の問題について、不登校や問題行動といった形で表面化していない児童生徒への対応が難しい。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめや不登校等を課題とする小学校にスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実態を踏まえた支援を行うことができるようにする。
- ・県内4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」にエリアスクールソーシャルワーカー（以下エリアSSWという。）を構成員として含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにする。
- ・県内の市町村にスクールソーシャルワーク・コーディネーター（以下SSWCという。）を派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関とのネットワークの構築等の支援を行うことができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・SSW、SSWCの任用については、県ホームページに掲載し、公募により人材確保に努めている。
- ・SSW、SSWCについては、市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定している。
- ・エリアSSWについては、特に生徒指導業務に精通している者を各教育事務所に1名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止及び適切な対応に努めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数： SSW 20人（小学校20校） エリアSSW 4人（教育事務所4か所）  
SSWC 9人（9市町）
- ・主な資格： 社会福祉士 8人、精神保健福祉士 5人、教員免許 21人
- ・勤務形態： SSW …原則 週2日×6時間×35週 年間420時間以内  
エリアSSW …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内  
SSWC …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、連携・協力体制の構築を図っている。また、効果的な活用事例を収集し、研修会等を通じて情報提供している。
- ・県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、エリアSSW、SSWC（その他、県独自事業の教育相談員、希望者）

### （2）研修回数（頻度）

全県研修会：年2回 教育事務所研修会：年2回

### （3）研修内容

- ・第1回全県研修会 講話・演習「いじめの早期発見と早期対応」「保護者との連携」、分科会
- ・第2回全県研修会 講話・演習「発達障がいにかかわる理解と支援」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 有り

活用方法 エリアSSW、SSWCによる域内への支援・助言

### （6）課題

- ・学校内におけるチーム体制の強化につながる研修の実施

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困、生活リズム改善のための活用事例（ 貧困対策 その他 ）

生徒Aは、母親と祖母との3人暮らしで、祖母の年金と母親のパートの収入によって生活していた。Aが遅刻したり倦怠感を訴え保健室で過ごしたりすることが多くなったため、担任と養護教諭がAと面談したところ、祖母が怪我をして介護が必要になったこと、日中は介護のため母親の勤務が夜勤中心になりAの生活リズムが崩れていることが分かった。後日、担任が家庭訪問し母親から話を聞くと、仕事に従事する時間が限られたことで収入減になり、高校の進学にも影響することが心配されたことから、スクールソーシャルワーカーに相談が持ち込まれた。

スクールソーシャルワーカーは、Aの家庭を訪問し母親と面談したところ、祖母は怪我で通院せず公的支援が入っていないことが分かった。そのため、スクールソーシャルワーカーは医療機関に付き添うとともに、院内の医療ソーシャルワーカーと連携し、母親に公的支援制度の紹介や生活環境の改善等について提案した。また、スクールソーシャルワーカーは継続的に家庭訪問することでその後の状況把握に努めながら、高校進学のための奨学金制度や貸付制度についての情報提供を行った。

母親は勤務体制を従前に戻すことができ、Aの生活は落ち着きを取り戻しつつある。

#### 【事例2】不登校改善のための活用事例（ 不登校 ）

生徒Bの父親は単身赴任で月に数回しか帰宅できず、Bは母親と生活していた。母親は精神疾患（当時は通院、服薬を中断していた）により感情の起伏が激しく、Bは母親に影響されて精神的に不安定で、ほとんど登校することができなかった。担任や学年主任が家庭訪問を繰り返したが、母親は学校に否定的で信頼関係を築けず、次第に家庭訪問を拒否されることが多くなり、Bと直接会うことができなくなった。

校長から相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、学校、福祉部局、児童相談所によるケース会議を開催し、父親が戻ってくる週末には父親を交えて対応を検討した。父親が在宅の時にスクールソーシャルワーカーが家庭訪問して母親の状況を詳しく把握するとともに、福祉部局、民生委員からの協力を得て家庭への支援体制を構築した。また、スクールカウンセラーと連携してBが登校した時の支援体制を整えた。

スクールソーシャルワーカーが病院に付き添うことで母親の通院、服薬が再開された。母親の病状が安定してきたことにより、Bは少しずつ登校できるようになってきている。

#### 【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例 記載できる事例はない。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・単独校型による支援は、虐待・貧困を含む家庭環境の問題、発達障害等に関する問題が増加している。校内でのSSW活用が図られることにより、全体として支援人数が伸びている。

単独校型による支援対象児童生徒数 431人（H29） 466人（H30）

・派遣型であるエリアSSW、SSWCの周知・活用が進み、要請により対応した学校が増えたことによって「SSWの配置中学校区（パターン1）数」が増加している。

・派遣型による支援において、継続支援の対象になっている児童生徒が抱える問題は複雑化しており、学校だけでは解決が困難な多様な事案に対応している。

派遣型による継続支援対象の児童生徒が抱える問題の要因 1.01件/人（H29） 1.24件/人（H30）

#### （2）今後の課題

県ホームページ等で公募し人材確保に努めているものの、有資格者が不足している。研修やスーパーバイズを活用して、資質向上・支援の充実を図る必要がある。

# 福島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害の大きかった市町村や多くの児童生徒を受け入れている市町村や学校へSSWを派遣し、当該児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成29年度から継続採用となるSSWについては、児童生徒・保護者のみならず、教職員との関係構築のためにも原則同一地区（市町村）配置としており、新規採用者については居住地区等も考慮した上で、助言・援助が効率的にできるような配置を工夫している。

採用計画上においては、志願書類を精査するとともに、SC担当指導主事や高校教育課生徒指導担当指導主事、さらに高校教育課主任指導主事及び義務教育課主任指導主事が面接官となり、SSWとしての資質・能力に加え、人物面でもしっかり評価できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は7つの教育事務所に22名、32市町村に34名、のべ56名を配置している。

【主な資格】社会福祉士（20名）、精神保健福祉士（10名）、教員免許（15名）、その他

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本県においては「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」を平成26年4月に発行している。福島スクールソーシャルワーカー協会ははじめ大学教授等の有識者より助言をいただき、本ガイドブックを取りまとめた。（平成30年度一部改訂）

スクールソーシャルワークに関する基礎的事項に加え、本県の現状について、具体的な支援事例、SSW活用効果をあげるために必要な体制づくりについて、さらに全員が共有できるアセスメントシートの活用などの内容がまとめられている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW                      SSW担当指導主事（教育事務所・市町村教委）                      SSWスーパーバイザー

### （2）研修回数（頻度）

推進協議会（年2回）・・・全SSW、SV等

代表者打合せ会（年1回）・・・各教育事務所配置SSWの代表者及びSV

SSW研修会（年1回）・・・全SSW、SV、指導主事

域別研修会（年4回程度）・・・各教育事務所主催の研修会。年4回～6回開催

### （3）研修内容

事例研修会                      SVによるスーパービジョン                      講師による講演                      年間計画と活動のまとめ

### （4）特に効果のあった研修内容

本県の課題である不登校児童生徒に関わる機会の多いSSWに、家庭訪問や支援方法等について講師にお招きし、「不登校児童生徒への支援の実際～不登校・ひきこもりの青少年への訪問相談の現場から～」という演題のもと、具体的な事例を基に御講演をいただく機会があった。他にも全体研修の場においては、本県SSWスーパーバイザーから支援体制の充実とスクールソーシャルワーカーに必要な資質を高めることができるような講話をいただいた。

また、各域別研修会においては、普段個人での活動が多くなるスクールソーシャルワーカー同士が情報を共有することを通して、より効果的な支援方法や関係機関との連携方法などを学んだ。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置・・・有

活用方法

各教育事務所や市町村教育委員会等の要請に応じ、SSWに直接指導助言を行っている。

### （6）課題

福島県の子どもたち、その子どもたちを取り巻く家庭環境等に直接的に援助を行うSSWに対する期待感やニーズは年々高まっている。一方で、SSWは「チーム学校の一員」であるという認識を、これまで以上に現場の教職員に浸透させる必要性を感じる。各学校においては「チーム学校」としての在り方を検討するとともに、SSWは多様なニーズに対応できるための資質向上が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（いじめ、不登校、暴力行為）

##### 状況

中学2年時に同じクラスの生徒数人から言葉のいじめを受けたことをきっかけに登校しぶり。その後不登校に。人に会うことや外出することを頑なに拒否し、ほとんど外出していない。家族にも会わない。家では主に母が関わっているが、苛立ちが募ると、暴言や暴力に至ることも。母はSCとの面談を継続。SCがSSWについて話したところ、面会を希望。

##### －対応－

話合いの場を学校から家庭に移すことを提案。母は子の抵抗を予想し、家庭訪問には消極的。その後数回家庭訪問し、子の言動に振り回されず一貫した対応を取ることをアドバイス。次の訪問では安否確認のため子に会いたいことを母に打診し、子にもその旨事前に話しておいてほしいと伝えた。

次の訪問で子と初めての対面。気持ちを聞くと「高校には行きたい」との希望。

##### －成果と課題－

家庭は現状を変えたいと思いながらアクションを起こせずにいたが、SSWが外部の人間として家庭に介入することで、家庭の行き詰った雰囲気に変化を生じさせるきっかけができた。課題としては中学卒業後、支援の手が届かなくなってしまうのではないかと危惧している。

#### 【事例2】学校と福祉の連携のための活用事例（貧困、その他）

##### 状況

衝動統制が苦手なため、学校生活においては度々トラブル。クラスには仲の良い友達がいない。授業中は授業に集中して取り組むことが出来ず、保健室等への中抜け等で注意を受ける。しかし人前で話をすることは得意で、積極的な一面もある。資格を取りたいと考えている。（進学希望）

##### －対応－

特別支援コーディネーターが個別の教育支援計画を策定し、関係者が定期的に情報を共有。

支援会議の開催。（メンバー：関係部局職員、放課後デイサービス職員、担任、特別支援コーディネーター、進路主任、特別支援学校教育相談担当、SSW）

本人の特性から企業への一般就労はかなり厳しいと思われる。そこで就労準備型放課後デイサービスを利用しながら、関係部局と連携し、就労に向けたスキルアップや生活の質の向上を目指すことが望ましいと考えた。高校卒業後は就労に必要な知識やスキルを身につけながら、一般就労を目指す就労移行支援サービスを利用するよう助言。

##### －成果と課題－

就労準備型放課後デイサービス利用は、本人が回数を決め、自分が得意とするところを伸ばしながら、他の利用者の面倒を見ている。今後も福祉関係部局職員とも連携を密に図りながら、より良い支援のあり方について模索していきたい。

#### 【事例3】ヤングケアラーに関する活用事例：なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度SSW活用事業についてのアンケート調査の結果、「所属する教育事務所、市町村教育委員会の担当者や訪問先の教職員と信頼関係を構築し、協力的に活動できているか」という問いに96%のSSWが「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答している。同様の質問に対する学校現場の回答も92%に上り、SSW活動に満足感と効果を感じていることがわかる。また、「関係機関との連携を図っているか」という問いに対して、SSWは84%が、学校は80%が「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答しており、組織的に対応することができている。支援総件数（14,584件）における問題解決数及び事態好転中の件数はおよそ2,000件となり、SSWの活動が一定の効果を持っていることがわかる。

#### （2）今後の課題

上記成果がある一方、「SSWの職務内容である『教職員（PTA等含む）向けの研修・コンサルテーション』を行っているか」というSSWへの質問では、およそ半数の46.4%のSSWが実践できていないと回答した。また、「スクールカウンセラーとの連携はできているか」という質問では37.5%のSSWが不十分であると回答した。今後は一層「チーム学校」としての認識を高め、困っている児童生徒のために組織的な対応がなされるよう、研修等の機会を通して周知していきたい。



# 茨城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を、支援を必要としている市町村立学校及び県立学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会又は県立学校の要請に応じて、小・中学校等、県立学校に派遣
- ・経験豊富なSSWをスーパーバイザーとして派遣し、SSWの資質の向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・SSWを採用する際には、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会等に推薦を依頼

### （3）配置人数・資格・勤務形態

派遣人数：17名

資格：社会福祉士11名、精神保健福祉士6名、教員免許保有者9名（重複有り）

勤務形態：【派遣型】小中学校：1回4時間（派遣回数は原則5回又は12回）

県立学校：1回4時間（派遣回数は原則5回）

実態に応じて、派遣回数等を変更可能

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

【主な内容】SSW活用事業の、ねらい、派遣方式、資格、活動内容、活動にあたっての配慮事項、活動のイメージ、派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】「SSWの効果的な活用に向けて」等の資料を作成し、各市町村教育委員会、各県立学校に配付するとともに、指導主事等研究協議会、SSW派遣事業説明会において活用方法等を周知

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

年2回（4月、2月）

### （3）研修内容

平成30年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る組織及び連絡体制づくり、活動の方向性についての共通理解

いじめや不登校等の問題行動を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援についての講話

個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携

### （4）特に効果のあった研修内容

講話「いじめ問題への対応について」文教大学 教授 柳生 和男

「いじめ・虐待について」 聖徳大学 教授 山口 豊一

個別のケース検討において、具体的事例を基にした実践発表と協議により、参加者一人一人が問題解決の当事者の立場で考えることができ、その後の実践的な活動に結びつく研修となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有

活用方法：スクールソーシャルワーカーが行う支援に対する指導及び助言

派遣校での教職員研修等への指導及び助言

その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

### （6）課題

研修会開催回数の拡大（支援方法等の協議や情報交換の機会の確保）

SSWの人材の育成、資質向上を図る取組の充実

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解消のための支援事例（いじめ，不登校）

中学生A。新年度，4月当初に1週間ほど登校したが，それ以降は欠席。以前から休みがちであり，同級生から嫌なことを言われたことが要因の一つであったこともあり，保護者は学校の対応に不満を抱いていた。学校からの要請により，スクールソーシャルワーカー（以下SSW）が派遣され，SSWは定期的に家庭訪問を行い，Aとの面接を重ね登校できない要因を情報収集した。その後，アセスメント，プランニングを行い，支援の目標及び具体的な支援方法，役割分担を検討した。現在は週1回の別室登校に至っている。

#### 【事例2】両親から養育放棄された生徒への支援事例（貧困対策，児童虐待）

高校生B。小学生の頃から母親からの暴力を受け，児相，警察との関わりはあった。Bが高校進学後，部活動やアルバイト，就職関係の同意・承諾書が両親からももらえず，Bの活動に滞りが出始める。帰宅しても家に入れてもらえない状況が続き，Bは祖母宅に避難し，学校・生活全般を祖母が支援することになる。

学校からの要請により，SSW派遣となり，Bの生活・進路がスムーズに進むことを目指して，支援していくことを確認。学校とSSWで祖母宅へ訪問，状況を確認し，Bが就職し収入が安定するまではBを支援していく意向が祖母にあることを確認した。学校，県教委，児相，市福祉部局とでケース会議を実施。就職の同意等については，学校から引き続き，両親に働きかけを行いつつ，学校，ハローワーク，市福祉部局と情報共有し，Bの背景を考慮した対応をとる必要があることを確認した。また，Bを支える祖母へのサポート，虐待が懸念されるBの弟・妹への見守りを市福祉部局に依頼した。

最終的には，父親が就職の同意等に協力し，Bの就職が内定した。Bの妹については，不登校傾向であり，学校，市教委，市福祉部局で対応している。

#### 【事例3】性的被害の疑いのある児童への支援事例（性的な被害）

小学生C。不登校。家の中はごみで埋め尽くされている。学校が家庭訪問を行った際，父親からCに対して，性的虐待を疑わせる言動が見られたため，学校，市福祉部局，児相が連携して対応。学校からの要請により，SSWを派遣。学校とSSWでC宅へ家庭訪問を行った。父親の性的虐待の疑いと思われた言動は，実際は家庭環境や生活状況に起因している可能性が高いことがアセスメントされた。その後，学校と市福祉部局が連携し，支援が手厚くなったことで生活習慣が改善され，家庭の状況が落ち着いてきた。Cの不登校は解消し，元気に登校している。市福祉部局は定期的に家庭支援・相談を実施している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度の事業スタートから8年目を迎え，SSWの取組が充実

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
派遣人数	10名	9名	11名	13名	17名
派遣校	22校	24校	55校	87校	112校
市町村立学校	22校(150名)	24校(173名)	38校(201名)	60校(396名)	78校(587名)
県立学校			17校(53名)	27校(77名)	34校(115名)
派遣回数	214回	230回	494回	608回	695回

( )内は，支援の対象となった児童生徒数

#### （2）今後の課題

派遣先市町村教育委員会との連携強化（市町村教育委員会担当者とのケース会議・協議会等の実施等）  
 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解  
 派遣回数・派遣時間の検討（学校のニーズに応じた対応）  
 SSWの人材確保と人材育成

# 栃木教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、保健福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
- ・ 学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所（7カ所）に1～2名を配置し、保健福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、それぞれの専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わることができるようにした。また、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多くあることから、2名の健全育成担当スクールソーシャルワーカーと8名の福祉的支援担当スクールソーシャルワーカーが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：10名
- ・ 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許、養護教諭免許、産業カウンセラー
- ・ 勤務形態：1日当たり6時間、年間勤務日数105日

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱要綱（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）」を策定し、文書、学校訪問及び県教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 県内スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、各市町教育委員会担当指導主事 等

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 研修会2回、連絡会議3回

### （3）研修内容

- ・ 研修会：有識者を招いての講話及び班別研修

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「スクールソーシャルワーク 実践スタンダード」資料を活用した、スクールソーシャルワーカーの役割、在り方及び心構えに関する講話
- ・ 具体的な実践例をもとに、「スクールソーシャルワーク 実践スタンダード」資料の視点に沿った対応策を検討するグループ協議

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置：有

活用方法：対応策の決定や対応が困難なケースについて、スーパーバイザーからの助言を受ける。

### （6）課題

- ・ 多様な事例に対して適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの指導力向上に向けて研修内容を充実させる。
- ・ 教職員や行政職員も参加できる研修会となるよう内容を検討していく。

### 【 3 】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例 1】

不登校傾向の生徒 [ 以下 A ] 及び経済的ネグレクト傾向にある母親 [ 以下 B ] への支援

( 貧困対策、 不登校 )

A の家庭は経済的に厳しく、通学に必要な定期券の購入ができないという理由で不登校傾向となっていた。また、家庭等での食事が十分でないため、登校しても体力がもたず学校生活に支障をきたすこともあった。

B は精神的に余裕がない状態が続き、A に対するネグレクト傾向が見られるようになってきた。

S S W は、学校からの依頼を受け、家庭訪問を実施し、S S W や福祉部局等の関係職員と B で面談をした。その際、配食サービスを紹介したところ、B からその利用希望があったため、S S W が配食サービス担当機関との調整を行った。また、S S W が自転車による通学を提案したところ、A は自転車で通学するようになり欠席は少なくなった。また、家庭への配食サービスが始まったことで B の精神的負担を軽減することができた。

#### 【事例 2】

発達障害があり家庭内暴力を起こす生徒 [ 以下 C ] と精神疾患をもつ母親 [ 以下 D ] への支援 ( 暴力行為、 その他 )

C には発達障害があり、家庭内での暴言、暴力及び器物損壊を繰り返していた。また、D は精神疾患の診断を受けていて家庭内が落ち着かない状態であった。

D から福祉部局に相談があり、福祉部局から S S W へ支援の依頼があった。

S S W が家庭訪問等を通じて D との信頼関係を構築し、福祉部局が実施している支援を C が受けるようになった。その結果、医療機関、学校、S S W 等が連携し、C に対する就労等を視野に入れた長期的な支援を開始することができた。また、D は S S W と面談をすることで精神的に安定してきた。

C は専門病院を受診し服薬を始め、学校では、担任等からの学習支援等を受け、成績が向上し、級友との交流も増えるなど学校生活に適應することができるようになった。また、家庭での暴力的な発言や行為も無くなってきた。

#### 【事例 3】 「性的な被害」または、「ヤングケアラー」についての活用事例

平成 30 年度における S S W の「性的な被害」または、「ヤングケアラー」への対応は 0 件である。

### 【 4 】 成果と今後の課題

#### ( 1 ) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ 対応回数：延べ 844 回

【内訳】 学校訪問：497 回 ( 計画訪問、要請訪問において、個別事案や指導体制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等 )

ケース会議：61 回 ( 学校、関係機関が開催するケース会議への出席 )

家庭訪問：36 回

関係機関訪問：121 回 ( 市町教委、適応指導教室、病院、警察等学校以外の施設等への訪問 )

電話来所相談：124 回 ( 電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等 )

研修会講師：5 回 ( 学校等が開催する研修会の講師 )

- ・ 「エリアスーパーバイザー制度」により、勤務時間外の対応や支援に従事することができるようになった。
- ・ スーパーバイザーの配置により、対応が困難なケースが発生した際、スーパーバイザーの助言を得ながらスクールソーシャルワーカーや担当指導主事が、効果的な支援活動を実施できるようになった。
- ・ スクールソーシャルワーカーの介入により、学校と市町保健福祉部局等の関係機関が共通理解を図り、協力して児童生徒、保護者の支援に取り組むことができるようになった。

#### ( 2 ) 今後の課題

- ・ 複雑化するケースに対してより迅速かつ適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善や人材確保が必要である。
- ・ 県や市町で採用されているスクールソーシャルワーカーとそれぞれの担当指導主事が、積極的に連携できる体制の整備等を検討していく。
- ・ 担当指導主事等のスクールソーシャルワーカーに対する支援体制強化を目的とした研修の開催を目指す。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うSSWを配置した教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSW5名を派遣型として県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。さらに、SSW14名を巡回型として県内36指定中学校区に配置し、定期的（2週間に1日）に対象中学校区を巡回し、迅速かつ継続的な支援ができるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### <配置人数>

派遣型：5名（県内3教育事務所に配置）

- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 5名  
（うち精神保健福祉士の資格を有する者4名）

巡回型：14名（県内36指定中学校区に配置）

- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 10名  
（うち精神保健福祉士の資格を有する者5名）  
精神保健福祉士の資格のみ有する者2名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会に、SSWの配置・活用について通知するとともに、活用事例集「みんなの力で解決～SSWを活用しませんか？～」を電子媒体で送付した。

主な内容：SSWとSCの違い、連携可能な関係機関、ケース会議とは 寺

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 SSW推進シンポジウム参加者

- ・県SSW、市SSW、教育事務所生徒指導担当指導主事、市町村教育委員会担当者、市町村福祉部局担当者、公立小中学校管理職

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（7月）

### （3）研修内容

- ・SSWを中心とした支援の実践や今後の展望について関係機関を交えたシンポジウムの実施  
テーマ「スクールソーシャルワーカーと取り組む学校と福祉関係等との連携」

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SSW推進シンポジウムでは、検討事例（家庭環境の問題を抱えた不登校生徒の支援）を基にして、SSW、市町村教育委員会指導主事、市町村社会福祉課係長等のシンポジストが意見を述べた。また、シンポジストの意見を基にした意見交換を行い、学校と福祉機関等との連携の重要性について考えを深めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 あり  
派遣型ソーシャルワーカーが巡回型SSWへ指導・助言を行うなど、SVとしての役割を果たしている。

### （6）課題

- ・学校が福祉機関等と連携して支援するためにSSWを有効活用したり、SSWが学校と福祉機関等をスムーズにつないだりするために、SSWの役割や有効性を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- ・学校と地域や関係機関の連携を更に進めるため、関係者を集めた「チーム学校」に関わる協議会を実施する必要がある。
- ・教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保する。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】経済的に苦しい中、就業していなかった母親を支援するための活用事例（貧困対策、不登校）

#### 概要

- ・外国籍である中3男子（日本語学級に在籍）、中2女子（不登校傾向）、小学生の弟がいる。母子家庭、母親は、日本語の理解が難しい状態。
- ・母子家庭、母親は就業しておらず、経済的に厳しい状況にある。
- ・お金がなくなると、元夫を頼って家族で元夫宅に行くことを繰り返している。
- ・1学期には、食事が与えられないことがあった。

#### SSW対応（学校との連携）概要

- ・バイリンガル教員に通訳を務めてもらい、SSWが母親と面談し、児童手当、児童扶養手当の状況を把握した。
- ・申請可能なサービスを市役所等から情報収集し、母親に申請方法を伝え、手続きさせた。その他、以下の関係機関との連携を図った支援に取り組むとともに、学校に提案した。

市フードバンク...食料供給

市社会福祉協議会（自立相談支援センター）...就労に向けた支援

市国際交流協会...〇〇市の行政サービスや手続き等について多言語で対応

〇〇市子ども課...児童手当、児童扶養手当の手続き

その後の様子

- ・現在、母親は製造関係の仕事に就いた。
- ・諸手続による支援と母親の収入により、経済的な改善が見込まれる状態になった。

#### 【事例2】 不登校生徒の健康面の支援のための活用事例（ 貧困対策、 児童虐待、 不登校、 その他）

概要

- ・中学2年男子（小学校時代は不登校）は、不登校傾向で欠席が多い。兄が2人いる。
- ・父子家庭。父親は子育てせず、ネグレクトのような状態。
- ・本人は、虫歯が多いなど、健康状態も悪い。

S S W対応（学校との連携）概要

- ・本人の支援については、健康面の改善を図ることが最優先と考えて支援していく。
- ・児童手当、児童扶養手当の申請がされていないため、手続きの方法について父親に情報提供した。

〇〇市子ども課...児童手当、児童扶養手当の手続き

- ・S S Wは、本人との信頼関係のある生徒指導主事と連携した支援策を提案した。

S S Wは、本人の健康状態の改善を図る必要性から、生徒指導主事を通じて、父親に対して、これまでの通院経験と、保険証、福祉医療費受給資格者証についての状況を確認。（「福祉医療費受給資格者証」は紛失していた。）

福祉医療費受給資格者証：子供等の保険診療の自己負担分を助成する制度

S S Wが、紛失した「福祉医療費受給資格者証」の再発行について、父親に情報提供し、再発行の手続きを取ってもらった。

〇〇市医療年金課...「福祉医療費受給資格者証」の再発行手続き

- ・本人の通院について、S S Wから以下の点について助言した。  
保護者が同伴することが望ましいが、やむを得ない場合は教職員が支援する  
本人が自力で通院できるようにすることを念頭に、自宅近くの病院を選ぶ。  
（自転車で行く際の道すじ、診察の受け方などの指導を行う）

その後の様子

- ・父親が、福祉サービス（児童手当、児童扶養手当）の手続きに動き始めたことが確認されている。
- ・本人は、歯科治療のための通院を継続できている。

#### 【事例3】 性的な被害、ヤングケアラーに関する事例は報告なし

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援状況

- ・支援件数 延べ849件（問題が解決または好転249件）
- ・主な支援内容 不登校、家庭環境の問題、心身の健康・保健に関する問題、発達障害等に関する問題 等

成果

- ・関係機関を交えたケース会議では、S S Wからの適切なアセスメント（見立て）が、校内の生徒指導体制を客観的に見つめ直すことにつながった。また、学校以外の支援を含めた、複数の視点によるプランニング（解決策）を提示することによって、児童生徒だけではなく、家庭への働き掛けを意識した支援態勢の強化・改善を図ることができた。
- ・S S Wが、教職員と一緒に具体的な事案について協議を重ねることによって、福祉的な視点からの支援の重要性について、教職員の意識を高めることができた。
- ・S S Wと教職員が家庭訪問を行い、家庭へ直接働き掛けることによって、児童生徒や保護者との信頼関係が構築され、効果的な支援、継続的な支援につながった。

### （2）今後の課題

- ・支援を必要とする児童生徒及び保護者を、より迅速かつ継続的に福祉的支援につなげるために、S S Wを効果的に活用できるよう、学校だけでなく市町村の福祉部局や関係機関にもS S Wの役割や連携の在り方について周知を図ることが必要である。
- ・学校の方針やニーズをよく理解せずに、自分の思いを前面に出して勤務に当たってしまったS S Wも見受けられた。チーム学校の一員としての自覚を促せるよう、S S Wに継続的に助言していく必要がある。
- ・各学校で配置されているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働や連携について、情報提供したり支援したりする必要がある。
- ・事案によってはスーパーバイズが必要な場合もあるので、スクールカウンセラーS Vと連携した対応が、今後更に必要である。

# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校対応のSSWについては、配置を希望する市町村教育委員会から実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内配置のバランス等を考えて配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：59市町村に78人（政令指定都市、中核市を除く県内全市町村）

教育事務所に4か所、拠点校となる定時制高校8校それぞれに1人ずつ

（2事務所は、2名で1名分の勤務）

SV（名称はスクールソーシャルワーカー指導員）2人 計 94人

主な資格：社会福祉士 30人 精神保健福祉士 17人 その他社会福祉に関する資格 16人

教員免許状 65人 心理に関する資格 17人 その他SSWの職務に関する技能の資格 8人

勤務形態：1日6時間、週2日、年間90日（事務所配置及び高校対応のうち6名は週3日、年間135日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布し、活用を図っている。また、SSWに対しては、年度当初に実施した連絡協議会で説明し、周知している。主な内容として、SSWを活用することが効果的と考えられる児童生徒の状況、SSWの活動内容、連携先としての関係機関（関係者）について示している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市町村及び4教育事務所と定時制高校配置のSSW及び配置市町村教育委員会の担当職員

### （2）研修回数（頻度）

・全員対象：3回（4月、7月、1月に実施）市町村配置対象：2回（5～6月、10月～12月）

・県立学校・事務所配置対象：2回（6月、11月）市町村配置は地区別研修

### （3）研修内容

第1回（4月）：講義（日本社会事業大学 准教授 土屋 佳子 氏）、事業概要説明、社会福祉課から情報提供

第2回（7月）：講義（株式会社ディアイティ セキュリティサービス事業部 部長 山田 英史 氏）、分科会による協議（SCとの合同研修会）

第3回（1月）：講義（埼玉県立小児医療センター 消化器・肝臓科 医長 南部 隆亮 氏）、情報交換

市町村配置地区別研修：近隣市町村のSSWによる事例研修、SVによる助言、情報交換

県立学校・事務所配置研修：SSWによる事例研修、情報交換

第1回指導者：日本社会事業大学専門職大学院 教授 宮島 清 氏

第2回指導者：日本社会事業大学 准教授 土屋 佳子 氏

### （4）特に効果のあった研修内容

・SSWの研修会に、本県福祉部局職員による生活困窮支援制度の説明、同制度に基づく子どもの学習支援事業による学習支援員との情報交換を行った。

・SSWの事例研修、情報交換を行い、SSWの資質向上、SSW同士の連携推進を図った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置...平成30年度から生徒指導課に2人配置

活用方法...研修での助言、新任県立学校配置SSWへの訪問指導、ケース会議への参加、相談依頼の対応

### （6）課題

・SSWの資質向上 ・SCとSSWの効果的な連携

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策のための活用事例（貧困対策）

本世帯は、父親と本人の2人家族である。父親の収入減や持病等のため、生活が苦しい。離婚の原因は母親から父親や本人へのDVである。本人は体臭や衣服の汚れによって、周囲から避けられていることもあり、対人スキルが身につけていない。欠席も増加している。本人の主訴は、進学希望、父親の主訴は収入の安定、体調の改善である。SSWが父子面談を行い、その後の他機関との連携及び面談の同席、学校との情報共有を行った。社会福祉協議会の事業とつなぎ、経済的援助や現物給付を行った。行政の就労支援窓口とつなぎ、父親の転職支援へつなげた。本人を学習支援事業とつなぎ、本人の学習支援、居場所づくりを行った。

#### 【事例2】児童虐待対策のための活用事例（児童虐待）

本世帯は、母子家庭であり、元夫との間に生まれた長男と、前夫との間に生まれた長女、次女、三女の5人家族である。三女は未就園である。母親の養育能力が低く、身の回りの整理や金銭管理ができない。また、不衛生な家庭環境、かつ、生活および食事等の準備も不十分であり、ネグレクトの疑いがある。本世帯関係者との個別ケース会議、自治体における個別ケース会議を経て、母親と子どもへの支援を行った。母親には、住居管理への支援、金銭管理への支援、母親の病気への支援を行うため、行政の関係各課につなぐ連絡調整、情報提供を行った。長男、長女、次女については、学校でのケース会議に参加して情報を提供し、校内支援体制の確立を図った。また、食生活への支援のため行政との情報共有を行った。三女の入園に向け、関係箇所とつなぎ、手続きの補助を行った。

#### 【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例（ヤングケアラー）

本世帯は、母子家庭であり、母親、本人、長男の3人家族である。離婚原因は父親のDVである。長男は通常級在籍だが就学支援委員会では特別支援学級の判定となっている。本人は入学後しばらく登校したが、6月から不登校となった。母親が登校前に出勤し、夜遅く帰宅しているため、本人が長男を連れて買い物している様子が目撃されている。母親が休みの日は本人だけでなく、長男も登校していない。SSWは母親と面談を繰り返して信頼関係を構築し、就学援助の説明を担任と共に改めて行っている。母は「一人で頑張っていること」にこだわっているため、SSWは努力を認めながらも現状を整理し、就労支援を紹介し、関係機関につなげた。また、学校が主催したケース会議に参加し、本人、長男の校内支援体制を確立した。母親と話し合った結果、長男の療育手帳を取得し、改めて就学支援委員会に申し込ませた。また、放課後等デイサービスや特別児童扶養手当についても紹介し、関係機関につなげた。本人は、家庭状況の改善とともに、徐々に登校が増え、SC等との面談を経ながら、学級に戻るようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・「H30スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」によると、支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況としては「不登校(1625人:41.1%)」、「家庭環境の問題(1103人:27.9%)」、「発達障害等に関する問題(388人:9.8%)」の順で多く、これら全体で78.8%を占めている。
- ・児童生徒の抱える課題は多種多様であり、解決困難な課題が多い。SSWが継続的な支援を続けながら、学校や家庭を地域の社会資源とつなげているケースが多くみられる。
- ・ケース会議等への出席や教育支援センター（適応指導教室）との連携が進んでいる。
- ・H30年度よりSVを2名配置している。SVは研修及び要請に応じてSSWの勤務先に訪問し、助言・指導をしている。SVの指導により、好転したケースも多い。

#### (2) 今後の課題

- ・SCとの積極的な連携による、児童生徒への支援を充実させる必要がある。(H30年度は、SC・SSWの合同研修会を実施した。しかし、通常の勤務時間内だと、勤務条件等の関係で連携する時間がとれない。)
- ・ケースが深刻化してからの対応が多く、一つのケースに対応する期間が長いことがある。多くのケースに対応できるよう、学校との連携の充実、早期対応が求められる。
- ・SSWのさらなる資質向上が求められる。(例：地域の社会資源との関係構築)



# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

ア 地区不登校対策拠点校（公立小中学校）12校に加え、活用実績の多い地域には新たにその他3校に配置し、教育事務所管内の公立小中学校、義務教育学校の事案に対応。県立高等学校（定時制）7校に配置し、公立高等学校の事案に対応。

イ 地域の教育力を活用しながら、自立した社会人を育てる学校として、千葉県が独自に設置している地域連携アクティブスクール（県立高等学校）4校に配置し、校内の事案に対応。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

ア 社会福祉士17名、精神保健福祉士9名、教員免許5名  
年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）

イ 社会福祉士2名、精神保健福祉士2名、教員免許3名  
年間624時間（週2日、週31時間以内）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ア 勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢等を明記した「活用の指針（教育事務所 市町村教育委員会・学校 用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。

イ 取扱要綱を策定し、配置校へ配付している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

26名

### （2）研修回数（頻度）

5回（スクールカウンセラーと合同2回、訪問相談担当教員と合同3回）

### （3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と一緒に行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（全体会・地区別）でも、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

### （4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える問題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応法が学べ、今後のケース対応をしていく上で大変有効であった。また、活動全般について助言しあうことで、より効果的な取り組みに役立った。スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との合同研修会の中で、それぞれの役割を確認したり、連携に向けた情報交換ができたりした。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置・・・なし

活用方法・・・なし

### （6）課題

今後の配置拡充に向けて、スクールソーシャルワーカーに特化した研修内容を充実させるため、現状の研修会の内容や態勢を検討していきたい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】複雑な家庭環境に対応した事例（ 貧困対策、 不登校、 その他（発達障害に関する問題））

不登校傾向にある特別支援学級在籍の児童。父親は、転職を繰り返し、母親は、軽度の知的障害であり、生活は困窮している。自立支援センターやフードバンクにつないだり、父親の就職支援を行ったりした。また、自治体の障害福祉課を通して、障害者支援センターにつなぐことで特別児童扶養手当の申請を行うことができた。現在は、父親の仕事も続くようになり生活が安定している。父親が当該児童への登校支援に協力的になり、登校渋り状態が軽減の傾向にある。

#### 【事例2】児童虐待に対応した活用事例（ 児童虐待、 ヤングケアラー）

母子家庭で、家計を支える母親は、長時間労働のため、帰宅は23時。家事と弟妹の世話は生徒が担っていて、ストレスを抱えていた。近所からは虐待（ネグレクト）通報があり、児童相談所が介入した。児童相談所とスクールソーシャルワーカーが母親と本人に指導・助言をして、母親は18時に帰宅するようになった。生活が困窮していたため、生活困窮者相談窓口の生活自立・仕事相談センターにつないだ。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 平成30年度の活動状況報告から、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」をみると、延べ件数が1,423件で、29年度の約1.4倍となり、そのうち「問題が解決」「支援中であるが好転」は411件、支援中739件、その他273件だった。また、「支援対象となった児童生徒数」も、954人と29年度の約1.2倍に増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっている。

イ 地域連携アクティブスクールでは、スクールソーシャルワーカーが校内の教職員とともに必要に応じて児童相談所や福祉機関等との連携を図りながら、生徒や家庭の抱える課題に対応することができた。

#### （2）今後の課題

- ・平成30年度は、地区不登校等対策拠点校12校に加え、活用実績の多い地域には新たにその他3校に各1名のスクールソーシャルワーカーを拠点校配置した。スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっており、今後も配置の拡充が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの雇用人数を年々増員することに伴い、個々の専門性や資質向上のための研修体制の確立など、更なる充実を図る必要がある。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 202人

○実施地区 50区市町

○資格 ) 社会福祉士〔125人〕  
          ) 精神保健福祉士〔85人〕  
          ) その他社会福祉に関する資格〔11人〕  
          ) 教員免許〔55人〕  
          ) 心理に関する資格〔37人〕  
          ) その他SSWの職務に関する技能の資格〔7人〕

複数回答のため、総和は配置人数を超える。

勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。

主な内容 「SSWとは」、「SSWの採用」、「SSWによる対象となる事例」、「SSWによる支援」、「SSWの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「SSWの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等

周知方法 生活指導担当の指導主事を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

都教育委員会は、平成30年度に次のとおりスクールソーシャルワークに関するセミナーを開催した。

### （1）研修対象

各区市町村教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーのうち、参加を希望する者

### （2）研修回数（頻度）

年1回

### （3）研修内容

- ・講義「学校、家庭、関係機関との効果的な連携の在り方について」
- ・情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

SSW同士の情報交換による、各自治体の取組に係る情報の共有化

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置及び活用方法は、実施主体である区市町教育委員会の方針及び運用による。

(6) 課題

引き続き、スクールソーシャルワーカーの情報共有の場や資質向上を図る機会を充実する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（不登校と児童虐待の混在ケース）

登校することに強い緊張を感じている小学校低学年の児童に、スクールソーシャルワーカーが登校支援を重ねた。もともと母親が精神的に不安定で、保育園の頃には定期的な登園をさせることができず、園から先生が迎えに来ていたという状況であり、児童に対する母親の関わりが薄く、子ども家庭支援センターも関わっている家庭である。学校、家庭、関係機関それぞれと連携し良好な関係を維持し、特に児童の緊張を緩めることに焦点を当てながら関わったことで、登校への抵抗感が低くなり、自力で登校できる回数が増えていった。

【事例2】発達障害等に関する問題改善のための活用事例（その他（発達障害等に関する問題））

小学校内で実施されている放課後教室に、定期的な巡回相談を行い、発達障害等を抱える児童への理解についてその指導員と理解を深めていった。小学校低学年で発達障害の傾向のある児童がおり、放課後教室内では他の児童と些細なことですぐトラブルになり、その都度指導員はその児童を叱り、改善を促そうとしていた。スクールソーシャルワーカーがその児童の発達のな特徴を丁寧に指導員へ伝えることで、児童の特性の理解が進み、叱る場面が減っていった。このようなことから、指導員が本児と穏やかに関わることができるようになり、結果的に放課後教室内の雰囲気も落ち着いていった。

【事例3】性的な被害についての活用事例（性的な被害）

不登校傾向があり、かつ家庭の状況が不安定な児童が不審者に体を触られたと訴えた。学校はケース会議を開催し、事実確認及び対応等について協議を行い、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化することになった。スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を継続し、子ども家庭支援センター、民生児童委員、ケースワーカーと連携して、母親の医療機関受信へとつなげた。結果、当該児童も落ち着きつつある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの効果について、周知が広く浸透してきている。平成30年度の実施地区は、前年度と同様50地区であったが、対応学校数は35校増加している。

平成30年度、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は8,757件であった。平成30年度に扱った総件数のうち、不登校への支援が一番多く、3,072件であった。スクールソーシャルワーカー事業の浸透とその需要が増加傾向にあることが分かる。

不登校に関連して対応した事例のうち、30.7%が解決、又は好転する状況が見られた。

いじめ、暴力行為、非行等に関連して対応した事例のうち、33.2%が解決、又は好転する状況が見られた。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカー活用事業の実施については、さらなる充実を希望する区市町村教育委員会が多いことから、事業充実に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高める必要がある。

本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ることが求められる。

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門知識や技術を有するユースソーシャルワーカー（以下「YSW」という。）、高度な専門知識や豊かな実務経験に基づき困難なケースの課題解決を担うユースソーシャルワーカー（主任）（以下「YSW(主任)」という。）及び統括・マネジメント役を担うユースアドバイザー（以下「YA」という。）からなる「自立支援チーム」を東京都教育委員会に設置し、都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

継続派遣校には定期的に、要請派遣校については状況に応じてYSWを派遣。担当学校については、自宅との距離を考慮し決定している。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

配置・勤務 54人・月16日勤務

対応校数 全都立学校

資格 社会福祉士〔19人〕 精神保健福祉士〔19人〕

複数回答 その他社会福祉に関する資格〔17人〕 教員免許〔15人〕

心理に関する資格〔6人〕 その他職務に関する技能の資格〔13人〕

## (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

策定 都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制、都立学校への派遣等に関して必要な事項を定め、もって支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、その社会的・職業的自立を促進することを目的とした「平成30年度都立学校における不登校・中途退学対策（都立学校「自立支援チーム」派遣事業）実施要綱」を策定した。

主な内容 「都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制」「YSW及びYAの職務、資格」等

周知方法 YSWを含めた全職員に周知するとともに、各都立学校に通知し、周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 YSW、YSW(主任)及びYA 全54名

(2) 研修回数（頻度） 月2回程度

(3) 研修内容 「精神疾患・メンタルヘルス」、「外国にルーツを持つ生徒への支援」、「ネット依存」「発達障害・発達心理・WISC解釈」等

(4) 特に効果のあった研修内容

「YSWが経験した支援事例を発表し、YSW間で意見交換を行う事例検討会」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 あり

活用方法 YA、YSW及びYSW(主任)に対するスーパーバイズ

その他、都立学校へのYSW派遣事業を実施する上で教育委員会が必要と認める事業

(6) 課題

各YSWの技量・経験に応じた研修内容及び研修形態の設定

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】障害を有する不登校生徒のための活用事例（ 貧困対策、 不登校、 その他）

当該生徒は、母のアルコール依存及び若年認知症により、家庭環境が不安定な状態にあり、地域の支援機関の支援が必要となっていた。また、生徒本人にも特別支援学校に通うことへのジレンマがあり、障害受容の面で課題があった。これらの状況から、複雑な課題の整理、地域の支援機関とのネットワーク形成、生徒本人の障害受容や進路支援のため、Y S Wに依頼があった。

Y S Wは、子ども家庭支援センター、若年者認知症総合支援センター、Y S W、学校で定期的にケース会議を開き、地域でのネットワーク形成に取り組んだ。また、定期的に家庭訪問を行い、生徒本人の気持ちや将来について寄り添いながら傾聴を行った。

その結果、母は要介護認定を受けデイサービスにつながり、本人も障害受容を高め、愛の手帳を取得することができた。地域の支援機関につながることで、母の障害年金や本人の育成手当及び特別児童扶養手当を受給することができ、家庭も安定した。本人は卒業後の進路として、NPO 法人が実施する就労支援を受けることが決まった。

#### 【事例2】家庭環境に課題を抱える生徒のための活用事例（ 児童虐待）

当該生徒は、母親の精神状態が不安定で暴言等を家族に対して行う、母親に精神科受診を勧めるもかえって逆上をするという相談をスクールカウンセラーにしていた。学校は地域の福祉関係機関や児童相談所への相談を進めてきたが、外部機関の介入に対し本人や父親が消極的であった。そのような状況の中で、本人から、介入よりも母親に対する接し方についての助言がほしいとの希望があったため、Y S Wが本人に対する支援を開始した。

Y S Wは担任やスクールカウンセラー等の学校関係者から詳しい事情を聴きとり、定期的に生徒と面接を実施した。面接の中で生徒に対し、母親との関係を振り返り、距離の取り方や、必要であれば外部機関や医療機関との連携も必要なこと等、アドバイスを行った。

その後、面接を続ける中で徐々に生徒の状態が安定し、学習面での取り組みや成績に問題はなく、学校生活は落ち着いた。家庭環境も安定が見られた。また、担任やスクールカウンセラーへの相談等、校内においても十分相談体制が整っていることを確認できた。

#### 【事例3】ヤングケアラーの生徒のための活用事例（ 貧困対策、 ヤングケアラー）

当該生徒は、母子家庭であるが母が精神障害の治療中であるため、母と別居し、母方祖母宅に祖母、叔父、本人の3人で住んでいた。3年前に祖母が半身不随になり、本人が主に祖母の介護をしていた。また、経済的には母親の収入で2家庭の家計をやりくりしており、生活が困窮している状況であった。本人は介護疲れのために学校生活を続けることに負担を感じていたため、Y S Wの支援につながった。

Y S Wは、本人との面談や担任との情報共有を定期的に行うことで本人の意思を確認し、本人を区の福祉機関につなげた。福祉機関と学校関係者は、本人の卒業を最優先に考え支援を行うことを決定した。その結果、訪問看護を行う等、祖母の介護を地域の機関で行う体制を作ることができた。母も福祉機関との面談につながり、生活保護を受給することが決まった。学校ではY S Wと担任が面談等により本人の学校生活のサポートを続け、本人は無事学校を卒業した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度にY S Wが支援した生徒数は、2,956人となっている。

うち、継続派遣校34校にて支援した生徒数は2,693人であった。

継続派遣校以外の学校については、42校の学校から支援の要請があり、263人の生徒の支援を行った。

平成30年度にY S Wが支援した2,956人のうち83.2%(2,462人)の生徒が、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びつき、支援が終結した。

#### (2) 今後の課題

多様かつ複雑な案件に対応するためY S Wの資質向上と継続的な確保が必要であり、事業実施の体制や報酬額の適切な見直しを検討する必要がある。

困難な案件に対し迅速に対応するため、学校や関係機関との連絡体制を見直すとともに、Y S W間での情報共有を行う等、チームで対応する力を向上させる必要がある。

都立高校生進路支援連絡協議会等を充実させ、外部の関係機関との連携を強化する必要がある。

# 神奈川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

課題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校等へ派遣している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。県立高等学校においては、県内30校の拠点校に各1名のSSWを配置し、地区内の拠点校以外の学校（県立の中等教育学校、特別支援学校も含む）から派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣する体制を構築している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、SSWを4教育事務所に42名配置し、勤務形態については、年間245時間（1日7時間、年間35回）である。県立学校においては、拠点校型30名配置し、勤務形態については、年間490時間（週2日、1日7時間、年間70回）である。小・中・高等学校ともに、SSWが所有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村のSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

### （2）研修回数（頻度）

小・中学校・・・連絡協議会年2回 連絡会年2回

高等学校・・・新規採用研修会年2回 連絡協議会年3回（3回のうち、1回は小・中合同）

### （3）研修内容

【新規採用研修会】公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに事故・不祥事防止や、スクールソーシャルワーク業務力向上を図るための研修を行った。

【連絡協議会】平成29年度の神奈川県問題行動等調査の調査結果概要について情報提供した。外国につながる子どもたちの理解と支援についての講義の後、グループ協議を実施。事例をもとに、外国につながる子どもたちの支援と関係機関の連携を協議した。

【連絡会】小中学校と高等学校のSSWの合同の連絡会。学校における虐待対応と関係機関との連携についての講義、平成29年度の神奈川県問題行動等調査の概要、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策、SSW活用事業の活動記録について情報提供をした。グループ協議では、児童虐待における関係機関との連携について協議を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

小・中学校と高等学校のSSWの合同研修では、互いに顔が見える関係となり、今後連携していくにあたり大変有意義であった。講義内容は、学校での虐待対応、関係機関との連携、保護者対応の基本的視点等、SSWの実務に関する内容が含まれており、今後の活動に活かせるものであった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### SVの設置

SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、年間350時間（1日7時間、年間50回）である。

#### 活用方法

SSWに指導助言を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

### （6）課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待のための活用事例（児童虐待 不登校）

登校渋りや遅刻が増えてきたA。学校での聴き取りにより、家族Bからの暴言・暴力があることがわかり、学校からSSWに相談があった。学校管理職から虐待担当課、児童相談所に通告。児童相談所は、虐待案件として受理、一時保護はなし。その後、ケース会議を学校で実施。学校が本ケースに理解を深め、学校全体で対応。

Aの親族CとSSWの面談の後、BとSSWが面談。Bに寄り添いながら、相談できる場所を紹介。BのAへ対応の変化が少しずつ見られ、Aの気持ちの安定につながった。

#### 【事例2】貧困対策のための活用事例（貧困対策 その他）

高校に在籍している生徒Aは母子世帯であり、経済的に厳しい家庭である。担任からSSWに相談があり、Aに継続的に関わることになった。

母は仕事を掛け持ちしており、母子間でのコミュニケーションも乏しく、家庭環境が見えにくい状況であった。SSWから母へ直接会って話を伺えないかと連絡をしたが、会うことはできなかった。SSWはネグレクトも懸念される状況とも考えていた。Aもアルバイトをしていたが、食事が満足に摂れないこともあった。そのためフードバンクを利用するなどの支援も行った。Aの生活状況を確認し、卒業を目指してモチベーションを維持できるように面談を継続した結果、就職先も決まり無事に卒業していった。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（不登校 ヤングケアラー）

Aは幼稚園に通っていない年下のBの世話をしている。Aは家にひきこもりがちである。Aは料理が得意。SSWはA、B、母を保健福祉センターの保健師につなぐことを目標とした。そこで、学校、保健師、SSWが調理実習を企画。学校で母とBを交えての調理実習をした。結果として、A、B、母を保健師とつなげることができた。

Aは、ひきこもりがちなので、今後も親子調理実習を企画、実施しながら、外出する機会を増やしていく。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度の支援対象児童生徒数は、小学校650名、中学校537名、高等学校1371名、特別支援学校7名、計2565名で、うち継続者数は、小学校468名、中学校373名、高等学校743名、特別支援学校0名、計1584名であった。また、継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」738件、「不登校」535件、「発達障害等に関する問題」395件で、全件数の合計は3209件となっている。

SSWの相談件数は、平成29年度と比較すると324件増加しており、SSWの活用は定着しつつあるものと考えられる。学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つSSWが他機関とつなぐことで課題の解決につながっている。

#### （2）今後の課題

子どもを取り巻く社会環境の変化や発達課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。多方面との連携が必要な事案が多く、SSWの配置等、効果的に活用できる体制づくりが課題である。



# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を核とした市町村サポートチーム、スクールカウンセラー等との緊密なネットワークの構築

学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上

児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内3つの教育事務所に7人（上越2人、中越3人、下越2人）、本庁（高等学校教育課）に4人配置  
学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携する「連携派遣型」

SSWのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる

勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について検討する運営協議会の実施

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### 【配置人数と資格】

12人〔有資格者：社会福祉士9人、精神保健福祉士3人、児童福祉司1人、臨床心理士2人〕  
2人〔準ずる資格：警察勤務経験5年以上2人〕

人数は、辞職に伴う中途採用者も含む実人数である。

#### 【勤務形態】

週30時間勤務として、勤務日、勤務時間の割り振りは配置教育事務所や担当課の実情に合わせて決める。

教育事務所：7.5時間/日、週4日勤務

本庁：5.83時間/日、週5日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー取扱要領」に則り、事業を行う。また「事業の概要」や「派遣要請の手続きや留意点」について説明したパンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」を各教育事務所から市町村教育委員会を通して、小・中・特支学校にメールで配信する。

同様に、県立高校や中等教育学校は、本庁（高等学校教育課）が窓口となり対応している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県採用のSSW、SVとして県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事が参加

### （2）研修回数（頻度）

・生徒指導担当指導主事会議（年2回）

・事例検討会（年3回）

・運営協議会（年2回）

・全県サポートチーム連絡協議会（年1回）

・施設訪問研修（年1回）

### （3）研修内容

・生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有

・事例検討会：事例を持ち寄っての検討と、活動状況に関する情報交換

・運営協議会：文部科学省の教育相談体制充実に係る連絡協議会の伝達講習等

・全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び研修

・施設訪問研修：医療機関や福祉施設等の訪問による現地研修

### （4）特に効果のあった研修内容

施設訪問研修で、県立精神医療センターの医師やPSW等から対応中の事例や課題等の説明を受け、医療機関等と連携するための留意点について研修したこと。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：本庁（義務教育課）に臨床心理士1人を常駐

活用方法：事例検討会等におけるケースに対する助言・指導

### （6）課題

・特に新規採用や経験の浅いSSWの資質向上や人材育成を図る必要がある。

・アセスメントに必要な県や市町村の福祉・医療等の関係機関との連携について理解を深め、SSWの専門性の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害、養育環境に起因する暴力、集団不応への活用事例（暴力行為、その他）

##### （1）具体的なSSWの対応

母子家庭の小3男子のAは、反抗挑戦性障害の様相を呈しており、パニック時に叩く、蹴る、噛みつく、物を壊す等の行動がある。普段も乱暴な言動が多く、何でも自分の思い通りにしようとする。Aの母親にも精神障害が疑われる言動があり、連携が取れないことから、SSWを要請。学校にインテーク後に対応。

Aと母親への支援について、関係機関との連携を機能させるための役割分担等の調整

集団不応や暴力行為の深刻化の抑止や適切な順応のための体制を構築するケース会議の主催

##### （2）成果

特別支援学校の地域支援制度を活用することにより学校支援を行うとともに、別居中の父親と、母親との面談を通して、父母のニーズを確認し、関係機関との処遇会議を実施し対応を見直した。

ケース会議に医療機関の介入を促し、受診にSSWが同行。お試し入院を通して、隣接する特別支援学校に転校し、服薬治療や専門的な個別支援により以前より落ち着いた生活を送る時間が長くなった。

#### 【事例2】自殺未遂をした精神的に不安定な生徒への活用事例（その他）

##### （1）具体的なSSWの対応

中3女子のBは、両親との関係、両親相互の関係が悪く家庭内の人間関係のストレスからリストカットを繰り返していた。また、主治医から多重人格による障害の疑いがあると診断を受けていた。交際していた男子生徒の保護者が介入したことにより2人の関係が崩れ、進路選択の不安も重なり、Bは建物から飛び降りて自殺を図ったが、幸い軽い怪我を負った程度で大事に至らなかった。

自殺未遂以前からBを支援していたことから、未遂翌日の緊急ケース会議への派遣要請以降、ケースワークを通して、卒業まで本人見守り、家庭支援の経過を確認。

##### （2）成果

B本人の支援に関しては、医療機関の指示を最優先として、信頼を寄せる担任と養教の二人を窓口複数で対応した。また、市の保健師と管理職を含む教職員が保護者と面接を定期的に行い、特に母親の心情の安定を図ることができた。Bは、医療機関への入院もなく卒業を迎え、第二志望の高校に入学できた。

#### 【事例3】経済的に困窮する家庭の生徒への活用事例（貧困対策、ヤングケアラー）

##### （1）具体的なSSWの対応

父子家庭の高2男子のCは、家事を担い、支援を必要な弟の面倒を見ている。母親は別居中。父親の主な仕事は日雇いで生活が困窮しており、校費滞納なども発生していたが公的支援は受けていなかった。修学旅行費も未納のため、SSWの派遣要請となった。

SSWは父親との面談後、パーソナルサポートセンターに繋ぎ、父親の債務整理・生活福祉資金の貸し付けなど、経済的自立に向けた支援を行った。

##### （2）成果

公的支援により、Cは修学旅行に参加できた。また、市の保健師と連携し別居中の母親への心理的サポートを行うと同時に家族としての協力を依頼した。その後、引き続き関係機関と情報共有しながら、生活再建に向けた支援を行っていることで、Cの家庭での負担も減り、学業に専念できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○要保護児童対策地域協議会との連携事案が増加し、SSWが家庭支援を行うことにより、学校と保護者との関係改善、信頼関係を再構築でき、学校現場の負担軽減を図ることができた。

○ケース会議で、有効なアセスメントを行うためにカンファレンスシートを活用し、問題状況に関して共通理解を図ることにより、関係機関との連携を円滑に行うことができるようになってきた。

#### 【SSWを活用した学校（利用率）】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	利用校数 / 学校総数 / 利用率	37 / 371校 / 10.0%	66 / 362校 / 18.2%	63 / 355校 / 17.7%
中学校	利用校数 / 学校総数 / 利用率	65 / 173校 / 37.6%	86 / 172校 / 50.0%	58 / 170校 / 34.1%
高校	利用校数 / 学校総数 / 利用率	42 / 97校 / 42.9%	87 / 92校 / 94.6%	61 / 92校 / 66.3%

#### （2）今後の課題

・「問題対応型」の生徒指導への活用から、「未然防止型」の生徒指導で活用を進めること。

# 富山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内全ての中学校区（中核市として単独実施の富山市を除く53校区）に派遣し、各中学校区において、小・中学校の派遣時間等を調整している。

県立高等学校（定時制）4校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて、支援している。

緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。

深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 33名

資格 社会福祉士12名 精神保健福祉士6名 その他社会福祉に関する資格8名

教員免許17名 資格を有していない6名

勤務形態 中学校区の実態に応じて、週2時間～週6時間、原則年間35週派遣

高等学校へは、週4時間程度、年間35週分派遣

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。

スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者（1回目のみ）、中学校事業担当者（1回目のみ）、高等学校事業担当者（1回目のみ）

### （2）研修回数（頻度）

年3回

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーの役割について

事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有

活用方法：他のSSWの資質向上のため、アセスメントの妥当性やSSWの在り方について助言等ができる経験豊富なSSWをいじめ対策SWに任命し、スーパーバイザーと兼ねて活用している。

### （6）課題

全員が参加できる研修機会の確保が難しい。

講師人材が限定（不足）している。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の問題（貧困）に取り組んだ活用事例（ ）

- 小学3年生男児 A男
- A男は、母親と妹（未就学児）と、5月に他県から転居してきた。
- 初めて登校した時から、A男は文房具や教材を持ってこず、数日間同じ服装で登校したり、給食を他の児童よりも急いでたくさん食べたりする様子が見られた。
- 担任は、保護者に電話で連絡するが繋がらない状態が続いた。また、前任校に児童の様子を問い合わせたところ、家庭の問題で両親が離婚し転校したこと、前任校でもA男に同じような様子が見られたことが分かった。そこで、学校は、SSWに支援を要請した。
- SSWは電話連絡や家庭訪問を重ねた結果、保護者と顔を合わせることができた。
- その後、定期的に面談機会をもつことができた。面談の中で、保護者の金銭問題のため、生活が困窮し、食事すらできない日が続くことが分かった。
- SSWは学校と相談し、市福祉担当課に繋ぎ、母親に就学援助や生活保護の受給の手続き等を促した。また、母親が怠惰で住環境が不衛生なために本児が眼病を患ったこともあり、衣食住に関する助言や生活指導を保護者及びA男に繰り返し行った。
- これらの取組が実を結び、行政支援を受けることができるようになったことで、少しずつ生活環境が安定し、A男に以前のような様子は見られなくなった。

#### 【事例2】ネグレクトの疑いと不登校に関する問題に取り組んだ活用事例（ 、 ）

- 中学1年生男子 B男
- B男は、母親、姉（高1）との3人暮らし。
- 母親は、以前からB男に対して、「育てにくさ」を感じており、小学校卒業後は、養育施設に入所、併設の支援学校に入学させたいと考えていた。また、母親の怠惰によるネグレクトの可能性が考えられた。
- B男は中学校の知的障害特別支援学級に進級した。
- 入学後、B男には交流級の生徒とのトラブルや、欠席、遅刻が目立った。このような状況の中、B男が登校しづらさを感じていることが明らかになり、学校はSSWに支援を要請した。
- SSWが家庭訪問を繰り返し母親と面談を行う中で、母親自身が複数の障害をもっており、医療機関に通院していることが分かった。
- 母親が通院している医療機関を受診する際にSSWが付き添い、B男の診察や検査を勧めてもらった。その結果、B男の障害についても判明した。
- SSWは学校と相談し、市福祉担当課に繋いだ。学校とSSWは市の要保護児童対策協議会に参加し、関係機関と連携し、ケース会議を重ねた。
- その結果、B男は2年生から養育施設に入所、併設の支援学校に転校することとなった

#### 【事例3】

- 該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 中学校区に派遣することで、中学校と小学校間の児童生徒の情報共有を円滑に行うことができた。SSWが不登校児童生徒やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築できたことで、関係機関や医療機関、SCにつなげることができた。児童虐待や経済的問題等の家庭に起因する事案に関しては、SSWの専門性を生かして、関係機関と連携して、具体的な対応策を検討することができた。

#### （2）今後の課題

本県では、平成30年度から全公立中学校区（中核市を除く）へSSWを派遣し、小中学校が情報共有を行い、連携しながら対応できる体制を整えている。今後は、SSWの派遣時間の増や増員など事業の拡充及びSSWの質の向上を図ることが必要である。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為や非行等、児童生徒の問題行動に対する学校の生徒指導体制を支援する。
- ・不登校、児童虐待等に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて学校の教育相談体制を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内の児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、26名のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、学校へ派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・18名のスクールソーシャルワーカー（元警察官16名・元教員2名）を、県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。  
1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・8名のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士4名・精神保健福祉士4名）を、県内教育事務所管内（小松1名、金沢3名、中能登3名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。1回4時間、週1日、年間35週の勤務を行う。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・職務内容や具体的な活用例等をリーフレットに記載。
- ・県教育委員会、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会等において周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・26名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

### （2）研修回数（頻度）

- ・県内教育事務所管内ごとに、毎月1回行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

### （3）研修内容

- ・毎月1回、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援や連携等の在り方について、指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「いじめ等予防対策支援プロジェクト研修会」等の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 スクールソーシャルワーカーが一堂に会する場に合わせて招聘。

活用方法 連絡協議会等にて指導・助言

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。
- ・必要性の高い研修を開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を周知徹底すること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害のある生徒の問題行動に対する活用事例（発達障害等に関する問題）

特別支援学級（情緒）在籍の中学男子生徒Aは、自尊心が高く、自分の思いや予定が計画通りにならないと、激高し感情のコントロールができなくなる。一旦興奮すると、教師の制止も受け入れられず、反発を繰り返す。そうした中、保護者の困り感も大きくなっていった。この事案に対して、SSWを派遣し、学校側とケースカンファレンスを重ねながら情報共有を図り対応を検討していった。当該生徒宅はゴミが散乱するなど環境面にも大きな課題があり、保護者の育児能力も低いことが分かり、市の福祉課や児童相談所に働きかけ環境整備を行うなど、関係機関と連携しながら支援体制を構築していった。

#### 【事例2】問題行動を繰り返す生徒に対する活用事例（非行・不良行為）

男子高校生Aは、授業中の立ち歩きや、担任教諭の指導に従わないなど、問題行動を繰り返しており、その都度生徒指導主事や学年主任が指導にあたっていた。

その後、当該生徒の無断アルバイトとアルバイト先での窃盗が発覚した。そこで、学校は管理職、生徒指導主事、学年主任、SSWを交えてケース会議を実施。学校はSSWから助言を受け、生徒指導主事、学年主任、担任教諭が保護者との面談回数を増やし、家庭の協力をお願いするとともに生徒理解に努めていった。

当該生徒は徐々に生活態度、学習態度が改善されている。また、定期的にSSWとの面談を実施している。

#### 【事例3】生活困難な環境にある生徒の支援のための活用事例（ヤングケアラー）

高校1年生のBは、父親と弟（小学生）の3人暮らし。父親には持病があり、4～5年前から働けない状態にあった。そのため、家庭は経済的に苦しく、特に月末になると食費にも困る状況であった。当該生徒Bも欠席がちとなっていた。父親は児童手当などの給付があっても、計画的な金銭の管理ができない様子であった。その後父親は持病が悪化し入院。当該生徒は家事全般をすることとなる。この事案に対してSSWを派遣。当該生徒Bは家事の負担から疲労が見えるようになっていった。SSWは市の生活支援課と連携し、家事支援を検討。市のケースワーカーが父親と面会。手続きを行い、家事支援サービスにつなげた。その結果、当該生徒Bの負担も減少し、精神的にも安定していった。その後登校を再開し、学校復帰を果たすことができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、ケース会議等を通じ適切なアセスメントが行われ、課題を抱える児童生徒に対して、適切な支援体制の充実が図られた。また、支援が必要な家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの専門的な知識や経験を用いて、児童相談所や福祉事務局等の関係機関と連携し、サポート体制の構築につなげた。

その他、家庭と学校との橋渡し役を担い、学校の指導に対する保護者の理解を図った。

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、スクールソーシャルワーカーが問題行動の早期発見・未然防止に努めた結果、いじめの認知件数が派遣校全体で、約29.4%増加した。

#### （2）今後の課題

- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保が難しくなっている。
- ・定期的に校内で、外部専門スタッフを交えた情報共有の場の設定が必要。
- ・スクールカウンセラーや外部専門スタッフ等との連携について、コーディネーター役を担う担当教諭の役割が大きく、管理職によるサポートが必須となっている。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
県内9市に配置（福井市4名、敦賀市・鯖江市・越前市・坂井市2名、他4市各1名）するほか、県北部全域担当を2名、県北部4町担当を1名、県南部担当を1名、県立高等学校定時制7校には3名を配置している。また、スーパーバイザーを1名配置し、困難事案への対応に協力を得ている。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態  
・配置人数25名  
（社会福祉士：16名 精神保健福祉士：2名 教員免許取得者：12名 一部重複）  
・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について  
・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定  
（ねらい 配置状況 支援過程 実践事例 スーパービジョン体制 関係機関等）  
4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行い、生徒指導主事や教育相談担当者の集まる会議等での説明・配布を依頼し、活用への理解を深める

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
・スクールソーシャルワーカー、各市町指導主事・関係機関担当者
- (2) 研修回数（頻度）  
・研修会2回（8月、11月）  
・事例検討会6回（2カ月に1回）
- (3) 研修内容  
・研修会…… 「ケース会議の進め方と事例検討」  
「心の危機と向き合う生徒指導の進め方」  
・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言
- (4) 特に効果のあった研修内容  
スクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進めた。また、参加者がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校関係者、保護者等の役割演技をすることで、役割分担や連携の大切さについても理解を深めることができた。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法  
S Vの設置…県で1名配置  
活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスを行う。
- (6) 課題  
S S WやS Cだけでなく、学校の教育相談担当や市町の指導主事等も含め、現状や今後の課題に対して、具体策などを話し合う機会が必要である。経験年数に違いがあるので、経験差を埋めていくために効果的な研修を進める必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】「 貧困対策 児童虐待 不登校」のための活用事例

母親、兄(中2)、弟(中1)の3人暮らしで、生活保護世帯で行政(生保担当者)が介入。弟が不登校となり、母親には連絡をしてもつながらず、家庭訪問しても出て来ない。登校出来ていた兄から、弟の様子を聞くことしかできない状況。中学校から、SSWの申請があり、校内ケース会議に参加した。

情報としては、学費の滞納あり、母親は、学校関係者との連絡等はない、拒否的である。学校としては、弟が元気であるのか心配である。兄は、体が細く、朝ごはんを食べてきていないことが多いため、食事が摂れているのか心配。母親には、SSWについての説明や許可等も取れていない状況であるとのことであった。

SSWが、行政(生保担当者)と協力し、家庭訪問時同行させてもう方向性を提案。まず、行政(生保担当者)と連絡調整を行って、家庭訪問に同行した。母親や一緒にいた兄に、SSWの説明を行い、次回からはSSWが一人で訪問することについて許可を得る。母親は、弟が不登校になって以来、部屋にこもっており、どうしていいのかわからない状態で、困っているとのこと。

母は、直接、弟と話してほしいと希望される。家庭訪問にて、弟から困り感について聞き取り、学校は行きにくいとのことであったため、適応指導教室に通ってみることを提案する。直ぐに、適応指導教室に通うようになり、集団活動に参加しながら、スタッフやメンバー同士の関わりの中で自信が持てるようになっていった。

SSWが、適応指導教室で本人と関わっている中で、母親に対する気持ちや家が貧しくて恥ずかしいこと、母親の料理が下手などの話を聞くことができた。継続した家庭訪問活動では、母親に対して、本人との関係性や子育てについての助言やアプローチを行い、金銭管理について行政(生保担当者)と連携しながら支援を行った。

同時に、担任も家庭訪問を継続して、本人や母親と会えるようになり、担任の声かけで、週1回から相談室登校を開始出来るようになり、進学する気持ちが持てるようになっていった。

#### 【事例2】「 貧困対策(外国人家庭支援)」のための活用事例

母親が外国人の家庭への支援を行った。

児童は食欲が進まず、給食を十分に食べることができないことがあったり、授業を受けるのが辛そうな様子が見られたりした。宿題の日記を見ると、1か月間での家庭での食事に波があるように感じたため、学校から家庭状況の把握と児童の学校での様子確認の依頼があった。

SSWが、児童の学校での様子と給食時間の確認をし、その後、母親との面談を行った。母親の主な困り事としては、経済的に苦しい、日本語が分からない、自国の子育て方法では日本の環境では上手くいかず、どうしていいかわからないということなどであった。内職は作業単価が低く、仕事を探したいが、父親がハローワークに行く時間も取れない状態だった。また、誰かに相談したくても、相談する相手がいないことも分かった。

そのため、SSWがハローワークにて求人情報をもらい、父親と母親に渡した。SSWは父親との面談の中で、理解力が低く、金銭管理ができなかったり、児童の前で母親を見下すような言葉を言ったりするなど、子育てに協力的でないと感じた。そこで、福祉課と連携して、学校から、児童の様子を定期報告してもらうようにし、家庭の様子を見守りしながら、支援が必要な状況になった時に、即座に対応できるような体制づくりを行った。

また、母親は、保護者会や授業参観に出席したことがなかったが、SSWが母親に同行することで参加することができた。参加したことがきっかけで、母親は、日本の成績表の見方やテストが日本と自国で違うことを理解することが出来た。それによって、母親の児童が持ち帰るテスト等への理解が変わり、児童への言葉がけに変化がみられた。

その後、児童は、少しずつ給食を食べることが出来るようになり、月間での摂取量の波も減っていった。母親はパート職として勤務するようになり、少しずつ経済的に安定してきたことで心配事が軽減し、児童にもよい影響を与えていると考えられる。

#### 【事例3】「 ヤングケアラー」のための活用事例

教育相談センター内でのチーム支援体制を行いながら、外部機関との連携で対応した事例である。

母親、姉(高校1年生)、妹(中学1年生)の3人暮らしで、生活困窮世帯であるが、生活保護は拒否している。姉妹は登校すると臭いが気になるなど周囲から言われることがある。母親が家事をしておらず、姉が家事をしているとのことで、要対協ケースとして、行政(子ども福祉課)が介入していた。姉は、休学したばかりで、高校としては、姉に対してSSWを派遣していたが、面談は1回だけであった。行政(子ども福祉課)が家庭訪問した際は、姉からの話は聞いていた。母親は、家庭訪問は拒否的であるが、電話での相談は頻回に来ていた。内容としては、子どもたちへの対応に関する困り感であり、生活に関する相談や支援につなぐことは難しい状態であった。そんな中、母親から、行政(子ども福祉課)に、子どもたちを施設に預けたいとの訴えの電話が入る。また、妹は、不登校であるが支援が入っていないこともあり、現時点で介入している関係機関との話し合いで、教育相談センターが介入する方向を検討された。



後日、ケース会議が開催され、行政（子ども福祉課）と高校のSSW、教育相談センターの教員とSSWが参加した。情報としては、家の中が汚く、姉妹も臭うことから入浴や洗濯が出来ているのか、食事が摂れているのか心配であること、母親の男性が出入りしており、性被害が心配との話であった。現状の情報では、明確さ等に欠けており、リスクアセスメントが出来ない状況であること、休学や不登校支援を行う前に、必要な情報を的確に収集して、情報を整理しながら、リスクアセスメントを行うことが重要であると判断した。行政（子ども福祉課）と母親の関係は良好であることから、関係性を維持しながら継続的な支援を行うこと、子どもへの対応、不登校の問題を抱えているということで、母親と姉妹を教育相談センターつないでもらうこととなった。

母親、姉妹が教育相談センターに来所して、教員は母親、SCは姉、SSWは妹に対して面談を行った。数回の面談が行われ、教育相談センター内でリスクアセスメントを行い、現状では性被害、虐待等のリスクは低い状態である。現状では姉妹共に年齢が上がり、母親の仕事の負担等の理解が出来ようになっている。姉妹は、母親から認められることを求めており、愛着問題に関する支援を行う段階であると判断して、教育相談センターでの継続面談を行った。一方で、教育相談センター内でのアセスメントや方針について行政（子ども福祉課）と共有し、その介入は継続しながら、リスクや緊急時には児相と対応していく体制を構築してもらった。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度に支援を受けた児童生徒は、小学校330名、中学校227名、高校64名、特別支援学校2名である。支援件数は680件で、そのうち、5.7%は年度内に問題が解決し、22.9%は支援中であるが、好転した。

個別のケースについては、関係機関（適応指導教室や福祉部局等）と連携をとり、支援体制を整えている。家庭訪問や関係機関との連絡をとり、ケース会議を開催し支援することで問題解決につながったこともあった。スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加することで、福祉的視点での見立てを行うことや、生活面や経済面等についての情報をスクールカウンセラーや教職員等と共有することで、目標の共通理解や支援の重層化を図ることができた。また、保護者の了承が得られないため、支援ができない事例についても、学校側がスクールソーシャルワーカーにアセスメントや管理職や教育相談担当、担任に助言したことで、今後の支援のあり方を学校で協議し、共有していくことができたこともあった。

##### （2）今後の課題

SSWの需要が多く、現在、活動しているスクールソーシャルワーカーは、例年、年度途中で年間の配置時間分の活動を完遂してしまっている。市内の不登校者数、問題を抱える家庭の数は増える傾向により、今後更に需要過多となることが明らかであるが、十分な配置ができない状況にある。人員を増やし、負担を軽減する、もしくは活動に見合うように待遇を改善することでスクールソーシャルワーカーがより活動しやすくなる必要がある。

# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ，不登校，暴力行為，児童虐待等の児童生徒の問題行動に対して，児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけるとともに，関係機関等とのネットワークを活用して，支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 全県の小・中学校を網羅するため，県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し，2名～4名を配置）また，高校への対応も必要な事例が増えているため，総合教育センターに2名配置する。
- ・ 社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え，互いに相談しながら，取り組むことができるようにするため）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 13名 4教育事務所に計11名（4名配置1箇所，3名配置1箇所，2名配置2箇所）  
総合教育センターに2名
- ・ 資格 社会福祉士4名，精神保健福祉士2名，教員免許11名，心理に関する資格6名  
（重複あり）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ ガイドラインや周知資料（A4枚1枚表裏）を作成し，全小・中学校，高等学校に配布。
- ・ 小・中学校へは計画的な巡回訪問を実施。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

#### ・ 運営協議会＜参加者＞

大学教授，社会福祉協議会長，スクールカウンセラー代表，民生・児童委員協議会長，県社会福祉士会長  
精神保健福祉会長，児童相談所相談支援課長，こころの発達総合支援センター所長，県警少年対策官  
公立小中学校校長会長，総合教育センター相談支援部長，適応指導教室主幹，県PTA協議会長  
県子育て支援課児童養護担当課長補佐，スクールソーシャルワーカー，教育事務所担当指導主事

#### ・ 担当者会議＜参加者＞

教育事務所担当指導主事，スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 運営協議会（年2回），担当者会議（年4回）

### （3）研修内容

- ・ 事例検討 担当者会議において，それぞれの事例を持ち寄り相互の研鑽・学習の機会としている。
- ・ 研修会 関係機関の職員を講師とした研修を実施している。（平成30年度は少年非行をテーマ）
- ・ 運営協議会 関係機関との情報交換，連携方法，支援における課題を協議している。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「少年審判の手続きと山梨県の少年非行の実情」 甲府家庭裁判所 調査官

### （5）スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置なし。

### （6）課題

- ・ SV体制については予算の都合上実施ができない。スクールソーシャルワーカーの人材育成，人材確保のためにも支援体制の構築が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】養育力が心配される家庭への活用事例（ 貧困対策 家庭環境の問題）

##### <概要>

保護者の養育力が心配される生徒について、生活状況の確認を行うとともに、地域との連携体制を構築していく必要があるため、SSWの派遣要請があった。

##### <SSWの活用>

- ・ 校内ケース会議を実施し、学校が把握している家庭の情報を整理した。
- ・ 市の子育て支援課からの情報を整理した結果、保健師が継続的な支援を行っていることが確認される。
- ・ 経済的な問題はないが、親戚等による援助も可能であることを確認した。
- ・ 学校、子育て支援課、保健師、SSWによるケース検討会議を実施し、支援方針、役割を確認した。
- ・ 定期的なケース会議を開催し、情報共有、親戚等も含めた関係づくりを構築した。

##### <活用後>

保健師をキーパーソンに学校と市で情報が共有できるようSSWが連絡調整を行うとともに、保健師とSSWの連携の下、親戚との関係づくりを行った。親戚による保護者への手助けも入り、状況が改善に向い、現在もケース会議や支援を継続している。

#### 【事例2】いじめへの活用事例（ いじめ）

##### <概要>

保護者から子供が、いじめられているという訴えがあり、意向に沿って支援を行ってきたが、年度末の人事異動により、環境が大きく変化し、関係構築が必要であることから、SSWの派遣要請があった。

##### <SSWの活用>

- ・ 保護者との面談を行い、関係づくりを行った。その際、いじめの問題以外にも育てにくさ等の課題を抱えていることが確認された。
- ・ 本児童に関わる教職員との個人面談を行い、学校の見立て、校内の支援体制の状況を確認した。
- ・ 状況を整理し、保護者を相談機関へつなぎ、本児童への関わり方等について、専門的なアドバイスを受けられるようにするとともに、保護者の同意の下、学校への情報共有を行う。
- ・ 保護者、学校、相談機関、SSWによるケース会議を行い、支援の方向性を確認した。

##### <活用後>

学校以外の相談機関との連携により、保護者や教職員への専門的な助言が受けられるようになった。特に保護者の課題や困り感が軽減され、児童の安定が図られるようになるとともに、保護者と学校の良好な関係づくりにつながった。

#### 【事例3】性的な被害の可能性のある事案についての活用事例（ 性的な被害）

##### <概要>

家庭環境の変化による性的虐待の可能性が心配される生徒への支援について、SSWの派遣要請があった。

##### <SSWの活用>

学校、地域の民生委員や市町村の福祉部局への情報収集を行うとともに、ケース会議を実施し、児童相談所、学校、市町村の福祉部局、保健師、民生児童委員が予防的に関わっていけるような体制構築を行った。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 過去3か年において、支援した児童生徒数、継続支援となった児童生徒数はともに増加傾向にあり、SSW活用についての周知の定着だけでなく、ニーズも高まっている。

	H28	H29	H30
支援した児童生徒数	301人	353人	478人
内継続支援数	190人	230人	227人
抱える問題	431件	521件	442件

#### (2) 今後の課題

- ・ 多様なニーズに応えるためにもSSWの力量向上を目的とした更なる研修の実施が必要である。
- ・ 派遣要請の増加に伴い、SSWの負担感が増しているため、SVを含めた相談支援体制の構築や活動時間等の拡充が必要である。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に合計28名のSSWを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応  
SSWは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・支援件数の増加に伴い、平成29年度22名から6名増員して合計28名に拡充（令和元年度も、さらに拡充）
- ・人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内の教育事務所（5か所）に合計28名（東信6名、南信7名、南信飯田2名、中信7名、北信6名）を配置
- ・任用条件は、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者のみ  
現任者28名の内訳：社会福祉士（25名）、精神保健福祉士（10名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（7名）
- ・配当時間は、28名の合計で17,060時間（1名平均568時間）
- ・年間勤務日数は28名の合計で4,395日（1日7時間以内の勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインを策定し、長野県教育委員会のHPに掲載している。
- ・県独自事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織  
生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言  
生徒指導専門指導員...生徒指導を担当する主任指導主事 いじめ・不登校相談員...義務校長経験者
- ・年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC）  
各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びSSWの活用方法を周知
- ・要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画  
学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県で任用しているSSW28名

### （2）研修回数（頻度）

- ・職務研修（年7回） ・自己課題研修（年2回を上限）

### （3）研修内容

- ・全県研修会（年2回）  
いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・SSW実務者研修会（年5回）  
SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）
- ・自己課題研修（年2回）  
長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、県民文化部こども・家庭課等の研修講座などから選択
- ・全国研修会（年1回）県で1名が参加し、実務者研修会において研修内容を共有。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・年度当初に、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修
- ・生活就労支援センターまいさぼとの支援連携に関する研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVを設置していない

### （6）課題

- ・SSWの人材確保 ・SSWの資質向上と支援の質の均質化 ・SVの体制の検討
- ・SSW活用に関わる学校側への周知 ・地域福祉行政サイドに対するSSW活用事業の周知

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭的な貧困を背景にもつ不登校支援のための活用事例（ 貧困対策、 不登校、 その他）

家庭環境 本人（高3男）、母親、妹、弟 母親は2度の結婚と離婚を経て母子家庭。本人と妹は1人目の夫との子。本人と母親の関係は悪い。母親は月15万円程度の収入。自家用車の運転が必要という理由から生活保護を受給していなかった。

本人の状況 大学を受験するつもりであるが、家庭の経済的な問題等により精神的なストレスを抱えていた。

本人や家族への支援

・SSWの介入により、学校、SC、医療機関（医師、MSW）が連携した支援を開始。本人が精神科への通院を開始。学校、SSW、医師、MSWによる支援会議を複数回実施。本人がうつ病と診断され、本人を入院治療させるために市の福祉課と連携。自立支援医療費や高額療養費を申請。本人は入院先から登校できるようになった。家庭が奨学金を申請。大学に合格

#### 【事例2】複雑な家族背景がある生徒支援のための活用事例（ 児童虐待 その他）

家庭環境 本人（定時制高校2年）、父、兄（2人）と同居。母は平成22年に病死。その他に別居の兄弟姉妹が5人。父は子どもの養育に無関心で家事能力もないため、家はごみ屋敷状態で、食事モアルバイト先の廃棄処分品等を食べて生活していた。

本人の状況 11月上旬に本人から腹痛の訴えあり。父に受診を促すも、健康保険に加入しておらず受診が出来なかった。その後病状の悪化で緊急手術、入院となり病院から児童相談所へ虐待通告が行われた。本人から、「退院後自宅へ戻りたくない。」との意思が確認された。

本人や家族の支援

・SSWと保健師が介入し、本人の今後の生活場所を検討するなかで、本人のアルバイト先で同級生の家族から高校卒業まで預かりたいとの申し出がなされた。保健師や子育て支援課が同居先の家族と面接を行い、児童同居届け（児童福祉法第30条）を県知事に提出し同居となった。同居後は、児童相談所、役場による家庭訪問や学校訪問が行われ、本人の生活実態の把握が行われた。また、SSWと関係機関で、父親を含めた支援会議を月1回行い、父にも本人の状況を知ってもらい、保護者として本人や学校との関係が切れぬように努めた。本人だけでなく、同居の同級生も定期的に面接し、同居のストレスがないか確認していく事とし、緊急時には児童相談所が介入できる体制を整えた。

#### 【事例3】クラスの集団に入れず性的被害にあった生徒の活用事例（ 性的な被害）

○家庭環境 本人（高1生女子）、母親。母親はダブルワーク。母子ですれ違い、本人は殆ど1人で生活。

○本人の状況 両親離婚後、父が養育するも、父の疾病により、中3から母と生活。中3時は不登校。高校入学するも、学力も低く、似た境遇の友人と2人で女子の集団に入れず、SNSつながりの男性と交流。同級の男子生徒複数からカラオケに誘われ、性交を強要され、動画に取られてクラス内に流されてしまった。

○本人や家族の支援

・学校より警察、児相に連絡。加害生徒への指導が入る。本人は婦人科を受診し、性教育を受けるも中断。養護教諭がSSWへ相談。SSWが要対協へ連絡、担当者同席で母及び本人を入れた支援会議を開催。本人は法テラスにて心理相談と発達検査を受け、知的能力の低さが判明。療育手帳や福祉サービスへのつながりを行うが、母子で拒否。母へは経済的困窮への支援を行うが、手当手続き後は会議出席を拒否。以後は障害福祉相談員も交えて、関係者会議を継続的に行う。その中で年度末の成績不振を理由に、関係の良い教員から本人へ福祉サービスを紹介、見学に同行。障害福祉相談員から事前連絡をしてもらい、地域活動支援センターにつながる。今後は学習を見てもらおう名目で関係をつながら、就業支援へと広げていく。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・SSWによる支援の実績

年度	SSW 人数	支援児童 生徒数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
H29	22名	1,279人	2,311回	682回	656回	1,364回	61.9%
H30	28名	1,373人	3,151回	1,027回	1,008回	1,890回	56.8%

・児童生徒支援のための長期目標、短期目標を的確に設定することにより、事案が好転する割合が高くなった。

・要請がある児童生徒について、背景に抱える問題が複雑になっており、好転はしてもなかなか解決には至らない状況もある。

#### 2) 今後の課題

・SSWの配置人数や配置時間数とともに、人材の確保や養成、効果的な配置等について引き続き検討が必要。

・SSWの資質向上と支援の質の均質化が必要。SSW個々の力量とともに支援の質の均質化を含めた研修が必要。

・学校側が児童生徒の抱える問題を早期に発見してSSWの介入に結びつけるため、教職員へのさらなる周知が必要。

・地域福祉行政サイドとより一層の連携を強化することが必要。

# 岐阜教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校・いじめ等の対応強化及び、児童生徒が抱える貧困や虐待などの家庭に起因する諸課題を把握し、生徒の学習の機会を担保し、円滑な学校生活を送れるよう、各関係機関と連携を図り支援するつなぎ役として、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行い、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての公立小・中学校、公立高校及び特別支援学校を派遣対象とし、市町村教育委員会及び公立高校及び特別支援学校からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課にスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの質の向上に向けて、研修やスーパービジョンの実施、及び個別の案件についての相談等を行う。
- ・暴力行為等の問題行動の未然防止に特化したスクールソーシャルワーカーを岐阜県教育委員会学校安全課に配置し、市町村教育委員会、教育事務所を通じて要請のあった学校に計画的に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数      スクールソーシャルワーカー    10名      スーパーバイザー    1名

資格（平成30年度採用者所有資格）

・社会福祉士    ・精神保健福祉士    ・教員免許状    ・介護福祉士    ・介護支援専門員

勤務形態      事務所配置スクールソーシャルワーカー    小・中・義務学校      年間180時間

高等学校、特別支援学校      年間 20時間

計年間200時間。

一日当たりの勤務時間はケースによる。

学校安全課配置スクールソーシャルワーカー    年間計1,500時間。1日あたり6時間。

スーパーバイザー      年間120時間。一日当たりの勤務時間はケースによる。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

策定の状況

平成30年3月に策定。主な内容は以下のとおりである。

- ・SSWの職務    ・SSWの配置    ・学校における体制づくり    ・スーパービジョン体制の整備
- ・SCとの連携    ・SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項
- ・（参考資料）児童生徒理解・教育支援シート（試案）

周知方法

- ・「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）を県内の全小学校と中学校に配布した。また策定した「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）をもとに、「活用ハンドブック」を改訂し、平成30年度のスクールカウンセラー等連絡協議会等においてスクールカウンセラー及び県内全小中学校、公立高等学校、特別支援学校に配布し、それをもとに説明を行い、内容を周知した。
- ・各学校種の管理職等の研修会において、スーパーバイザーがSSWの活用について周知を行った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー
- ・各教育事務所指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・年3回実施（5月、8月、1月）

### （3）研修内容

- ・事業内容に関する説明
- ・発達障がいのある子どものキャリア教育
- ・LGBTと学校との関わりについて
- ・ケース会議の進め方やアセスメント・プランニングについて
- ・事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ケース会議に出席する際の基礎資料としてのアセスメントシートに基づいたプランニングの重要性を理解した。
- ・事例検討を行うことで、それぞれが対応しているケースについて振り返り、多様なニーズに対するより良い対応を考えることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置

有り

活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言
- ・研修・会議等での企画や講演
- ・県内の活動状況の取りまとめ

### （6）課題

- ・個々のスクールソーシャルワーカーの質及びスキルの向上

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策のための活用事例（ 貧困対策、 不登校）

A（小6男児）は、5月の連休を終えて欠席が目立ってきた。生まれたときから未婚の母親と祖父母宅に住んでおり、母親の独自の兄弟も同居している。同居人の中に不登校経験者が多く、家族間には登校しないことをあまり問題にしていけない雰囲気がある。また同居人はいずれも就職・離職を繰り返している。担任が家庭訪問したところ、自宅は足の踏み場もないゴミ屋敷となっていた。そこでSSWを中心にケース会議を開き、家庭基盤の脆弱さや大人ばかりで落ち着かない生活環境が不登校の大きな要因ではないかとのアセスメントを行った。これを踏まえてSSWが母親にアプローチし、信頼関係を築いた上でその困り感を聞き、関係機関につないだ。Aには、夏休みに登校を促し、担任との時間を取り、夏休みの宿題を一緒に行った。この間、学校では定期的にSSWや関係機関も交えたケース会議を行い、アセスメントとプランニングを繰り返した。このようなことを通してAや家族の生活が落ち着いてくると、2学期からAが登校できるようになった。

#### 【事例2】児童虐待対応のための活用事例（ 児童虐待、 不登校、 その他）

B（小6女児）とC（小4男児）の兄弟は、母親が気分障害のため不安定で、時々「死にたい」と言ったり、家の中が非常に乱雑になっていたり、子どもたちから体臭がするなど、問題があった。そのうち、毎日母親が起床する時間がまちまちであるため、遅刻も増えてきた。そこで学校では、SSWも交えたケース会議を開いた。状況を整理したSSWから、母親が子どもたちに「死にたい」というのは心理的虐待、体臭がするのはネグレクトであると説明されたことから、このケースが「兄弟双方に対する実母による虐待ケース」とアセスメントすることができた。そのため、Bがまもなく中学生になりCと同じ学校に通わなくなることから、要保護児童対策地域協議会で継続的に関わっていくこととした。要対協の個別ケース検討会議には、子どもたちの地域での様子を聞くために、民生児童委員も出席してもらった。そのときに母親が手芸を得意としていることが分かったので、民生児童委員が公民館でBとCの母親を講師として手芸教室を開くようにした。このことがきっかけで、母親は外に関心を持つことができるようになり、後にパートができるまでになった。また「死にたい」という母親を置いて登校することが心配で、学校に来ることができないとBは話していたが、修学旅行や運動会などにも参加できるようになった。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例（ 性的な被害）

D（中3女子）は、両親と妹の4人暮らしである。性格は明るく、クラスのリーダー的存在である。5月の連休明けから遅刻が目立つようになり、週明けも休みがちになってきた。担任がDにその理由を聞いても、話をはぐらかし、答えなかったり、母親に連絡を取っても、「毎日（学校を）休んでいるわけではない」とあまり関心がない様子であった。そこでSSWも参加したケース会議を開き、情報を整理した上で、アセスメントとプランニングを行った。SSWからは、Dには児童虐待の可能性もあるため、そうなったときに児童相談所へ通告する手順等について説明する必要があることを提案した。そのプランニングの中で、Dが時折保健室を訪れることから、養護教諭よりSCとの面談を勧めることにした。そのため、養護教諭がDに「困っていることがあれば、SCも話を聞いてくれるよ」と話した。するとDから養護教諭に実父による性的虐待の可能性を示唆する発言があった。そこで学校は児童相談所に通告した。その後、Dには妹（小5）もいることから、要保護児童対策地域協議会で支援をすることにした。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	H27	H28	H29	H30
支援の対象となった人数	73人	108人	177人	235人
問題が解決した割合	23.2%	8.1%	38.0%	11.0%
支援中であるが好転した割合	20.9%	28.4%	24.2%	29.0%

SSWの各学校への周知が進み、公立高校や特別支援学校への派遣も始まったため、支援の対象となった人数は大幅に増加している。

活用ハンドブックの配布や管理職等の研修会において、SSWの活用について周知をはかったことにより支援の対象となった人数が増加した。

H30は、「問題が解決した割合」、「支援中であるが好転した割合」を合わせた全体的な割合は昨年度と比べると低いが、支援の対処となった人数が急激に増加していることを鑑みると、おおよそ例年並みであり、「問題が解決した割合」は低いものの、「支援中であるが好転した割合」は例年以上に増加していることから、効果的な活用ができていると思われる。

#### （2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーの人材確保

スクールソーシャルワーカーの資質向上

各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

会計年度任用職員制度の実施に伴うスクールソーシャルワーカーの労働環境整備等の検討

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
  - ・不登校、ネグレクトなど、子どもが抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
  - ・学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応が行えるよう、学校体制づくりを支援する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫
  - ・政令市を除く全市町（33市町）へ配置した。（平成28年度から継続）
  - ・所管する学校数が多い市町に対して、優先的に配置時間数の拡充を実施した。
  - ・各市町や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型等、各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにした。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ・配置人数 40人
  - ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士（その他の社会福祉に関する資格、教員免許状等）
  - ・勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年34週程度の勤務とする。
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
  - ・活用のねらい、具体的な活用方法、SCとの連携のあり方等、SSWの配置におけるポイントを整理した「SSW効果的活用のためのQ&A」、SSWの活動が適切且つスムーズに行われるよう、SSW・教育委員会・学校が連携して取り組むための具体的な活動を提案した「初動ステップ」を各市町教育委員会及び全学校に送付し、県のガイドラインとして示している。
  - ・4月に開催したSC・SSW合同連絡協議会（全市町教委・全小中学校悉皆）において、各市町教育委員会担当者及び各学校教育相談担当者に対して、本県のSSW活用ビジョンについて説明している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・県任用SSW（悉皆） ・SSW任用待機者（希望者） ・市町単独任用SSW（希望者）
  - ・市町教育委員会担当指導主事（希望者） ・各校担当教員（希望者）
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・年3回（5月、6月、10月）
- (3) 研修内容
  - ・講義「メンタルヘルスサポートが必要な家族と子どもの支援」「法制度を踏まえた学校チーム体制の構築と支援」等
  - ・演習「不登校事例におけるスクールソーシャルワーク実践」「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの協働～子どもが健やかに育つ環境をつくるために～」等
  - ・協議「効果的なSSWの業務の在り方について」「事例を基にした協働やSC・SSWそれぞれの支援について」等
  - ・ピアスーパービジョン（SSW同士によるスーパービジョン）
  - ・スーパーバイザーによるスーパーバイズ
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・県立こども病院の相談員による講義では、ソーシャルワークの視点、医療の視点、各支援者の視点等、様々な視点をもって包括的な支援を進めていくことの重要性を理解することができた。
  - ・市町教育委員会担当指導主事及び各校担当教員を交えて行った演習では、事例を基にした模擬ケース会議を実施することにより、SSWの専門性やより効果的な活用方法、深いアセスメントやチーム支援の重要性について理解を深めることができた。
  - ・ピアスーパービジョンでは、各SSWが感じている悩みや課題、普段から意識していることや工夫して取り組んでいること等を共有することができ、SSWとしての引き出しを増やす機会となった。また、互いの困り感を共有し、周囲から様々な助言を得られたことから、SSWの同僚性を高めるきっかけにもなった。
  - ・各研修会における統括スーパーバイザーによる講義やスーパーバイズは、理論や法的根拠の重要性、適切なアセスメントの必要性を再確認することができる貴重な機会となっている。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - SVの設置 有り
  - 活用方法
    - ・連絡協議会や研修会において、各市町担当指導主事に対し、SSWの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力、プランニング力の重要性等について講義する。
    - ・活用事業検討会において、研修会の内容についての指導・助言を行う。
    - ・研修会において、各SSWに対し、スキルアップのための講義や助言を行う。
    - ・新規任用SSW等を対象として、相談業務や同行支援等のスーパーバイズを行う。
- (6) 課題
  - ・SSWの資質向上につなげるため、県の活用ビジョン、スーパーバイザーの意向、各市町教育委員会や各SSWの要望等を踏まえた研修内容を検討する必要がある。



### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】被虐待児の中学卒業後を見据えた支援のための活用事例（ 貧困対策、 児童虐待）

中学生男子（A男）の母親より「A男が母親の財布から数万円を盗んでゲーム用カードを買っており、それを責めたところ暴力を振るわれた」と担任に相談があった。ただちにケース会議を開き、情報を共有したところ、母子家庭で、頼れる親族もいないことや、長年親戚のトラブルに巻き込まれており、母親には精神的に不安定なところがあることがわかった。そこで、A男に対しては担任と学年主任が事情の聞き取りと生活指導を行い、母親に対してはSCが面談を行うこととなった。その中で、母親がA男にしつけと称して暴力を振るい続けていたことや、これまで小遣いを一切与えていなかったことがわかった。SSWは、SCの助言を基に母親を医療機関につないだが、その後再びA男による母への暴力が起こったため、警察から児童相談所に通告、一時保護となった。

母親と離れて暮らす中で、A男は安定した生活を取り戻し、受験勉強にも集中して取り組めるようになった。母親は医療機関で継続的に服薬、カウンセリングを受けている。A男が母親との適度な距離を確保できるよう、児童相談所や教育委員会と連携しながら、環境を整えている。

#### 【事例2】問題行動と保護者からの虐待が懸念される児童支援のための活用事例

（ 児童虐待、 非行・不良行為、 その他）

小学生男子兄弟による万引きが発覚した。学校では、以前から兄弟に対する父親からの身体的虐待の可能性を懸念していた。この問題行動を受けて学校に助けを求めた保護者に、学校は外部機関と連携をして支援していくことを決め、保護者との面談にSSWも同席することとなった。SSWは「兄弟の問題行動と虐待の関連性」さらに「母親が相談機関に相談したいが車を運転することができず、自分から出向くことができない」という情報を踏まえ、その面談に家庭児童相談室の相談員も同席するよう手配した。面談後、学校、家児相、市の家庭福祉課、警察のスクールサポーター、SSWとでケース会議を行い、児童の状況、保護者の思い、担任の思いについて共有するとともに、今後の支援についての検討及び役割分担をした。その後、母親が兄弟の発達障害を心配していたこともあり、兄弟を医療機関につなぐとともに検査をすることになった。また、両親から「家庭でも夫婦で子育てについて話し合い、子どもへの関わり方を変えた。すると、子どもの生活が落ち着き、問題行動も減ってきた」と、家児相に連絡があったということであった。家庭生活の安定をきっかけに、兄弟は学校でも落ち着いた生活を送ることができるようになった。

#### 【事例3】「 性的な被害」、「 ヤングケアラー」ともに該当事例はありません。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果（ ）内は前年度比較

- ・配置人数（+4人）や配置時間の拡充によって、SSWを含めたチーム支援が進んでおり、支援対象児童生徒数2,467人（+90人）、ケース会議回数1,009回（+32件）が増加した。
- ・継続支援対象児童生徒の支援件数3,511件（-169件）は減少しているが、問題が解決した件数392件（+169件）や支援中であるが好転した件数380件（+35件）が増加していることから、SSWが効果的に活用された成果であると捉えている。
- ・教職員とのケース会議については、開催回数は694回（+14回）、扱った件数は890件（-48件）、参加教職員数は2,795人（+280人）であった。扱った件数は減少しているが、開催回数及び参加教職員数が増加していることから、1つの案件について継続したケース会議が行われ、児童生徒一人ひとりに対してきめ細かなチーム支援が進められており、SSWの働きによって学校、関係者による組織的な対応が適切に行われていることが推察できる。
- ・関係機関等とのケース会議については、開催回数は315回（+18回）、扱った件数は629件（-147件）、参加教職員数は1,282人（+160人）、参加関係機関人数1,115人（+222人）であった。扱った件数は減少しているが、参加教職員数や参加関係機関人数は大幅に増加していることから、より多くの教職員が積極的に事業に関わるとともに、1つの案件に係る関係機関とのケース会議を継続して行うことにより、SSWを含めた組織的な対応が進められていることがうかがえる。
- ・SSWを交えたケース会議の実施により包括的なアセスメントが可能になり、対象児童生徒が抱える問題やその背景を教職員で共有し、問題解決に向けた役割分担を明確にすることができた。
- ・ケース会議等によって、SSWがもつ福祉の専門的な知識や技術、考え方が教職員に浸透し、教職員のスキルアップにつながっていることから、学校からのニーズはさらに高まっている。

#### （2）今後の課題

- ・SSWの専門性や役割、業務に対する認知度は年々上がってきているが、効果的な活用については市町及び学校において差がある。様々な場において本県の活用ビジョンの周知を継続して行うとともに、SSWの配置計画等、各市町の実態に応じた効果的な運用を促進したい。
- ・SSWに対するニーズが高まっている一方で、SSWの人材確保と資質の向上が課題である。地域に根差したSSWの発掘、スキルアップ研修会やスーパーバイザーによる指導・助言等による人材育成に力を入れるとともに、より充実した支援体制を整備していく必要がある。

# 愛知県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のうち、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認められた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認められた者も可とする。

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け  
関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整  
学校内におけるチーム体制の構築、支援  
保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供  
教職員等への研修活動

### （3）配置人数・資格・勤務形態

非常勤	41人	常勤	4人
社会福祉士	21人		
精神保健福祉士	4人		
教員免許	17人		
心理	2人		
技能	1人		
なし	7人		

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ガイドライン（別添資料1）

周知方法 年度当初にスクールカウンセラー担当者会を開き、県内市町村教育委員会の指導主事に対して、ガイドラインについての周知を行った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSWと担当の指導主事

### （2）研修回数（頻度）

年2回

### （3）研修内容

グループによる事例検討会と講話

### （4）特に効果のあった研修内容

経験豊かな社会福祉士の経験に基づく講話を聞くことができ、見識を広めることができた。また、グループにおける事例検討では、話し合う中で、同じ事例でも対処する方法が複数あることが分かり良かった、などの意見があった。また、地区を越えたり、高等学校・特別支援学校のスクールソーシャルワーカーが話し合いをしたりできるようにグループ編成をしたことにより、視野を広げることができたという感想が多くあった。

普段、他のスクールソーシャルワーカーと意見交換する場が少ないため、このような研修の機会を通して様々なことを学ぼうとする意欲が感じられた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 4市町で5人

活用方法 他のSSWの指導的立場

### （6）課題

スクールソーシャルワーカーが、事例を話し合う中で様々な解決方法を学べるのは、とても有効なことであるが、事例に関わっているときにどうすればよいか相談できる体制があると、よりよい解決方法が見つかると感じている。そのためには、市町村でのスクールソーシャルワーカーの配置の方法や、他の市町村のスクールソーシャルワーカーのつながりを強めていくことが必要である。また、研修の回数や内容を検討する必要を感じた。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】夜間ネグレクトの活用事例（ 児童虐待）

##### 1 事例概要

- (1) 家族構成 母親、小学校2年 男子児童 A  
(2) 主訴 夜間ネグレクトの疑い

##### 2 支援の経過

###### (4月)

児童Aは、汚れた衣服を着て登校し、帰宅時は家に誰もいない。児童Aに話を聞くと、夜間も母親がおらず、子供たちだけで過ごしている状況もあると言う。また、4月下旬になっても、必要な用具などの準備をしてもらっていないなどの情報を得た。スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、学校内でのAの様子を確認するとともに、子育てに関する市の関係機関に連絡した。

###### (5月)

SSWは、この小学校を重点的に訪問し、Aの様子を確認した。幸い、元気に学校生活を送っており、衣服の汚れ・身体へのあざなど特に問題となる点は見られなかった。Aはゴールデンウィーク後、授業に必要な道具を揃えてもらい、授業を受けていた。Aの友達関係も良好で、登校を渋るということはない。

関係機関からSSWに、夜間に子どもだけになっているかもしれないという連絡があり、小学校に伝えた。小学校では、教頭からAの担任へ家庭の状況を把握するため、教育相談というかたちでAの担任が個別に事情を聞くよう指示を出し、その結果に対して、校長・教頭・教務主任らと学年で情報共有を行った。

教育相談の翌日、SSWも参加して校内ケース会議を開いた。教育相談でAが話した内容に一部違いがあるものの、夜間の少なくとも一定の時間帯は子どもだけになっている可能性が出てきた。当面、校内での観察と情報共有を強化し、登下校指導時に自宅の状況を確認するなどの対応を行うことになった。

ケース会議の翌日、SSWスーパーバイザーに助言を求めた。スーパーバイザーからは、学校や行政機関に対して拒否的な反応を見せている母親が学校の対応に態度を硬化させ、急に転居するかもしれない、また、家庭に出入りする家族ではない複数の成人から、Aが悪影響を受けるかもしれないとの指摘を受けた。

ケース会議やスーパーバイザーからの助言をもとに、SSW、市の関係機関、スクールソーシャルワーカー、児童相談センターで対応を協議した。家庭相談員が母親に電話をかけ、夜間に子どもだけになっているかもしれないと心配する情報が近隣住民から入っている旨を伝えることになった。

家庭相談員が母親に電話をかけたところ、母親は夜間子どもだけになっていることを否定した。

###### (6月)

SSW、市の関係機関、児童相談センターで対応を協議し、民生児童委員に協力を求めることになった。

家庭相談員が地区の民生児童委員に連絡した。

##### 3 成果と課題

###### (1) 成果と課題

迅速な情報共有により、関係機関が速やかに連携することができた。しかし、母親が学校や行政機関に対して拒否的な態度をとっており、家庭の状況が把握しにくい。そのため、踏み込んだ対応が難しい。

##### 4 今後の支援の方向性

引き続き、情報収集に努め、心配されることがあれば直ちに子育て支援課に連絡する。

#### 【事例2】発達障害児のための活用事例（ その他発達障害、 児童虐待）

##### 1 事例概要

- (1) 家族構成 両親、小学校3年生 男子児童 B  
主訴 発達障害児に対する両親の虐待

##### 2 支援の経過

Bは発達障がいを持ち、クリニックに通院している。両親がお仕置きとしてBを叩くことがあり、小1の時、医師より児相に通告があった。

学校・児童相談所・クリニックが情報共有と今後の対応について協議を行い、児童相談所が介入したことによって、虐待は改善された。

入学時より、Bは板書を書き写すことが難しく、読みは教科書に定規をあてる等工夫が必要だったことから、発達障害に加え、学習障害が明らかになった。また、通常学級に在籍していたが、クラスで不適切な行動が目立った。具体的には、Bは人から注意されることに敏感であり、注意されると攻撃的になることがあった。授業で分からないことがあると、友達にちょっかいを出したり、ほかの事をしたりするなど集中できない場面があった。また、新しい経験時にはパニックになったり、楽しくなるとテンションが上がるため奇声を上げたり、おしゃべりが止まらないことがあった。担任は苦慮しつつ対応してきたが、小2のころ「自分なんか」と自己肯定感の低さがみられるようなBの発言が増え、Bは「学校に行きたくない」と言うようになった。両親は、担任がBの特性を理解していない、Bの特性や発達障害の専門的な人が学校にいないと考え、Bの放課後等デイサービスの支援計画を立案する相談支援専門員に支援を求めた。学校では、Bは特性があるものの、できることが多く、学校としては、両親の訴えに納得のいかない思いがあった。両親の思いと学校の思いにずれがあり、両者は直接対話できない状態となった。相談支援専門員はスクールソーシャルワーカー（以下SSW）に学校のB対応を改善してほしいと訴え、その後、SSWが関わることになった。

SSWは母親と相談支援専門員の話や担任・学校の話を書いて情報収集を行った。特性のある両親やBの対応等について、相談支援専門員と協力・連携し、Bの「怒られたくない、楽しく学校で過ごしたい」という願いを基に、両親・相談支援専門員と学校間の調整を行った。放課後等デイサービスの「個別支援計画」も参考に、学校の「個別支援計画」を作成することになり、定期的に母親・相談支援専門員と学校がBの支援について直接、話ができるようになった。

**成果と課題**

**成果** : Bは落ち着いて学校生活を送っている。学校、両親、相談支援専門員が連携し、情報を共有しながらBの支援を検討し行なうことができた。

**課題** : 学校組織や担当が年度で変わっても、Bの支援体制が維持されるようなシステム作りをしていく必要がある。

**【事例3】**

事例3については、該当事例なし。

**【4】成果と今後の課題**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

**支援内容**

	問題解決 (件)	好転している が継続支援中 (件)	継続支援中 (件)	その他 (件)	合計(件)
不登校	89	171	434	38	732
いじめ	5	7	9	0	21
暴力行為	2	2	8	3	15
児童虐待	48	57	60	13	178
友人関係( を除く)	15	14	45	1	75
非行・不良行為( を除く)	13	4	19	2	38
家庭環境(、 を除く)	58	97	252	23	430
教職員等との関係	8	16	27	2	53
心身の健康・保健	19	28	45	6	98
発達障害	44	60	137	17	258
貧困( を除く)	10	22	43	1	76
その他	34	15	32	12	93
合計(件)	345	493	1,111	118	2,067

**支援人数**

	問題解決 (人)	好転している が継続支援中 (人)	継続支援中 (人)	その他 (人)	合計 (人)
小学校男子	98	107	250	33	488
小学校女子	67	80	162	26	335
中学校男子	55	59	140	15	269
中学校女子	40	105	167	21	333
高等学校男子	1	1	0	0	2
高等学校女子	1	0	2	1	4
特別支援学校男子	0	0	0	0	0
特別支援学校女子	0	0	0	0	0
合計	262	352	721	96	1,431

2067件中、解決又は好転している件数は614件で約30%となっている。特に、スクールソーシャルワーカー(以下SSW)が関わる事例は、難しい事例が多いが、これだけの成果をあげている。

**【不登校対応】**

- ・ 不登校傾向の児童生徒やその家庭と関わり、家庭の困り感に寄り添って関係機関へつなぐとともに、登校に向けて支援し、学級担任とつなぐことができた。
- ・ 不登校生徒への対応を協議するケース会議に参加し、スクールカウンセラー(以下SC)とともに情報を共有しながら対応について検討することができた。

**【虐待・貧困対応】**

- ・ 虐待問題への対応として、市の要保護児童対策連絡協議会に定期参加することを通して、関係機関との連携を密にして学校児童の見守りに大に関わった。

**【家庭の問題への対応】**

- ・ 児童相談所や警察が介入するケースなど、さまざまな機関と連携して支援していく必要がある場合、SSWを活用することでケースに応じた支援体制づくりが容易になった。

**【研修等】**

- ・ 生徒指導担当や特別支援教育担当等、様々な教職員研修の機会には、SSWが講師となって講演を行うなど、SSWの専門性や活動内容をはじめ、家庭の貧困について、子どもへの支援のあり方等、幅広く伝えることができた。

**(2) 今後の課題**

SSWを活用した方がよい事例は、各学校で多くあると思うが、関わる事例は複雑化していることが多い。各学校で、SSWがどのような事例に関わってもらえると良いかの判断ができていない。SCの事例と同様に、早期対応が望ましく、各学校の担当者にも計画的な研修を行う必要がある。

まだ、全市町村にSSWの配置がされていないため、配置の拡大を図っていきたい。

# 三重県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒や学校を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成30年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に11名を配置し、市町教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校7校に拠点校配置して定期的に支援するとともに、近隣の中学校区を巡回訪問し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

採用については、三重県のホームページに募集要項を掲載し、ハローワークを通して募集している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・県教育委員会に11名配置 ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許

・7時間×126日（1人）、7時間×119日（2人）、7時間×113日（4人）、  
7時間×93日（1人）、7時間×92日（1人）、7時間×72日（2人）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について記載している。また、指針に準ずるものを、平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事例集に記載し、研修会等において活用している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 ・県任用スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度） ・年間2回の大学教授によるスーパーバイズ（30年度は1回中止となる） ・年間20回程度の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会、及び事例検討会 ・県主催の人権研修、他地域で行われる学会等、各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容 ・スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修 ・事例検討  
・事務局職員を講師とした生徒指導、奨学金等に係る研修 ・児童相談所等、関係機関との連携による研修  
・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、事例検討等について、大学教授によるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容 ・大学教授によるスーパーバイズ ・関係機関等との連携による研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 S Vの設置 県で1名配置

活用方法 S S Wに対する指導・助言 県教育委員会が行う研修会の企画・講師 教職員等への研修活動 等

（6）課題 ・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るため、研修内容をより充実させること ・S Vの有効活用

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】家庭の貧困問題対応のための活用事例（ 貧困対策、 暴力行為 ）

（状況）母と本人（高校生）の2人家族。経済的だけでなく、母は飲酒等により精神的にも不安定である家庭環境であった。生活保護費は、ほとんど、母が飲酒や夜に出かけて使ってしまった。また本人は、友人とカラオケに行った際に、体を無理やり触られ、警察に相談することもあり、精神的に不安定になった。さらに、母が自動車に乗っていることが分かり、生活保護解除となった。その後、母は車とお金を持って家を出て行方不明になるが、しばらくして戻ってきた。

（対応）学校において、教頭、担任、養護教諭、S C、S S Wと支援について検討し、市の生活支援課、警察（母の飲酒運転）に相談、また、市の社協のフードバンクなどの支援を助言し、S S Wが家庭訪問等を行い、本人・母との関係性も構築していく。

(結果)本人にはS Cが面談を繰り返し、精神的に支えた。母とも面談し、母が運送関係の仕事で働き出すとともに、少し飲酒の量も減りだした。しかし、時折、飲酒で働けない上に暴れて、警察沙汰になる。S S Wは市の障害福祉室や警察にも相談をした。母が自宅に帰らない状態であるが、本人はアルバイトをし、母と距離を置くことにした。生活保護受給は難しい状況であるが、社会福祉協議会の生活福祉資金等も紹介し、本人は精神的にも安定をした。

【事例2】過去に父による暴力・ネグレクト、兄等からの性的虐待被害のための活用事例(児童虐待、発達等に課題)

(状況)2歳前後で両親が離婚し、父に引き取られた。小4の時、兄に小2の頃から性的被害を受けていると担任に話をし、一時保護となる。翌年から母に引き取られ、現小学校に転校となる。母は再婚し、新しい父らと同居。転校して以来、他児らとのトラブルが頻発し、注意をすると教室内で暴れ、教員に対して暴言・暴力を振るい、学校を飛び出すことが度々ある。校外へ飛び出した後、踏切の中に入り、自殺を試みたこともある。保護者は、本人が教室に入れないことに対して非常に不満があり、学校に対して「教室に入れる」「学習保障をしる」と頻繁にクレームを入れる。しかし、無理に教室に入れようとするると暴れたり飛び出したりしてしまうためそれもできず、学校も苦慮している。

(対応)子ども発達支援室や福祉課、児童相談所とも連携するとともに、学校と家庭の関係性の構築、学校での体制の構築。

(結果)本人への対応等、校内での体制ができるようになると、落ち着きが見られるようになり、保護者も本人に対する関わりに変化がみられるようになった。教室にも戻り、学習の遅れは個別に対応するなど学校としても取組、保護者からのクレームもなくなった。校内でのチーム対応ができるようになり、教員の疲弊感もなくなった。

【事例3】不登校のための活用事例(不登校、ヤングケアラー)

家族構成は、父・母・本人(中3)・弟・妹・祖父母・曾祖母。父は別居中で、離婚の手続きをとっている。祖父母は仕事で帰宅が深夜になることが多い。曾祖母は足が思ったように動かず、数年間家を出たことがない。母は、繊維筋痛症で仕事ができない。母が、子どもたちに食事を作ることはなく、本人が料理や家事をしている。祖父母が、金銭的な援助をしている。このような中、本人は不登校になっている。本人は、母に褒められたい気持ちが強い。

(対応)S S Wは、曾祖母を介護サービスにつなげるため、包括支援センターに相談するよう母に説明するとともに、子ども支援課にひとり親家庭で利用可能な児童扶養手当や医療費助成制度などの申請が受理されているかどうか確認をし、母親の精神的負担軽減をしていく。

(結果)母親が精神的な安定がみられるようになり、本人も高校進学(定時制・通信制を希望)に向けて自分のことを考えられるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

(1)スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・県立高等学校(7校)を拠点とした近隣の中学校区の巡回を行ったことにより、早期発見、早期対応が図られるケースが増えるとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築が進んだ。

・管理職を対象とした研修会等で、S S Wの効果的な活用について講演をし、S S Wの周知が進んだ。

・S S Wが定期的に訪問した高等学校の取組の成果 拠点校7校の家庭環境への支援の状況

家庭環境の問題への支援を行い好転した件数(%) 25 / 27 (92.6%)

・S S Wの学校訪問回数 平成28年度:1075回、平成29年度:1248回、平成30年度:1433回

・支援児童生徒数 平成28年度 計 421人(小178人、中103人、高131人、特9人)

平成29年度 計 450人(小199人、中131人、高120人、特0人)

平成30年度 計 696人(小370人、中185人、高141人、特0人)

・課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況

平成28年度:291回、平成29年度:218回、平成30年度:433回

(2)今後の課題

・S S Wの役割と効果的な活用に係る周知の継続・学校からのニーズに対応するため、S S Wの人数や支援時間の確保

・早期発見、早期対応の取組の充実

# 滋賀県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、SSWが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にSSWを配置する。配置したSSWは同一市町内小中学校に派遣することを可能とする。また、SSWおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワークの視点的広がりを目指す。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 13名（19小学校配置） SVとの兼務者あり  
資格：社会福祉士（8名）、精神保健福祉士（3名）、保健師（1名）、保育士（1名）、教員免許（2名） 重複あり  
勤務形態：（市立小学校）1校あたり1日6時間、週2回（年間45週、48週、または50週）  
（町立小学校）1校あたり1日6時間（年間30日、または36日）
- ・スーパーバイザー 8名（県立学校派遣、研修会等）  
資格：弁護士（2名）、社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（2名）、保健師（1名）、保育士（1名） 重複あり  
勤務形態：1校あたり1回につき、1～3時間 研修会1回につき、1～4時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 〔内容〕滋賀県が大切にするスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記
- 〔周知方法〕SSW活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等で周知。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーク研修会（SSWが講師や助言者になり、SSWや教職員の資質の向上を図る）  
〔研修対象〕県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）
- ・ワーカー研修会（SSWが研修内容を計画をして実施する自己研修会）  
〔研修対象〕SSW
- ・SV研修会（模擬ケース会議を実施し、SVから指導助言を受ける）  
〔研修対象〕SSW

### （2）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーク研修会（SSWが講師や助言者になり、SSWや教職員の資質の向上を図る）  
〔研修回数〕年間3回（5月、8月、11月）
- ・ワーカー研修会（SSWが研修内容を計画をして実施する自己研修会）  
〔研修回数〕年間6回
- ・SV研修会（模擬ケース会議を実施し、SVから指導助言を受ける）  
〔研修回数〕年間6回

### （3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（SSWが講師や助言者になり、SSWや教職員の資質の向上を図る）  
〔研修内容〕テーマ「スクールソーシャルワークの視点を重視した児童生徒への支援」  
1回目…「児童虐待について」  
2回目…「いじめの予防と対応について」  
3回目…「不登校の予防と対応について」
- ・ワーカー研修会（SSWが研修内容を計画をして実施する自己研修会）  
〔研修内容〕1回目（ソーシャルワークとは / 講師：SSW、SSWとしての自己目標 / 講師：県教委参事）  
2回目（配置校における実践 / 講師：SSW）  
3回目（研修のポイント / 講師：SSW）  
4回目（大津少年鑑別所 / 現地研修）、5回目（子どもの貧困対策 / 講師：SSW）  
6回目（職務の再点検 / 講師：SSW）
- ・SV研修会（模擬ケース会議を実施し、SVから指導助言を受ける）  
〔研修内容〕模擬ケース会議による事例検討、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、SSW自らが講師や助言者になることで、配置校等で教職員に行う研修会の技術向上につながった。
- ・ワーカー研修会では、それぞれのSSWが得意とする分野をテーマにして話し合ったり、子どもを取り巻く法律や県内の問題行動等の状況を確認したりすることで、資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 あり

活用方法

- ・SV研修会...上記のとおり
- ・1～3年目のSSWへの指導助言...対象SSWの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。(1年目...年間5回、1回3時間 2,3年目...年間2回 1回3時間)
- ・SV会議...SSWの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。(年間3回)

#### (6) 課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】窃盗を繰り返す男子の更生をめざした、保護者や関係機関との連携の活用事例( 児童虐待、非行・不良行為、発達障害に関する問題 )

小6男子のケース。同級生の家の貯金箱や遊具を盗んでしまう行為が複数回あった。校内でのケース会議を行い、本児のアセスメントと、支援のプランニングをした。小3の時に両親の離婚によって父子家庭となり、祖母が主に面倒を見ていたことから祖母との面談を生徒指導主任と共に行い、さらにアセスメントを深めた。その中で、乳幼児期から母親との愛着関係が希薄で、暴言暴力を受ける虐待環境であったことがわかった。母親が家を出たあとの悲しみや嘆き、あるいはこれからの生活についての展望などを家族で共有することのないまま生きてきており、本児自身の疑問や不満、寂しさなどの思いは封印されたままであることがわかった。また、父親との会話はもともと少なく、今回の窃盗事件のあとはさらに関係が悪化する言動が父親から発せられていた。家庭児童相談室への通告のため、学校からの電話連絡と同時に、書面を持って話をしに市役所へ出向いた。

警察からの指導で、少年サポートセンターでの定期的な面談が本児と保護者に対して行われるようになり、関係機関連携に関する助言を生徒指導主任に対して行ったり、共に関係機関へ足を運んで情報共有や支援策の検討を行ったりした。

結果、放課後の時間を利用した個別指導や、ソーシャルスキルズトレーニングを目的とした週1回の教育相談を担当と生徒指導主任によって行った。回を重ねるにつれ、徐々に正直な気持ちを言葉にできるようになった。また、父親との面談を、担任、生徒指導主任とともにを行い、本児への接し方について一緒に考えるとともに、学校と連携していただけるような関係づくりをした。

中学校に入学後、要保護児童対策地域協議会における第2回目の個別ケース検討会に参加し、現状のモニタリングと、今後の支援策について関係機関とともに検討した。順調に中学校生活を送り、青少年センターにも通えており、父親と学校との連携も密にできていることを確認した。

#### 【事例2】福祉機関との連携強化のための活用事例( )

小学校高学年男子児童のケース。校内で性的な関わりが顕著になり、生徒指導担当中心に緊急でケース会議を開催した。SCとSSW、校内それぞれの立場から情報収集し、役割を分担した。父親の就労の不安定さで、母親が生計を立てる等生活困窮の実態があった。また、保護者が不在な時も多く、家庭内で兄から妹への性虐待も明らかになった。SSWと管理職、生徒指導担当で早急に児相に通告した。以前より警察と連携していたケースであったため迅速な連携のもと、身柄付で一時的保護された。その後も、要保護児童対策地域協議会において他機関との役割分担を図る際、学校がすべき支援、学校が関係機関と協働ですべき支援、関係機関がすべき支援をできるだけわかりやすく具体的にSSWより校内の各担当者に伝えた。被害児童への学校支援、虐待対応、今後の支援の方向性が明確になることで支援者が安心して対応できた。さらに、当該児童アセスメントを深める中で通常学級における社会性に困難を抱える発達課題や見落とされていた虐待環境を振り返り、再評価した。この事例を通じて、校内体制を含め支援体制の見直しと性教育に関する職員研修も同時に開催するなど課題解決に向け職員の資質向上や組織力の体制強化も推進でき、これまで以上にSSW的な視点で児童支援する必要性の周知につながった。

#### 【事例3】性的な被害についての活用事例：該当なし



## 【 4 】 成果と今後の課題

### ( 1 ) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 配置校だけでなく、市内活用によるケース会議を積極的に行うことにより、支援児童生徒数が毎年増加している。SSWの積極的な活用が進んでいるといえる。

【表 1】

	H28	H29	H30
支援児童生徒数 (実人数)	1258	1396	1435

- ・ 配置のSSWは、配置校を中心に業務を進めてきたが、平成25年度より配置校のある市町内での活動も可能とすることにより、同一市町内の小中学校に対し、本事業の活用の広がりを図っている。SSW配置校および派遣した学校を合わせると、小学校、中学校それぞれ約50%の学校に対して、SSWがケース会議や校内研修会に参加し、スクールソーシャルワーク的視点を教職員に広げるよう取り組むことができた。

【表 2】

	H28	H29	H30
小学校(配置校を含む)	110	113	110
中学校	41	51	49
県立学校	15	20	25
合計	166	184	184

- ・ スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立および私立学校教職員対象に希望参加型の研修会を年間3回実施した。多くの教職員および教育委員会関係者が参加し、資質の向上を図ることができた。

【表 3】

	H28	H29	H30
1回目	144	158	173
2回目	125	118	122
3回目	109	112	109
合計	378	388	404

### ( 2 ) 今後の課題

- ・ 本事業の教職員への広がりを図るために、市町内でのSSWの活用やSSWによる教職員への研修会等を実施して、一定の成果は見られたものの、今後もさらなる教職員の資質向上および校内組織体制の充実を目指していく必要がある。
- ・ SSWの資質向上に向けての研修体制について、今後もSSWと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、SSWの人材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

# 京都府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態  
《小学校》 26人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週27時間（年間）  
2人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等  
《中学校・府立学校》  
29人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について  
配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
・スクールソーシャルワーカー、市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーター
- (2) 研修回数（頻度）  
・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会  
・スーパーバイザーの巡回相談
- (3) 研修内容  
・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。  
・市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。
- (4) 特に効果のあった研修内容  
・スクールソーシャルワーカーより提出された支援例を参考に作成した事例の研修会。  
・本府の問題行動・いじめ・教育相談等の現状と課題への理解についての講演。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法  
SVの設置  
・小学校担当1名、中学校・府立学校担当4名、計5名を設置  
活用方法  
・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）
- (6) 課題  
・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るためには、スーパーバイザーによる指導・助言が効果的である。しかし、スーパーバイザーの配置校への巡回相談が年1回～2回と少ない。巡回相談の方法については検討が必要である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校支援のための活用事例（不登校、児童虐待）

実母、本人（中2）、弟、生活保護家庭、小学校5年の時に離婚に至る。家は乱雑で汚い。本人は「きれいになったら学校に行けるかも」といい、近くにある祖母宅は整理整頓されているため祖母宅から登校できたこともあった。本人が学校に行かないことを理由に、母親が仕事へ行かないことが日常的に続いている。

担任から教育相談部に相談・報告有。今後の支援について校内ケース会議を開催し、SSWは情報を整理しアセスメントをした。対応については、社会資源活用のため学校は市生活福祉課、市就労支援担当と連携会議を行い、母の就労支援と自立を促す 家庭訪問継続。担任及び担当者が家庭を訪問し、本人への登校支援を行う 家庭環境の整備、学校と市子ども政策室、ケースワーカー等と連携し掃除を行う 担任やカウンセラー等による母子の教育相談を継続する 定期的に連携及び校内ケース会議で情報共有し支援に繋げる、と整理した。

学校、市生活福祉課、市就労支援担当、市子ども政策室、本人・保護者と信頼関係が構築でき、母親の就労や（一時的でも）生活環境の改善もできた。引き続き、関係機関との連携し、継続して本人が安心できる居場所の確保と学習の支援、家族の自立に向けた支援が必要である。

#### 【事例2】不登校支援のための活用事例（不登校、児童虐待）

実母と実父は本人が3歳時に離婚、実母、姉と共に9年ほど暮らした。その間、母の虐待により姉は5回一時保護となっている。本人については一時保護とはならなかった。その後、姉と本人の親権者が実父に代わり、実父の実家で、実父、実父の再婚相手、祖父母、曾祖父、姉の7人で暮らす。実父は本人に学校に行ってほしい思いはあるが働きかけは弱い。姉にも不登校の時期はあったが、現在は高校に通学している。

SSWは教育相談部会でケース会議の目的や流れ等について説明や助言を行い、管理職、教育相談部長、生指加配、学年主任とケース会議がスムーズに行われるために打ち合わせを行った。その後、このケースについて教育相談部会が中心となり、ケース会議を開催し検討した。会議後、背景理解を深めたことで方向性を定めながら動くことのできる体制が構築された。会議では情報を共有し、役割分担を行うことにより関わる教員の幅を広げることができた。

本人は話すことが増え、勉強への意欲も出てきている。しかし、学習の遅れや、人との関わりの弱さが見られるとともに、保護者の本人への関わりなどの課題がある。そのため、学校として本人を支える体制を維持し、継続して課題を見極め、対応していくことが大切と考える。

#### 【事例3】本人の生活状況改善のための活用事例（ヤングケアラー、児童虐待、不登校、発達障害に関する問題）

実母、本人（中1）、妹、3人家族。精神的に不安定で登校が安定しない。本人は療育手帳所持、中学校入学時から特性のために様々な事が自分の思うようにできないという困り感を持っている。DVを見て育ち本人も実母から暴力を受け、妹に暴力を振るうようになっている。実母は療育手帳所持、実家から独立し孤立しがち。本人の成長に戸惑い、言うことを聞かない時には暴力に訴える方法となる。家計管理苦手のために諸費の遅納、昼食弁当等の準備困難。

実母から暴力があると本人から担任に相談有。校内ケース会議を開催し、SSWは上記の背景情報を得てアセスメントをした。対応については、虐待通告（学校から家児室） 気持ちを伝える方法を教える（担任が本人） 家庭訪問継続。実母に寄り添い土日の出来事を聞き次週の学校スケジュールを共有（担任が実母に） 交流級の教員も積極的に本人に声をかける（担任、学年主任、特支CO） 家庭の金銭管理を協議・支援（家児室と社会協議会） 定期的に校内コア会議を開催し情報を整理し対応の修正をする、と整理した。

学校として、実母とも良好な関係を継続しており、本人は精神的に落ち着き、学校での様子も安定した。家児室等との連携により学校で把握した課題を相談し、家庭の状況の改善に向かうシステムが整いつつある。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議について、拠点校方式で配置されたスクールソーシャルワーカーが年間平均41回開催する（昨年度比1.5倍）など、スクールソーシャルワーカーと校内職員をはじめ関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行うことができた。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校への派遣体制の充実を図ることができた。

##### （2）今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくりをさらに進めるため、配置校から配置していない学校への派遣を効果的に活用することと令和元年度より新たに教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することが課題。

# 大阪府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカーの配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を併用して児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、府内の各市町村や教育委員会及び府立中学校にスクールソーシャルワーカー<以下 S S W>の派遣を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣し、配置型、拠点校型、巡回型、派遣型など、より効果的な設置方法を決定する。

S S Wの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 39人

所有資格（複数所有あり）

・社会福祉士...28人 ・精神保健福祉士...9人 ・臨床心理士...6人 ・教員免許所持者...10人

勤務形態 非常勤

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるS S Wの活用促進を図っている。

年度当初の連絡会において、事業関係者（市町村教育委員会・S S W）に本府の生徒指導における現状と、S S Wの果たす役割について説明し、各市町村教育委員会が所管する小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。

年間計画に位置づけた研修や連絡会の場において、国や社会の動向の情報提供及び事業の方向性について事業関係者と確認している。また、S S W個人の活動計画について、チーフS S Wと一緒に進捗を確認する機会を設け、府や市町村の指針に沿った活動ができているかをチェックしている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

S S W、チーフS S W、市町村教育委員会担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・S S W連絡会（兼 研修）...年間6回
- ・S S W育成支援研修（1～2年目のS S Wが対象の研修）...年間7回
- ・S S W課題別研修（課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修）...年間4回
- ・グループスーパービジョン...年間6回

### （3）研修内容

講義（不登校、児童虐待防止、暴力行為、いじめ、非行、C S Wとの連携、S S Wの価値と倫理、要保護児童対策地域協議会<以下 要対協>との連携、教職員研修の方法等）

グループワーク（ロールプレイ、協議、市町村におけるS S W活用体制に関する情報交流）

モデル事例等の検討（アセスメント・プランニング、ケース会議の進め方、スクリーニングシートの活用、面接の技術）

### （4）特に効果のあった研修内容

スクリーニングシートの活用に関する内容では、支援を要する児童生徒の早期発見・対応による適切な支援に向けて、S S Wの関わりについて理解を深めた。

市町村におけるS S W活用体制に関する情報交流を通して、今後、各市町村が主体的に活用方針を持ち、連絡会や研修体制を構築していくための見通しをもつことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 有 ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者

活用方法 ・事業の運用に関する助言や調整、専門性をいかしたグループスーパービジョンでの助言や連絡会等での講義

### （6）課題

多様化、複雑化する生徒指導上の課題に対応できる専門性とスキルの上昇。

個々のケース対応だけでなく、教職員向け研修等を含めた学校体制構築への関わり等のメゾ視点の育成。

市町村教育委員会による主体的なS S Wの活用と運用体制の構築。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校支援・児童虐待防止のための活用事例（児童虐待、不登校、その他（発達障がいに関する問題））

不登校の小2男児。発達に課題があり支援学級在籍、父、母、弟の4人暮らしである。父は数年前に発達障がいの診断を受けて定期的に受診をしているが、仕事が多忙で、家庭のことは母に任せきりになっていた。母は、父や子どもの発達課題についてよく理解していたが、経済的なことや子どもたちの養育によるストレスが重なり、うつ状態となった。家庭の状況の悪化を学校から聞いたSSWが、要対協につなぎ、連携個別ケース検討会議を実施することとなった。会議では、SSWが中心となり、家族の中でキーパーソンとなっている母親の負担を軽減することが、子どもたちの安定につながるというアセスメントをし、家事負担の軽減のためにできる支援として、ヘルパー派遣とCSWが定期的な訪問を行うことになった。SSWは、当該児童に対し、登校支援を含めた学校生活にかかわる直接的な支援を実施。加えて、保護者を含めた校内ケース会議をコーディネートするとともに、保護者との個別面談を通じて、家庭支援の現状についてその都度を確認した。現在は、要対協を介し学校・諸機関が連携し、支援を継続している。また、家庭養育訪問事業、ヘルパー派遣、自治体福祉課の生活困窮担当者による家計相談も実施している。家庭の状況が安定してきたこと、家族の理解が深まったことで、当該児童の登校も増えてきている。

#### 【事例2】非行・不良行為改善のための活用事例（非行・不良行為、その他（発達障がいに関する問題））

問題行動を起こす傾向のある中2男児。支援学級に在籍。学校では大きなトラブルはなかったが、普段から小学生と遊ぶことが多く、その中で小学生とけんかをしたり、近所の自動車へいたづらをしたりするなど、放課後に学校外で問題行動を起こすことが多かった。近所の草むらで火遊びをしたことから、警察を通じて児童相談所に通告、発達検査の結果、知的障がいと発達障がいの傾向があることがわかった。そこで、学校においてSSWが中心となり、本人への支援を検討するためのケース会議を行った。その中で、当該生徒がこれまでのトラブルや問題行動について、善悪をあまり理解できていなかったこと、放課後の空いた時間をどう過ごしたらいいかを自分では考えられず、興味の赴くままに外に出て行動し、トラブルを起こしていることが課題であるというアセスメントをした。まず、善悪の理解については、日常的に学校で指導を続けるとともに、SSWより当該生徒と保護者で少年サポートセンターに行くことを勧め、「大人のいないところで火を使わない」など、当該生徒がわかる具体的な約束事を決めた。放課後の過ごし方については、SSWから相談支援事業所へつないだ結果、放課後等デイサービスへの通所を開始し、事業所相談員による家族へのフォローも行われた。関係機関等と情報共有を行いながら、支援が途切れないように見守りを行う中で、学校外でのトラブルは減ってきている。

#### 【事例3】性加害被害支援のための活用事例（性的な被害）

放課後、小3男児が小1女児の体を触ったことが、女児の保護者から学校への相談で発覚し、学校においてケース会議がSSW参加のもと実施された。その中で、被害児童については、保護者にSCへの相談を勧め、SCが保護者の面談を実施するとともに、SCとSSWが被害児童の観察を行い、定期的に保護者と相談しながら次の対応を検討していくこととした。また、加害児童に対しては学校で担任や学年教員で指導し、加害児童の保護者である母親に対しては、SSWが面談し、当該行為の重大性を伝えることとした。学校より児童相談所へ通告し、その後、加害児童、保護者、管理職及びSSWで児童相談所に相談した結果、加害児童に発達障がいがあることがわかったため、医療機関につなぐと同時に、児童相談所において、保健師による性に関する指導を受けることとなった。また保護者への育児支援としてSSWが定期的に面談を実施している。また、子どもへの性被害加害の研修について、市教育委員会とSSWとで検討して専門家に依頼し、当該校を含めた市内の教職員に対する研修を実施した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市町村への派遣において、相談件数は5,247件（H29）から5,391件（H30）と増加した。内訳としては、児童虐待、家庭環境（虐待を除く）が、1,938件（H29）から2,065件（H30）と120件以上増加している。学校の虐待対応件数が増加傾向にある中、関係機関との連携や地域資源の活用について高い専門性をもつSSWが積極的に活用されたものとする。
- ・SSWが支援したケースの内、問題が解決・好転した割合が、24.6%（H29）から28.7%（H30）へと増加しており、SSWの支援による適切なアセスメント・プランニングや関係機関との連携により、解決に向かうケースが増えてきたと考えられる。
- ・SSWの活動のうち、校内体制会議への参加回数が、275回（H29）から383回（H30）へ、SSWによる校内研修の実施が、41回（H29）から68回（H30）へと増加した。これは、SSWの活動が、ケース対応に代表されるミクロの視点に加え、メゾの視点での学校体制構築支援に及んできたと考えられる。

#### （2）今後の課題

- ・今後は、府教育庁が、府全体の各学校におけるSSW活用による子ども支援の内容の充実をめざす上での、指導的役割を担う一方で、市町村が課題を見極め、主体となってSSWの配置を進めていく必要がある。そのために、市町村が活用指針をもち、すべての中学校区へのSSWの配置をめざすとともに、SSWの育成もあわせて主体的に行えるよう、府としてSVの設置や連絡会・研修等の実施による支援を継続していく。
- ・学校におけるこれからのチーム支援体制として、SSWをはじめ、スクールカウンセラーやスクールロイヤーといった多職種の各専門人材が生徒指導上の課題に携わる連携モデルが必要であると考えている。SSWを要として、学校が各専門人材を含めたチームで、アセスメントを深める機会をもてるように取組みを進めていきたい。

# 兵庫県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携強化
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
<教育事務所配置> 学校支援チームの一員とし県内6カ所にある教育事務所に配置  
<市町配置> 各市町（指定都市・中核市を除く）の138中学校区に配置
- (3) 配置人数・資格・勤務形態  
<教育事務所配置>  
配置人数：9名 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者 勤務形態 週29時間  
<市町配置>  
配置人数：延べ138名 資格：県に準じる 勤務形態：週1日7時間45分を基本とする。
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について  
SSWに関する指針をまとめた冊子（「SSWの効果的な活用のために」）やSSWの活動内容や対応事例等をまとめたリーフレットを作成し、各校へ配布するとともに県教育委員会のホームページで公開

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
平成30年度 全県生徒指導担当教員等研修会  
生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員（生徒指導）、学校支援チーム（学校関係OB、警察関係OB、SSW）、各教育事務所担当指導主事等  
スクールソーシャルワーカー連絡協議会  
教育事務所配置SSW、SV、市町配置SSW及び各教育事務所及び市町担当指導主事等（希望者）
- (2) 研修回数（頻度） 平成30年度 全県生徒指導担当教員等研修会（1回）  
スクールソーシャルワーカー連絡協議会（2回）
- (3) 研修内容  
平成30年度 全県生徒指導担当教員等研修会  
講義：「特別な支援を要する児童生徒へのアプローチ」  
講師 関西学院大学教育学部教授 丹羽 登 氏  
スクールソーシャルワーカー連絡協議会（1回） 1回目は台風により中止  
資質向上に向けた講義及び事例検討 講師：半羽利美佳（武庫川女子大学准教授）
- (4) 特に効果のあった研修内容  
連絡協議会において事例検討を実施し、効果的な対応方法やSSWとしての姿勢等が共有できたこと
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法  
SVの設置 有り  
活用方法 教育事務所配置SSWについては、県配置SVが各SSWに年2回指導・支援  
市町配置SSWについては、教育事務所配置のSSWがSVとして指導・支援
- (6) 課題  
平成28年度から「市町SSW配置補助事業」を開始し、中学校校区に138名のSSWが配置されたが、スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数に差が見られる。複雑化・多様化する児童生徒や学校の課題にタイムリーに対応できるよう、各関係機関との連携強化を含め個々のスキルのさらなる向上が求められる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困、障害等、多問題を抱える高校生支援のための活用事例（ 貧困対策、 その他）

##### 1 対応した状況等

発達障害（ADHD）の診断を受けている高校1年生、男子生徒。療育手帳B2所持。多動等、落ち着いて授業を受けることができていない。高校が家庭児童相談室と教育事務所SSWへ相談。ケース会議開催、出身中学校と連携等行い、当該生徒を支援した。

##### 2 関係する児童生徒の状況・背景等

- ・当該生徒は、明るく人懐こい性格。中学時はコンサータを服用し、効果が出ていた。高校でも病院受診し、コンサータ処方、主治医から本人や学校への助言等につなげたいが、「お金がない。一回病院に行くだけで5千円かかる。病院に連れて行く時間もない」と母親談。
- ・母親は、当該生徒への愛情が深い。明るい性格で高校との関係は良好。離婚による母子家庭。母親は昼夜仕事をしており収入は少ない。家は生徒の父親名義。離婚後も引き続き無償で住んでいるが、ゴミであふれている。諸費は滞納しがち。
- ・母親は書類記載が苦手。中学時は家が近いこともあり、生指のS先生が家庭訪問等で、書類作成を手伝っていた。発達相談機関や、病院受診も初回はS先生が母子に付き添い、一緒に行っていた。
- ・母親は以前、福祉相談であまりよい思いをしなかったとのことで、福祉支援に乗り気ではない。

##### 3 対応（間接支援）

ケース会議開催。家庭児童相談室は手当の整理を行う。SSWと学校は支援方法を検討しながら支援する。出身中学校と連携し、中学での状況や指導等をきく。現在も当該生徒と関わりがあるS先生と情報共有する。またS先生が高校で当該生徒に会うことで、高校の指導が入りやすいようにする。福祉医療（ひとり親世帯対象）の申請について、母親は了承。申請書類はSSWが準備。担任の先生が個人懇談時に母親と一緒に記入作成。忙しい母親ではなく、当該生徒が申請に行けるように、申請方法や申請場所について、わかりやすく丁寧に書き出して、視覚化により説明。病院受診について、当該生徒のみで受診をうながす。受診手順について確認する。高校が主治医宛に、学校での行動等記載した手紙を、受診する本人に持参させている。SSWが生活保護課や生活困窮者相談機関を回り、情報収集。その結果、生活保護受給は一部受給できる可能性が高いこと、また生活困窮者相談窓口では母親とともに生活保護課や就労支援機関を回ることが可能とわかった。個人懇談時にこれらの情報を担任の先生から母親に伝えた。

##### 4 成果と課題

- 成果：母親が申請機関に出向き、福祉医療申請書類を提出。また病院へは当該生徒が単独で受診。
- 課題：18歳以降の支援のあり方についての確認。母親は福祉医療の申請には応じたが、母親自身の生活の立て直し等の福祉的な支援は拒否。今後も家庭児童相談室との連携と母親へ寄り添った対応が必要。
- SSWとして意識した視点として、当該生徒が高校生であるため、将来への自立を視野に入れて支援した。
- 本年度は、学識経験者による講義をはじめSSW活用についての周知により、高校からのSSW派遣依頼が増え、1学期は10件の相談依頼があった。その相談内容は希死念慮、中学での自殺未遂、うつ、貧困、対人関係等、多岐にわたっている。担当する高校は神戸地区、阪神地区と広範囲にわたり、距離的な制約もあり、適切な高校への支援活動については課題と考える。高校への基本対応としては、第1回目は来所してもらい、担当指導主事と面接相談を受け、可能な範囲での助言を行なう。その後、学校からの依頼があれば、学校主催のケース会議に参加し、助言を行なう。また、教職員への研修会の講師としてSSWの活動について講演を行なう。

#### 【事例2】虐待を受けた児童支援のための活用事例（ 児童虐待）

##### 1 対応した状況等

- ・小学校5年の男児が、ミニレターで「父親からの暴力がつらく、死にたい。」という内容を伝えてきたという情報を法務局から受けた学校が、その児童への対応に苦慮している。

##### 2 関係する児童生徒の状況・背景等

###### 【児童の状況】

- ・学校で実施された「こころのチェックカード」では「学校は楽しい」「悩みはない」「友達はある」とあり、学校内での普段の様子も特に目立ったことはない。
- ・手紙を書いた時期にも、学校で様子の変化には気づかなかった。

###### 【家庭の状況】

- ・対象の児童は母親、養父、実父と母親との間の兄弟、養父と母親との間の兄弟の6人暮らし。
- ・これまでに、市における子育て支援を管轄している課では相談等であがってきていない。
- ・過去に、対象児童の兄が同じようにミニレターを書いた経験をもつ。

###### 【関係機関】

- ・こども家庭センターへも法務局から情報が入っているが、児童の住所地への照会の結果、住所地における市

の子育て支援を管轄している課からの「所見がない」という回答を受け、介入を保留にしている。

### 3 対応

- ・ 学校長から、法務局からの一報を受けた後の対応を詳しく聞いた。
- ・ 学校長から、今後の対応の難しさを聞きだし整理した。  
手紙の内容は、人命に関わることであり速やかに家庭との連携が必要である。  
法務局から、案件に関して「オープンになるのは困る。」と言われている。  
本人の気持ちを見極める必要があるが、学校がミニレターの内容を知っているということにはできない。本来なら法務局と本人が直接会って話をして欲しいところであり、その旨伝えているが、実現には時間がかかる。
  - ・ から今後の対応について、学校が単独で判断して対応していかなくてはならない状況になってしまいかねないが、家庭の見守り等、ほかの機関の力も借りて万全を期したい。
- ・ 家庭と連携をとるためには、保護者にミニレターのことを知らせる必要があり、緊急を要する対応であることから、法務局が実行せず学校判断で家庭に連絡するのであれば、事前に法務局にはその旨を知らせ、何らかの回答を得ておくことを勧めた。

### 4 成果と課題

- ・ S S Wからのアドバイスにより、学校は法務局からミニレターの写しを入手し法務局と合意のもと母親と面談することができた。結果、連休中家庭での見守りもでき、危惧していた重大事態は発生しなかった。
- ・ 守秘義務・危機介入の判断・イニシアチブの所在等現場で発生する問題解決の負担となる要素の処理を単独機関でなく関係機関で連携できる体制を強化していく必要がある。

## 【事例3】特別支援学校生徒支援のための活用事例（性的な被害）

### 1 対応した状況等

特別支援学校での事例。

A（高1男子）がB（高1女子）と4月にC（高1女子）と6月にカラオケに行き性行為をした。AがBとの行為の一部を動画に撮り、またLINEでその事実を他の生徒に話した。Bは精神的に不安定な状態になり担任に相談したが、6/10から欠席が続いている。3人とも複雑な家庭環境にあり、学校としてどのような対応をしていいのか助言がほしいと教頭より相談が入り、学校訪問し学校内関係者でケース会議を実施した。（ケース会議出席者：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、関係担任2名、教育事務所SSW、教育事務所特別支援教育推進員）

### 2 関係する児童生徒の状況・背景等

- A 母子家庭。IQ 87 コミュニケーションについては状況理解が苦手である。母は不登校の妹のことで悩みを抱えており、精神的に参っている。母にも支援が必要。母との関係性は悪い。Aは5月にリストカットし、11針縫っている。その後精神科に受診し、リスペリドンが処方されている。
- B 母子家庭。軽度発達障害。精神手帳あり。小6の時に元父親からの性的虐待を受けておりPTSDを発症している。精神科の病院に入院歴があり、現在も通院している。母も精神状態が悪く、週1回ヘルパーが入っている。
- C K市の小学校時代にネグレクトで児相に一時保護される。（母が再婚し、前夫との子どものCだけが虐待を受ける。）その後児童養護施設に入所。現在は里親のもとで養育されている。里親との関係は良好。

### 3 対応

学校がSSWに継続した生徒へのカウンセリングを希望しておられたが、SSWとしての動き方を理解していただけるように情報を整理しながらアセスメントをし、学校としてどう動けばいいのかを一緒に考えた。

情報からの課題及び課題の背景を考える。

- A 短期間に2人の女子と性的関係を持ちその後も「数を増やしたい。」と発言している。発達にも状況把握が苦手な面を抱えている。母親にも支援が必要であり、本人との関係も悪いことから、継続した治療と見守りが必要である。
- B 過去の性的虐待によるPTSDを抱えており、精神的に不安定である。リストカット歴もある。母親との愛着も不安定で援助交際の情報もあり、継続した治療、安定できる居場所が必要である。
- C 家庭環境が複雑で、今は里親のもとで暮らしており自己肯定感が低いと考えられるが、学校生活にはクラスのリーダー的な存在として前向きに取り組んでいる。

問題解決の方策を考える。

- A 学校は初動でサポートセンターにAの行動について相談している。子ども家庭センターへのつなぎ等を学校が行い保護者とともにカウンセリングも含めた治療について相談して継続したかわりを持ってもらう。
- B 担任の家庭訪問も継続しながらBが心を開いて話ができる人材につなげていく。登校してきたときの安全な居場所づくりを考える。
- C 学校ではクラスのリーダーとして頑張っており、学校内で担任、養護教諭を中心に見守りや相談の中で性教育も含めた支援を継続していく。里親が今回のことでストレスを抱えておりその支援も必要。



#### 4 成果と課題

残念ながら B は退学したと後日学校から連絡があった。少ない回数での学校との信頼関係の構築の仕方に課題が残った。退学前に一報があれば、進路変更等についても一緒に考えることができたのではないかと。学校は B の今後の進路に関して相談にはのっているが、B の背景を考えれば学習や居場所になる県立学校以外の資源も考える必要があったと悔やまれる。

学校は退学したのでこれ以上は関われないとの立場である。しかし、今後の進路変更時の中学校とのつながりを考えて、出身中学校には事実を伝えておく必要があるので学校には連絡をとっていただいた。

A, C に関しては県教育委員会特別支援教育課を通じて特別支援に精通したカウンセラーのカウンセリングが予定されており、結果を注視していきたい。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### スクールソーシャルワーカー配置数(教育支援体制整備事業関係分)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(計画)
教育事務所	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)
市町	52中学校区 (拠点校型)	91中学校区 (拠点校型)	138中学校区 (拠点校型)	173中学校区 (拠点校型)

市町のSSW配置が促進され、ささいな事案でも気軽に相談できるようになった。

教育事務所配置SSWは、市町SSWのSVとして相談できる体制が整い、新人SSWの資質向上や困難な事案への対応が可能となった。

#### (2) 今後の課題

学校だけでは解決が困難なケースについて、よりきめ細かな対応を図るため、本県では平成28年度から市町SSW配置補助事業を実施し市町が配置するSSWに係る経費の一部を補助することとした。令和元年度には、指定都市・中核市を除く全173中学校区に配置を完了する。そのため、各市町での人材確保と個々のSSWの資質の向上が急務となっている。

# 奈良県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣し、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

前年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置及び派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### スクールソーシャルワーカー

人 数：3名

資 格：社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（3名）

勤務形態：4時間×週1日×年間35週

#### 生活支援アドバイザー

人 数：6名

資 格：社会福祉士（6名）

勤務形態：7時間×週3日×年間44週

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、「実施要綱」により定めている。内容については、事業の趣旨、事業の内容、選考及び任用、職務及び勤務条件等、その他留意事項、について記載してある。

周知方法については、リーフレット「スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を県立学校及び市町村教育委員会に配付。連絡協議会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会等を開催し、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者等に周知している。併せて、校長会、生徒指導連絡協議会等においても周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者等

### (2) 研修回数(頻度)

連絡協議会(年3回)、研修会(年3回)、スーパービジョン会議(年複数回)

### (3) 研修内容

#### 連絡協議会

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者を対象に、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の現状等について情報交換等を行うことで、効果的な活用等に係る検討を行った。

#### 研修会(講演会)

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者を対象に、スーパーバイザーが講演を行い、効果的な活用等について理解を深めた。

#### スーパービジョン会議

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーを対象にスーパーバイザーがスーパービジョンを行い、専門性と実践力の向上を図った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### スーパービジョン会議

事例検討では具体的な支援の仕方や関係機関等の情報提供をいただき、スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーの専門性と実践力の向上を図ることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### SVの設置

有り(1名)

#### 活用方法

- ・スーパービジョン会議におけるスーパーバイザー
- ・個別のスーパービジョン
- ・研修会における講演等

### (6) 課題

連絡協議会において派遣校担当者の参加が少ないので、スクールソーシャルワーカーの役割や効果的な活用方法等が浸透しにくい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】頻回な転居を繰り返す不登校生徒のための活用事例（ 貧困対策、 児童虐待、 不登校）

生徒は中学時代から要保護児童対策地域協議会の要保護児童対象となっていた。高等学校入学当初は登校できていたが、急に全欠状態となった。担任からスクールソーシャルワーカーに相談があり、各教員の情報をもとに、前籍校への確認、きょうだいの在籍する小学校への確認、要保護児童対策地域協議会への連絡、担任の家庭訪問を行うこととした。中高連携の中で、前籍校においても頻回な転居が繰り返されていた情報を得たほか、きょうだいの在籍する小学校には保護者がたびたび顔を出している情報も得た。小学校を通して保護者に連絡を行い、生徒へのアプローチを行うことができた。その後、登校することが増えた。

#### 【事例2】児童虐待による不登校生徒のための活用事例（ 児童虐待 不登校、 非行・不良行為、 発達障害等に関する問題）

暴言を吐く父親や成績ばかり気にする母親に反抗し、生徒は家出を繰り返す。また、家では夜遅くまでスマホを使用し、朝になっても起きられないため、学校を休む日も多かった。両親は生徒の発達特性を理解できず、担任が母親にスクールカウンセリングを勧めるが継続しない。スクールソーシャルワーカーは、校内ケース会議に出席し、本ケースの状況を整理し、アセスメントを教（職）員と行った。要保護児童対策地域協議会に通告し、個別のケース会議を実施する予定であったため、警察等と連携し、地域での見守りをどのように行うか、母親は教員とつながっているので、どのように心理的に支援するとよいか、本人には登校時、どのように働きかけるか等、支援計画を検討した。現在、関係機関との連携が機能し、本人と家庭の見守りを継続している。

#### 【事例3】性的被害生徒のための活用事例（ 性的な被害）

生徒より養護教諭に、「父親から身体を触られる」等の相談があった。養護教諭から校長に報告があり、校内ケース会議を開催し、生徒対応・保護者対応・関係機関への連絡等の役割分担について確認を行った。ケース会議に出席したスクールカウンセラーから養護教諭・担任に、性的虐待のおそれがある場合の対応について、留意すべきことのアドバイスがあった。同会議に出席したスクールソーシャルワーカーは、校長・養護教諭・担任等に、休日や夜間を含めた緊急対応が必要となった時のSOSのつなぎ方、安全確保の方法等についてアドバイスした。また、生徒のきょうだいの見守りも忘れてはならず、関係機関との連携体制構築に向けたケース会議の開催を助言した。その結果、後日、要保護児童地域対策協議会、こども家庭センター、保健センター等が出席するケース会議が開かれた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・前年度より支援対象となった児童生徒の数が増えた。

参考 平成30年度支援の対象となった児童生徒数〔（ ）内は平成29年度〕

小学校 636名（599名）、中学校 125名（188名）、高等学校 188名（75名）

特別支援学校 12名（16名） 合計 961名（878名）

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割及び効果について、一層の周知・理解を図る。
- ・適時適切に効率よく支援ができるように県立学校、各市町村教育委員会との連携を強化する。
- ・配置の更なる拡充を図る。

# 和歌山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒を取り巻く課題の解決を図るため、学校と関係機関等との連携を一層強化するコーディネーター的な役割を担い、児童生徒の置かれた環境に働きかける人材を、市町村教育委員会や県立学校に配置する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会が採用し、市町村教育委員会及び県立学校に配置する。

市町村教育委員会及び県立学校は、派遣を受けようとする時は、活用計画書を提出する。県教育委員会は、活用計画書及び地域等の状況に応じて配置日数等を決定する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

29市町村（中核市である和歌山市を除く。）9県立高等学校に、のべ43人を配置

実人数32人（社会福祉士18人、精神保健福祉士10人、教員免許状所有者16人、複数の資格所有者を含む。）

勤務については、1市町村・校あたり10～80日程度（1日5～6時間程度）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

4月の連絡協議会において、県教育委員会が作成した「不登校問題対応の手引き」を配布し、その内容を徹底するとともに、活動の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方を示す。

SV（スーパーバイザー）から、改めてアセスメントの重要性とともにスクールソーシャルワーカーの活動形態等を含めて示す。また、「不登校問題対応の手引き」を新規採用教員やスクールカウンセラー等に配布し、研修会等を通じて、アセスメントの重要性と課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方を周知する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー等、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校管理職・コーディネーター等

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会（2回）、全体研修会（1回）、ブロック研修（4ブロック×3回）、チーフ研修会（3回）、チーフ会議（2回）

### （3）研修内容

活動の基礎基本、アセスメントについて、事例検討、いじめ防止基本方針の改定について、個人情報保護等に係る法律について、振り返りと次年度に向けて、学校体制の構築について

### （4）特に効果のあった研修内容

アセスメントの重要性について繰り返し研修を行い、その効果や重要性の理解を図ったこと

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 2名配置

活用方法

- ・研修会の企画・立案等に関わるとともに、スクールソーシャルワーカー等に対する指導助言
- ・研修会及び連絡協議会において、各市町村教育委員会指導主事及び配置校管理職等に対して指導・助言

### （6）課題

研修の開催場所や時期、勤務とのバランスを調整する必要がある。また、学校がスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための体制の構築に係る研修会を実施する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害等に関する問題対応のための活用事例（その他（発達障害等に関する問題））

小学生女子児童のケースである。コミュニケーションに問題はないが、学習の遅れ等があり、算数と国語については別室で学習を行っている。また、自宅において一人で宿題をするのに時間がかかり、母親がそれについて叱責すると激しく泣きじゃくり暴れることがある。母親は、その様子に手を焼き、精神的に何か問題があるのではないかと疑っている。本児の家庭環境については、前年、母親が再婚したが、現在義父が体調を崩し休職中である。

S S Wは、担任からの相談を受け、ケース会議を経て母親と面談することになった。継続的に月1回程度母親に悩みを聞き、本児童の学校での状況を把握し、その内容をアセスメントシートに整理した。このアセスメントシートを基に、特別支援学級の担任は、W I S Cの分析の結果から本児童の認知特性を母親に説明するなど、宿題や学習のサポートの工夫について支援を行った。担任は、学校の様子やポジティブに評価できる成長変化を伝え、長期休業前には、一緒に宿題対策のプランを作成するなどの支援を行った。その後、母親の本児童への見方が、「手がつけられない子」から「長い目で見守っていかなければならない家族の一員」へと変化していき、本児童の興奮状態も落ち着いてきた。

#### 【事例2】不登校対応のための活用事例（貧困対策（家庭環境の問題）、不登校）

中学生男子生徒のケースである。中学1年生の夏休みから全く登校しなくなった。年下の友人が遊びに来た時は、一緒に遊んだり話したりできるが、ほとんど自宅から出ることはない状態である。本生徒の家庭環境については、外国籍の母親と二人暮らしで、父親は本生徒が小学生の時に亡くなっている。経済的には困っていないようである。母親の子供への対応については、文化の違いもあり、溺愛したり、子供を追い詰めたりの繰り返しで、小学生の頃から不安定な状況が見られた。近くに頼れる親族がいなかったため、母親は子育てに悩んで、様々な相談機関や病院に助言を求めている。

S S Wは、校長から指示を受け本生徒のアセスメントシートを作成し、校内ケース会議に出席した。その際、福祉関係課、児童相談所等の関係機関が集まったの連携ケース会議を開くことを提案した。その後、ケース会議を3回開き、学校と関係機関が連携して支援策を検討した。当初、教員が本生徒となかなか会えない状態であったが、継続的な担任の家庭訪問とS Cの面接により、母親との信頼関係を築くことができ、学校と家庭が同じ方向を向いて支援することができた。母親が他機関の介入に不安を抱いていることから、積極的な支援を行うことが困難であったが、卒業後を見通し、母親と本生徒の両方を支援することが可能な若者相談窓口 WithYou につなげることができた。卒業後は、要保護児童対策地域協議会と若者相談窓口 WithYou が連携して支援を行っていく。

【事例3】については、取り扱っているケースが少なく、特定される可能性があるため、今回記載していない。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

今年度、県内すべての市町村教育委員会にS S Wの配置を完了した。これまでの取組の中で、S S Wの活動状況についての周知が進み、支援対象が増加している。

また、研修を継続して行う中で、アセスメントに基づき、学校、関係機関、S S Wの役割やケース会議の重要性への理解は深まってきている。

参考：支援対象児童生徒数 平成30年度（平成29年度）1207人（1047人）

#### （2）今後の課題

S S Wの力量や、各学校、地域によってS S Wの職務に対する認識の差が大きい。また、専門的な資格を有する人材の確保、専門性の向上に基づく人材育成、雇用条件の改善、環境の整備等が必要である。

# 鳥取県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・課題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた関係機関との連携推進。
- ・校内ケース会議開催の支援や校内の教育相談体制構築の支援。
- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施。
- ・学校におけるすべての児童生徒を対象にした支援体制の強化。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・SSWの人材確保及び育成を目的とした県教育委員会主催のSSW育成研修（6講座）の実施。
- ・SSWの資質向上を目的とした県教育委員会主催の新任SSW研修（1講座）現任SSW研修（5講座）の実施
- ・事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でSSWを配置。（県内私立高等学校にも対応している。ただし、H30は中部地区の学校に適切な者が見つからず、未配置であった。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でSSWを配置。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県立学校及び市町村教育委員会ごとに配置人数、勤務形態が異なる。（県7人、17市町村26人配置（県との重複あり））
- ・資格（重複あり） 社会福祉士13人 精神保健福祉士7人 その他社会福祉に関する資格6人  
教員免許15人 心理に関する資格8人  
その他SSWの職務に関する技能の資格3人 資格を有していない2人

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・H30年7月に「教育相談体制充実のための手引き」を作成。県内の学校に通知するとともに、市町村教育委員会事務局職員等との連絡協議会や研修会等で周知していく。
- \*「教育相談体制充実のための手引き」の主なポイント
  - ・不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり
  - ・SSWの職務内容及び職務の遂行にあたって留意すべき事項
  - ・SC及びSSW等の専門家や関係機関と連携した組織的対応

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- <県教育委員会主催> ・関係市町村教育委員会担当者 ・SSW  
・SSW担当教員及び管理職

### （2）研修回数（頻度）

- <県教育委員会主催> 6回/年 \*市町村教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

### （3）研修内容

- <県教育委員会主催>
  - ・「スクールソーシャルワーカーの業務に必要な法律の知識について」 ・「学校組織について」 ・「ケース会議の意義」
  - ・「包括的アセスメントからはじまる支援のデザインについて」 ・「効果的なSSW事業プログラムを活用について」
  - ・「県内における子供の貧困対策と居場所づくりについて」 ・「学校・市町村教育委員会との協働」
  - ・「チーム学校時代の連携・協働を探求する」「スクールソーシャルワーカーの責務」

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・名古屋市立大学 佐々木千里特任教授を講師に招き、実際のケースを扱った演習を行ったのが効果的であった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有

活用方法： 県のSSW活用指針策定に向けての助言、 校長会や管理職研修におけるスクールソーシャルワークについての研修講師、 事業実施自治体担当者への活用戦略についての助言、 新任SSWへの基礎的理論研修及び助言、 連絡協議会（年2回）、育成研修（年3回）、現任SSW研修での研修講師、 事業実施自治体への巡回によるスクールソーシャルワーク活動全般への助言や支援、 対応困難な事例についての相談や適切な助言

### （6）課題

- ・今後さらに事例の背景が多様化・複雑化することが考えられ、SSWへの要請が増えることが予想されるが、SSWの資質向上及び人材確保が十分されていない状況である。
- ・学校組織において教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制がまだ十分整っていない学校がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】教育相談体制充実のための活用事例（ 貧困対策）

- ・家庭に経済的な問題があり、生活面や卒業後の進路が心配された生徒で、1年時に「昼食を持ってこない、痩せている等で生活環境が心配される」と担任から相談があった。

このため、その学校のSSWが、要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用し、他の高校に通う同学年の弟妹も含めて、学校と関係機関で、家庭の様子等の情報共有と支援の方向を確認するケース会議をコーディネートし実施。

生徒の家庭環境が分かったことで、学校の本人及び保護者への理解が進み支援内容も明確になり、3年間を通して担任や相談担当教員が保護者との信頼関係を築け、必要な福祉サービスを保護者が選択することにも繋がり、家庭環境も改善されて、生徒の希望通りの進学につながった。

#### 【事例2】教育相談体制充実のための活用事例（ 貧困対策、 その他）

- ・家庭環境が複雑で家庭の支援が期待できない中で、未成年で出産し未婚で子育てをしている生徒を支援。

高校生の支援は、児童相談所も市町村福祉課も落としがちで、本人が進学した当初は支援対象ケースとして町も認識していなかった。

結果として、SSWが町と生徒との調整役になり支援をつなげることで、いったん途切れていた家庭児童支援センターとつなぎ直した。現在も厳しい家庭環境は続いているが、本人の高校復学の希望もあり、町と児童家庭支援センター、本校との情報共有や関係する学校や機関が集まって、定期的な支援会議も継続されている。

#### 【事例3】性的な被害についての活用事例（ 性的な被害）

- ・養育環境に心配がある生徒を数年にわたり観察し、性的な被害を発見・保護できた事例。

高校生（女）で家族は母と、母の同居男性、兄、弟で要対協も関与し、兄弟関係でも情報を収集するが、虐待の実態がなかなか把握できなかった家庭だった。学校では担任を中心に、SSW・教育相談担当教諭が協力し情報を一元化。アセスメントシートには担任に限らず気づきがあったすべての教職員が記入していくような体制をとり、SSWは、生徒が活用可能な資源や関係機関の情報を学校に提供した。配置型のSSWであることから、校内にいる時間が多く、生徒との接触の機会を増やし、生徒への情報提供を継続。関係機関への繋ぎは学校としての決定を経てSSWが行うことなど、ケース会議で役割分担を行った。

冬休み明け、朝から落ち着かない様子で何度も職員室の前に現れていたのでSSWが声をかけたところ、「冬休み中に、同居男性から下着を脱ぐことを強要され性器を触られた。」と話してきた。家を離れたほうがよい状況が確認できたので、家を出ることを勧めたところ、以前よりSSWが周知してきた専門の関係機関へ生徒自ら出向き、相談し、自立援助ホームへの入所を決めた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW、市町村教育委員会担当者、担当教職員がともに研修を深めることにより、課題解決に向けてのケース会議等、具体的な動きについて共通理解が図れるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制が年々充実してきている。H30年度、問題や課題を抱える児童生徒への支援件数は2212件でそのうち解決（216件）、支援中であるが好転（591件）の割合は36.5パーセントだった（支援継続中1245件、その他160件）。

#### （2）今後の課題

- ・各学校における教育相談体制のさらなる充実に向けて、学校組織や体制の見直し、SSWとの効果的な連携をさらに充実させ、様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整がよりスムーズかつ効率的に行えるよう、県として「教育相談体制充実のための手引き」、「ケース会議マニュアル」を作成したが、まだ周知が十分とは言えない。
- ・SSWのスキルアップを図るため、研修機会や情報交換の場をさらに設定する必要がある。



# 島根県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の課題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ・市町村立学校（小・中学校）

市町村の実態に応じて予算配分し、委託により市町村で配置している。離島、中山間地域では複数の町村を兼務している者もいる。多くの市町村が派遣型、巡回型による配置である。

#### ・県立学校（高等学校、特別支援学校）

定時制高校2校に単独校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるよう県スクールソーシャルワーカーに委嘱しており、市町村と兼務の者もいる。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県スクールソーシャルワーカーに委嘱している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ・市町村：34名（18市町村）

勤務形態...市町村によって異なる

#### ・県：23名（市町村との兼務あり）

勤務形態...要請に応じて派遣

資格：社会福祉士9名、精神保健福祉士6名、その他社会福祉に関する資格5名、教員免許14名、心理に関する資格10名、その他SSWの職務に関する技能の資格1名、資格を有していない6名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

・策定と周知方法：「スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン」を策定し、委託先市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士会等の関係団体に配付、また島根県教育委員会ホームページに掲載しており、連絡協議会等で説明し周知を図っている。

・主な内容：事業の趣旨 SSWの職務内容 SSWの効果的な活用のために

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・県内のスクールソーシャルワーカー ・市町教育委員会の事業担当者

・県立学校配置校の事業担当者

### （2）研修回数（頻度）

・研修会（年2回）

・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）

### （3）研修内容

・近隣県スーパーバイザー等（社会福祉士有資格者）による講義・演習

### （4）特に効果のあった研修内容

・SSWの責務についての研修

・SSW活動評価プログラム活用の講義・演習

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置

・県教育委員会に2名配置（東部地区1名、西部地区1名）...社会福祉士1名 臨床心理士1名

活用方法

・県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。また、市町村主催の研修会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。

・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できるよう市町村教育委員会及び学校に対して、適宜指導助言を行う。

### （6）課題

・市町村立学校については市町村委託により事業展開しており、独自で研修会等を開催してスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めているところもあるが、市町村によって偏りがある。

・教育委員会担当者、学校のSSW担当者等への研修会の充実が課題である。

・SVの活用についての認識を高め、効果的な活用を進めていく必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害等に関する支援のための活用事例（家庭環境の問題・発達障害等に関する問題）

小学校時より通級指導や教育相談等を受けていた生徒。小学校高学年から欠席が目立ち不登校傾向となる。学校もチームを組んで様々な支援を行った。ひとり親家庭であり、この生徒の他にも兄弟がいる。母親も情緒的に不安定で仕事ができなかったり、兄弟も様々な課題を抱えたりしている。SSWも途中から支援チームの一員として加わり、福祉担当課との連携を提案し、SSWと保健師とで家庭訪問を行った。小学校での丁寧な支援が成果を上げ、中学校では特別支援学級に入級し、個別の指導を受けることができるようになり、本人も落ち着いて自分のペースで学校生活に取り組むことができるようになった。中学校入学後も、医療関係のことでSSWが保護者の相談に乗り、進路決定にあたっての様々な情報提供も行っている。今後も本人の進学に向けて、家庭支援も含めて関係機関が協力して支援にあたっていく。

#### 【事例2】家庭環境の問題解決の支援のための活用事例（家庭環境の問題 心身の健康に関する問題）

以前より学校で不調を訴えることが多く、保健室で対応することがたびたびあった。4月に保健室で意識がなくなり、病院に救急搬送された。医師から「ストレスが原因ではないか」と言われた。5月下旬から6月中旬には、養護教諭に死をほのめかすような発言や、自傷行為（あざなど）が見られたため、養護教諭とSSWが病院の医療ソーシャルワーカーと会い、学校の状況を伝え医師へつなげる方向となった。今後、医師や学校を含めたカンファレンスをする予定。

#### 【事例3】ヤングケアラーが懸念される児童への支援のための活用事例（ヤングケアラー）

低学年の頃から不登校傾向にある児童について、家庭で育児のサポートなどをする為に欠席しているのではないかという懸念がある。学校は保護者との関係性を保ちながら登校支援をしたい考えだが、本児の学校生活を保護者がコントロールしようとしている様子があり、登校を促すことがきわめて困難な状況。SSWは福祉的視点によって解決の糸口を見いだすべく、関係機関と連携したケース会議等をコーディネートしている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 児童生徒が抱える諸課題の要因・背景は複雑化、多様化しており、福祉の専門的な視点を用いた支援の必要性は高まっている。平成30年度は、県内18市町村（中核市1市が単独事業展開となり1市減）の小・中学校と全県立学校を対象として事業を実施。支援の対象となった児童生徒数は前年度より若干減少したが、対応学校数は209校から236校に増加した。学校訪問等の巡回による支援を実施している市町村もあり、その成果により特に小学校において活用が進んできている。
- ・ 平成30年度の支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況を見ると、支援の対象となる諸課題は多岐にわたっている。中でも児童虐待、貧困の問題、その他の家庭環境の問題を合わせると280件に上り、家庭環境への支援のニーズは依然として高い。これらの問題は短期間での解決が困難な場合も多く、支援中のケースが約63%を占めるが、家庭の問題に関しては30%以上が解決または好転につながっており、福祉の視点を生かした継続的、効果的な支援が進んでいる。
- ・ 地域によっては、関係機関とのケース会議の回数が2年前に比べて3倍近くに増加したり、関係機関から支援に加わる人数も2倍以上に増加したりするなど、関係機関と連携した支援が進んでいる例もある。

#### （2）今後の課題

- ・ SSWが介入した時点で、既に問題が重篤化しているケースが散見される。早期からの効果的な活用が進められるようにするために、学校に対して、福祉の専門家であるSSWの職務や有効性等についての認識を高める機会を設ける。
- ・ 全中学校区への配置や各地域でのニーズに対応するうえで人材が不足している。特に社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者の任用について、社会福祉士会等と連携し人材の確保を進めていく。
- ・ 2名のSVを配置しているが十分に機能していない状況である。市町村教育委員会や県立学校を巡回訪問したり、スーパービジョンによるSSWの資質向上の機会を設けたりして、その有効性についての理解を促し、効果的な活用を図る。

# 岡山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内各市町村を12ブロックに分け、各ブロックを複数のSSWが担当。岡山市立校を除く、県内全公立小・中・高等学校・中等教育学校に、担当SSWを割当。各SSWは、学校の一員として担当校を巡回訪問すると共に、要請のあった個別ケースについて、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援。各市町村教育委員会の担当指導主事等と地区担当SSWによる連絡会議と、各ブロックリーダー（各市町村に、ブロックリーダーを配置）と県の事業担当者及びスーパーバイザーとの会議を月1回実施。県立特別支援学校は、別枠で5名配置。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

SSWとして25名採用。SSWに準ずる者として10名採用。保有資格は、社会福祉士26名、精神保健福祉士23名。教員免許14名、その他福祉系の資格7名。県教育委員会の非常勤職員として、5時間×週1～5日×42週の計が年間の勤務時間。県立特別支援学校の勤務形態は別枠。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ガイドラインの策定はしていないが、事業概要・実施要綱・設置要綱を学校、市町村教育委員会等に配付。県や各市町村単位等での教員研修会や会議での事業紹介。記載内容は、身分、職務、守秘義務等。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW及びSSWに準ずる者全員対象。

### （2）研修回数（頻度）

新規採用者対象研修が、年度当初15時間。採用2年目及びSSWに準ずる者対象研修が年6時間。全員対象の研修が年3回。スーパービジョンは、各ブロックごとのグループスーパービジョンが年3～4回及び必要に応じて個別のスーパービジョンが可能。

### （3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度、関係機関等との連携についての講話、演習等。

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWとSCの合同研修において、SC及びSSWのスーパーバイザーからの講義（効果的な連携となるための留意点やそれぞれの役割についての確認）、SC・SSWの少人数グループでの協議（連携についての現状確認、課題、今後の働きかけの提案等）及び全体共有により、各地域での連携を促した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：岡山県立大学と美作大学の教員をスーパーバイザーとして委嘱。

活用方法：定期的なスーパービジョン及び、会議・研修会での助言等。

### （6）課題

岡山県のSSW事業の方針について、SSWのみならず、学校や関係機関等の理解の拡大・深化。SSWに対する研修とともに、学校への周知や関係機関への更なる働き掛けが必要。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】枠に収まらない生徒の対応に混乱していた学校支援及び本人支援のための活用事例（ 貧困対策、児童虐待、 非行・不良行為、 発達障害等に関する問題）

幼少期からの虐待、愛着障害・発達障害も影響し、喫煙・校内徘徊・服装の乱れ等問題行動を繰り返す半面、自分の特性に向き合い、人生について前向きに深く考えられる力もあり、周りの大人や友人等を巻き込み、周囲に大きな影響を及ぼす中3生の支援。校内での支援体制は比較的充実しており、関係機関等の支援歴もあったが、本人の状況は不安定。各支援の方向性が揃っていないとはいえない状況だったので、本人も周囲も混乱している面があると考え、SSWは本人や周囲（家族、学校、関係機関等）の状態や情報を整理し、方向性を確認しながら支援を進め、最終的に、通信制高校への進学と県外での生活基盤の確立（支援）のめどを立てることができた。

【事例2】親権者不在となった高校2年生の生活基盤の確保及び在学継続のための活用事例（ 貧困対策、 児童虐待、 発達障害等に関する問題、養子縁組解消）

実父（行方不明）・実母（他県出身、重篤な精神疾患で他県にて生保受給、長期入院）は離婚し、実母と再婚相手（養父）に一子。本人は養父と養子縁組し、養父家族と同居。本人は養父家族との折り合いが悪く、2年進級時、養子縁組解消。生活拠点・経済的基盤を失い、取り急ぎ、学校の寮に入寮。他の親戚縁者の支援も困難。SSWは、本人の養父の所在地及び高校所在地の各行政窓口・児相担当者と情報共有しつつ、法テラスに学校をつないだ。学校生活を含む生活全般についての支援としては、弁護士の助言に基づき手続きを進め、生保受給、高校への在学継続、未成年後見人制度の利用、卒業後の方向性や行政の支援先等を確認し、学校内の対応については、管理職、担任、舎監等関係教職員での連携した支援について確認した。

【事例3】姉弟の世話や家事もあり欠席が増えていた児童への支援のための活用事例（ ヤングケアラー）

母、本人（小4）、姉弟（就学前）の4人家族。宿題や集金等の提出は滞るものの、登校時の本人の様子に問題は無いが、欠席や遅刻が多い児童。担任等が経済面を含む家庭状況を心配し、SSWが母親との面談等で状況を確認し、母親もSSWの関わりを希望したので、家庭訪問も実施。市の子育て支援課と情報共有し、本人支援と母親・家庭支援について、役割分担を確認。その後も、学校を休ませ引っ越しを手伝わせるなどの情報が入り、学校、SSW、子育て支援課等で共有し、対応を検討した。本人の過剰な家事負担等が解消され、安心して登校し、落ち着いて教育を受けることができるよう、保護者の養育能力の課題に対する支援と、学校での配慮をしていくことになった。現在は、本人の欠席・遅刻等も減り、落ち着いた学校生活を送れるようになっているが、継続的な見守りは必要との認識は共通に持っている。

### 【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

H30年度から、岡山市を除く全公立学校に担当SSWを割り当て、支援ケースは倍増。（H29年度：655件、H30年度：1,351件）支援ケースの有無に関わらず、SSWは担当校を巡回訪問し、児童生徒観察や種々の会議出席、教員との情報交換等を進める。その中で、支援の必要な児童生徒への直接・間接支援につながったり、学校のSW的視点を拡大することにつながり、SSWの助言等を得なくても、関係機関等との連携が進んだりするようなケースも見られるようになってきた。

（2）今後の課題

学校によっては、まだSCとSSWの役割の違いが曖昧なまま、メンタルケアや発達障害の見立てのような役割をSSWに求めることもあり、本来の専門職としての役割に沿った、分担が進むような働き掛けの必要がある。また、組織的・計画的な支援が進むよう、その意義や仕組みについての周知と共に、組織的・計画的な支援に欠かせない会議時間の捻出や工夫を進めるとともに、実効的な会議の実施についても課題がある。さらに、活動の共有や資料としての記録の取扱いについても、SCと足並みを揃える必要があると考えている。（現状、SSWの記録は、様式を統一し、校内共有できる仕組みをすすめている。）

# 広島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

広島県では、「平成30年度スクールソーシャルワーカー活用事業」において34名を配置したが、その内24名を「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）」として、10名を「家庭教育支援アドバイザー（以下家庭教育支援AD）」として配置した。

SSWは、平成27年度から配置しており、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

家庭教育支援ADは、学力向上総合対策事業の一環として、平成24年度から配置しており、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSWは、市町の派遣申請を受けて、県内16市町の20中学校区及び県立高等学校4校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該校区内の各小学校にも勤務する。家庭教育支援ADは、学力向上推進地域事業を実施する県内7市の10中学校区に配置した。中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、SSWは20中学校区・県立高等学校4校に計24名を、家庭教育支援ADは10中学校区に10名をそれぞれ配置した。配置されているSSW及び家庭教育支援ADが有する資格の内訳は、社会福祉士18名、精神保健福祉士7名、その他社会福祉に関する資格5名、教員免許20名、心理に関する資格7名となっており、いずれの資格も有しない者はいない。活動記録参照

SSW等の勤務時間及び勤務日は、原則として、年間690時間（年間150回を上限）を上限として派遣を受けた市町教育委員会又は県立学校長が定めている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSW及び家庭教育支援ADの設置要綱をそれぞれ作成し、4月に開催の家庭教育支援AD及びSSW配置地区等連絡協議会等において、SSW等に対し、事業の趣旨、職務内容等を周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県教育委員会が配置し市町教育委員会に派遣するSSW及び家庭教育支援AD

SSW拠点校及び家庭教育支援AD拠点校の校長又は教頭

県教育委員会から家庭教育支援AD及びSSWの派遣を受けている市町の教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等  
市町教育委員会が配置しているSSW等並びに当該市町教育委員会担当者が参加を希望する者

### （2）研修回数（頻度） 年4回

### （3）研修内容

- ・SSWスーパーバイザーによる講話「チーム学校としての家AD及びSSWの効果的な活用について」（教職員やSCとの関係、他事業との連携、福祉機関との協働などについての講話。）
- ・取組の成果、課題及び事例について情報交換・協議等

### （4）特に効果のあった研修内容

SSW及び家庭教育支援ADが支援を行っているケースについての事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置 有

活用方法

- ・必要に応じて配置校等を訪問し、SSWへの指導・助言を行うとともに、配置校等に対して、SSWを効果的に活用できるよう学校組織体制について必要な助言を行う。配置校等で実施されるケース会議等や教職員等に対するコンサルテーション及び関係機関との連携等について必要な助言を行う。SSW等からの電話等による相談に応じる。

### （6）課題

- ・児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校児童への支援から家庭環境の支援へとつなげた活用事例（ 貧困対策， 不登校）

当該児童は不登校であり、父親のDVから逃れるため、施設入所後、現在は母親と兄弟で暮らしている。母親の学校への不信感から兄弟ともに不登校になっている。

SSWは母子生活支援施設と連携（月2回定期的に訪問）しながら、市の福祉課と連携し要保護児童対策地域協議会でケース会議を重ねた。

SSWは学校教職員とともに関係機関と連携を図りながら、児童の生活課題の把握、母親の意識把握、本の読み聞かせ等の取組を重ね、信頼関係を構築していった。

最初は、学校に足が向かなかった児童が、給食時間、掃除時間、午後の学習への参加ができるようになった。

#### 【事例2】課題のある児童の支援から家庭環境の支援へとつなげた活用事例（ 貧困対策， 暴力行為）

当該児童は衣服に汚れが目立ち、他の児童への暴力行為や提出物の未提出、忘れ物等の課題があった。母親は子育ての疲れ、不安、自信のなさから感情的に怒ることが多く、当該児童の持ち物を破損させることもあった。

SSWが母親と面談を繰り返す中で、我が子への暴力の他、借金で生活困窮に陥っていることが判明した。SSWは市の福祉課と連携し、母親が窓口で相談できる体制を作るとともに、生活支援センターと連携を図り、担当者が消費者金融に母親と同行し、毎月支払い可能な金額へ変更するように調整を図った。

母親の生活が落ち着くようになると、当該児童の行動にも落ち着きが見られるようになり、暴力行為等の問題行動も減少した。

#### 【事例3】迅速な通告へとつなげた活用事例（ 性的な被害）

当該女子生徒は、夜になると両親が遊びに出かけるため、兄弟の世話を自分がしなくてはならないことが多く、悩んでいた。学校では養護教諭が生徒に寄り添った指導をしており、悩み等を聞く機会を多く設定していた。相談の中で、食事を用意してもらえないことや、食事を食べるなどと言われる時があること、父親から身体接触を受けることがあると聞いた。学校はネグレクト及び性的虐待の疑いがあると判断し、すぐに福祉事務所に通告した。生徒は通告した日に一時保護となった。

SSWが福祉機関と連携し、当該生徒の情報を学校の教職員と共有するとともに、今後の対応について調整を図った。現在、施設から学校に登校できるようになっている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校629人、中学校617人、高等学校182人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。

	いじめ、暴力行為、 非行等の問題行動	児童虐待	家庭環境の問題	発達障害等に関する 問題
平成29年度	52.2%	56.3%	53.0%	50.7%
平成30年度	60.0%	70.2%	67.2%	53.3%

拠点校方式のため、学校にいる時間が多く、保護者との信頼関係を構築でき、支援対象児童生徒が大幅に増加した。全体の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった割合が平成29年度の51.0%から54.2%と増加した。

#### （2）今後の課題

課題解決にむけた保護者の協力が得にくいケースも依然としてあるため、保護者面談を円滑にすすめるためのアプローチの工夫や、保護者への周知の工夫等、さらなる組織的な教育相談体制の構築を図るよう配置校に対して、指導助言する必要がある。

# 山口県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スーパーバイザー（エリアSV）として位置づけ、市町SSWを支援し、課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- ・ やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 市町SSW（延べ67名・実人数36名）  
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、介護福祉士、保育士、教員免許  
非常勤職員で主に有事の際の派遣型
- ・ 県SSW（エリアSV）（4名）  
社会福祉士、臨床心理士  
非常勤職員：4時間×5日×3名、4時間×3日×1名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、県・市町教育委員会のSSW活用事業担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

県教委が主催し、上記対象者を一堂に集めて、年1回（7月）実施。

県及び全19市町でマニュアル研修（SSWの資質向上研修）を実施。県及び全市町で各年1回  
県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会と連携し、年2回実施。（新規SSW研修1回、SSW研修1回）

### （3）研修内容 <県主催の研修会>

- ・ スーパーバイザーによる講義及び事例発表
- ・ 困難事例等における学校等と児童相談所とのかかわり
- ・ SC、民生委員・児童委員、人権擁護委員、弁護士等と連携した支援についてのグループ演習

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 外部専門家の連携した支援についてのグループ演習

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置・・・有

活用方法・・・市町SSWだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

### （6）課題

- ・ 個々のSSWの資質向上。特に面接・支援技法についてのスキルに個々の差が大きく、課題である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（ 貧困対策）

県全域で貧困を支援したケース。SSWが介入する貧困ケースでは、食事を摂ることについて心配されることは多い。学校がある間は、子ども達の健康状態に教員が気づくことはできるが、夏休みなどの長期休暇中では、すぐに気づくことが困難である。さらにネグレクト傾向のある家庭では、関係性の構築が難しいという現状がある。そのため貧困に対しての支援は、困窮前の予防が重要である。

フードバンクと県全域のSSWが連携をし、夏休み前に生活が厳しいと予想される家庭に「こども宅食」を届けることができるよう支援を行った。中には携帯電話がとまって宅配業者と連絡がつかなくなったり、生活が厳しくても顔を知らない人からは何も貰わなかったりするという方もいたが、SSWが間に入り連絡調整等を行うことで、県内全域で50家庭へそれぞれ約30食が入った食品を自宅に届けることができた。

このこども宅食を機会にそれまで拒否されていた家庭へも訪問が可能になったというケースもあり、長期休暇の食事の確保だけでなく、家庭との関係性構築にも役立たせることが出来たという県全域の取り組みである。

#### 【事例2】 不登校（ 児童虐待、 その他（心身の健康・保健に関する問題等））のための活用事例

女子中学生。父親からのDV（母親・子ども双方に対し）により転居。その後子どもが不登校状態にあったためSSW介入。福祉・児相・警察等と関係機関とケース会議を実施。母親の不安定さによる養育能力の低さもあり一時保護を経て施設入所となる。母親と継続的な面接をしながら、DV回復プログラムを実施、医療・警察とも連携をし、母親の精神的安定を図る。母親は職業訓練校に通ったり、派遣の仕事をしてしながら子ども達を受け入れる準備をし、就職。子どもも施設から引き取ることとなった。

#### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（ ヤングケアラー）

LGBTQである高校生が、交際中の同級生に対して強迫を用いて性行為を行っていることが発覚し、高校より懲戒を受ける。処分後本人は引きこもり、不登校となる。

SSWが本人及び母親と面談して家庭環境をアセスメントしたところ、自宅は地域でも有名なゴミ屋敷、父親は借金を重ね給与を家庭に入れず、険悪な夫婦関係、母親は昼も夜も仕事で不在がち、小学生の妹はいじめにより不登校、小学生と中学生の弟達には知的障害があり、そして弟妹の食事や世話は本人がしていることが判明。

SSWが介入し、本人の精神科受診、母親へのカウンセリングと借金や夫婦関係、家事や家計についての助言、妹のいじめ問題について小学校へ対応を依頼、弟達の受診と支援学級への措置替え、母親・本人・市の子ども課・市教委・市SSWとで自宅の清掃、等の支援を継続して行った。

結果、諸問題が好転・解決し、本人や家族の情緒は安定し、本人は高校中退せずに転学をして、高校生活が継続できた。



## 【 4 】 成果と今後の課題

	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度
支援対象児童生徒数	8 0 7 人	7 1 9 人	7 7 3 人
継続支援児童生徒の割合	6 7 . 8 %	7 1 . 6 %	6 5 . 6 %
継続支援対象児童生徒の抱える 問題の好転率（解消＋好転）	5 3 . 7 %	4 1 . 8 %	4 9 . 1 %

「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から

### （ 1 ） スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### 現状と成果

本県においては、平成 2 7 年度に県及び全市町に S S W の配置を完了した。いじめや不登校など問題行動等が増加傾向にある中、配置完了当初に比べ支援対象児童生徒数が平成 3 0 年度は若干増加したが、ここ数年は減少傾向にあり、S S W によるこれまでの各学校への支援により、学校と関係機関等の連携体制が構築され、S S W の支援によらず、学校において課題解決に向けた適切な対応が図られているケースが増加していると考えられる。

#### 事業評価

##### （評価方法）

平成 2 7 年度から、大阪府立大学スクールソーシャルワーク評価支援研究所の「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラム（WEB）」を導入し、S V が県と県内全ての教育委員会を訪問し、担当指導主事と全 S S W との共同で、事業評価を行っている。

##### （成果）

S S W は、地域資源マップを作成や、学校の生徒指導部会に参画するようになった。県及び市町教育委員会は、各教育支援センターに S S W の事務作業や面談の活動拠点の場を設置するなど、配置 S S W との連携強化や、S S W による幼稚園・保育園への巡回相談を実施し早期の支援を実施等に取り組んでいる。

### （ 2 ） 今後の課題

S S W の質の高い支援や、関係機関との連携等により、事態が好転するケースも多く、平成 3 0 年度は継続支援児童生徒の割合が減少し、また、好転率も上昇傾向にある。しかしながら、家庭の養育環境や貧困問題、児童虐待など、S S W の家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しており、その対応が課題である。

# 徳島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校など児童生徒の問題行動に対応するため、スクールソーシャルワーカーを県内の市町村教育委員会及び公立小中学校並びに徳島県教育委員会に配置し、教員の資質の向上及び教育相談活動の充実を図り、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会配置方式：スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置し、所管の小・中学校を対象とする。（平成30年度は16市町教育委員会に配置した。）

県教育委員会配置方式：県教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

平成30年度は23人を委嘱した。（内12人が市町村教育委員会配置）

所有資格は社会福祉士、精神保健福祉士、精神科医、臨床心理士、教員免許

勤務形態 市町村教育委員会配置方式：年42週，週1回，1回6時間

県教育委員会配置方式：1回2時間程度（平成30年度実績：派遣回数8回）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

徳島県スクールソーシャルワーカー設置要綱並びに活用実施要綱を作成し、公立学校の校長会及び教頭会、生徒指導主事研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また、スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会担当者を集め、連絡協議会を開催し、スクールソーシャルワーカーの職務と役割、関係機関との連携について共通理解を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー並びに市町村教育委員会担当者

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会・・・年3回

徳島県スクールソーシャルワーカー協会定例研修・・・月1回

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーの職務と役割，関係機関との連携についての協議

事例検討会

### （4）特に効果のあった研修内容

対応したケースをもとにした事例検討会を実施し、スーパーバイザーの適切な指導・助言によりスクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。

スクールカウンセラーとの事例検討会を実施し、連携による支援について協議した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 あり

活用方法 スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行う

学校に対して、児童生徒の実態把握、適切な支援方法等について指導・助言を行う。

### （6）課題

貧困対策や児童虐待への対応等、解決しなければならない問題が多様化、深刻化している。大学や福祉関係機関と連携して専門的な研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】問題行動を繰り返す児童への対応事例（暴力行為、発達障害）

##### 児童の実態

他児童への暴言・暴力。また、教師からの注意や自分の意にそぐわないことがあると学校を飛び出すことがある。家庭においても、ストレスがたまると暴力的になり暴れることがある。

##### 対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

学校教職員からの聞き取り、保護者との面談、授業参観等を繰り返しながらアセスメントを行った。（児童生徒理解・教育支援シートの作成、活用）

学校において保護者、関係機関（発達障害者支援センター）、スクールソーシャルワーカーがケース会議を行い、児童の実態や今後の支援方法について共通理解を図った。

保護者や教職員が児童理解を深め、適切に支援したこと。さらに、児童自身が自分の特性について理解し、課題を意識した生活ができるようになったことで問題行動も少しずつ減少してきた。

#### 【事例2】不登校生徒への対応と家庭支援における活用事例（貧困対策、不登校、発達障害）

##### 生徒の実態

自閉症スペクトラム等の診断を受けており、友達と人間関係を築くのが苦手である。家庭は経済的に厳しく、家庭支援が必要である。

##### 対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

スクールソーシャルワーカーが児童、保護者との面談を通して、児童の悩みや不安、保護者の思いを把握するとともに、発育歴等を確認しアセスメントを行った。（児童生徒理解・教育支援シートの作成、活用）

児童支援として医療機関や発達障害者支援センターと連携。また、児童の学びの場として、教育支援センター（適応指導教室）への通級を支援。（児童の状態が改善したことにより週3日程度通うことができるようになった。）家庭支援として市の福祉課等と協議、家庭の状況（経済面等）について確認するとともに、支援方法について検討した。そのことにより効果的な家庭支援につながった。

#### 【事例3】性的な問題行動を繰り返す生徒への対応（性的な被害、非行・不良行為）

##### 生徒の実態

SNSを通じて他校生や異年齢の人との交友が広がり、夜間外出や外泊の頻度が増えてきた。

性的な被害を受けたり、他の友達を巻き込んで被害を誘発したりすることが心配される。

##### 対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

本県では学校支援のための事業のひとつとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行い、児童生徒への支援の充実を図っている。本事例においても、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市町村教育委員会、所轄警察署、児童相談所等と情報を共有し、支援方法について協議を行った。

関係機関とのケース会議により、他機関とのスムーズな接続が可能になり、迅速な対応につながった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の問題行動のうち、その対応に苦慮する事例については、学校要因、家庭要因、本人要因などが複雑に絡み合ったものが多く、深刻な事例が増加している。専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、児童生徒の実態把握や支援方法、関係機関との連携について適切に対応することができた。特に、ケース会議においてスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携が円滑に進むようコーディネーターとして大きな役割を果たしている。また、本事業の評価については、学校及びスクールソーシャルワーカーが実施報告書を作成し、県教育委員会に提出することにしており、事業の内容や効果について確認し、以後の参考となるよう活用している。

スクールソーシャルワーカーの市町村配置も2年目となり、学校等への周知も進んできた。そのためスクールソーシャルワーカーへの相談件数も増加しており、学校との連携・協働による支援体制も。

スクールソーシャルワーカー相談件数（延べ件数）H30年度：2,693件（H29年度：1,040件）

#### （2）今後の課題

現在の配置・派遣体制のみでは相談需要が増加している状況において対応が困難な事例も見られる。スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、急な事案への対応や継続した支援を行うことのできる教育相談体制の充実が求められている。また、スクールソーシャルワーカーは職務遂行に当たって高度な専門性が求められるため、スーパーバイザーによる研修会の実施や職能団体との連携により人材の確保に努める必要がある。

# 香川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要があるため、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校で1つのグループをつくる拠点校方式を採用している。これらを14グループつくり、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWや教職員のスーパーバイズを行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

県立高校・中学校・・・10名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣

（社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士2名、精神保健福祉士7名、教員免許状所有者1名 重複あり）

公立小・中学校・・・社会福祉学科等の大学教授2名を、県SSWとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣

県教育センター・・・社会福祉士1名、元児童相談所職員（臨床心理士）1名を配置し、各学校の要請に応じて派遣

市町が雇用するSSW...14市町40人

（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。県立学校については第1回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中校長会等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県立学校のスーパーバイザー（以下「SV」という。）、SSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者  
県立学校SSW

公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW

市町が雇用するSSWと、公立小・中学校に派遣するSC、教育相談担当者、生徒指導担当者

### （2）研修回数（頻度）

年2回

年2回

年12回

年3回

### （3）研修内容

第1回教育相談連絡協議会

- ・ 行政説明「県教育センターの取組について」
- ・ 講演「「みんながつくる みんなの学校」  
すべての子どもの学習権を保障するために

第2回教育相談連絡協議会

- ・ 講話「DV被害者の支援について」
- ・ ワークショップ「チームで取り組む生徒支援」

SSW研修会

SSW等月例研修会 活動事例検討、情報交換

「チーム学校」連絡協議会

第1回「チーム学校」連絡協議会

- ・ 説明「香川県の現状と課題」
- ・ 話題提起「チームとしての学校を実現する具体的な改善方策」
- ・ グループ協議「不登校児童生徒への組織的対応の在り方」

## 第2回「チーム学校」連絡協議会

- ・説明「性的な被害を含む犯罪被害等への対応について」「香川県の不登校の現状」
- ・講演「不登校への予防と対応」
- ・グループ協議「新たな不登校を生まないための対応について」

## 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会

- ・講演「学校における子どもの自殺予防」-未然防止・危機介入・事後対応-

### (4) 特に効果のあった研修内容

S S W、S C及び教育相談担当教員等における、校内支援あり方についての研究協議

いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、S S Wとしての役割を確認

記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワ

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 有

県立学校においては、学校からの要請に応じて派遣

県教委が委嘱するS S WをS Vとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

### (6) 課題

事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的なS S W活用方法を検討する必要がある。

市町が雇用するS S Wの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S S Wの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。

勤務形態の違いにより、学校、S S W、S C間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】進路保障、自立を目指した活用事例（ 貧困対策）

自傷行為を行う中学生女子生徒への対応を教職員が行っていた中で、生徒の悩みの中に経済的な課題がうかがえたため、学校からS S Wに相談があった。生活保護受給家庭であり、母親がメンタル面の課題も抱えていたため、S S Wと共にケース会議を開催し、進路保障と自傷行為への対応を並行して進めていくことを決めた。

まず、学校が両親と共に、生徒の進路の方向性を確認し、進学に向けた準備を進めていくことを共通理解することができた。また、進学に向けての社会福祉制度等の確認を家庭と学校が共に行っていくこととなった。

そして、S S Wの両親の理解を取り、生活保護担当者と学校が関係者会議を行い、家庭への支援内容や進学に向けての準備を具体的に確認し、生徒本人も交えて社会福祉制度も含めた説明を行い、進路に関して、生徒自身も見通しをもって取り組めるようになった。家庭も進路に向けて積極的に関わりをもってくれるようになり、生徒の自傷行為の回数も減ってきた。

### 【事例2】家庭環境に問題を抱えた生徒の活用事例（ 貧困対策 ヤングケアラー）

児童養護施設から親族里親制度により祖父母に預けられた生徒で、里親制度利用は、本人の希望ではなく、一緒に預けられていた兄弟の希望によるものだった。以前より学校納付金未納などの問題が発生していた。本人の学習態度には問題はない。担任の聞き取りによって、里親宅で子守など手伝いをさせられ学習時間がとれない、自由になるお金がなく学用品にも事欠く、部活動に参加できないなどの問題が発覚し、担任からS S Wに相談した。S S Wと面談を重ねる中で、本人が里親の元から出たいと強く希望したため、S S Wから県相談センターと法テラス弁護士に繋いでもらい、学校で数回ケース会を実施した。その後、センターと弁護士により親族里親の委託を解消し、自立援助ホームに移ることとなり、本人は部活動にも参加して安定した生活を送っている。

### 【事例3】学校と関係機関がともに対応に当たっている活用事例（ ヤングケアラー）

中学生、小学生、乳児の、母親の6人家族で、生活保護を受給している。小学生のAが登校を渋るようになり、小学校からS S Wに相談があり、S S Wが家庭訪問を行うようになる。家庭訪問を継続する中で、子どもたち一人一人の悩みや課題、母親の育児への不安等の大きさが感じられた。また、母親が家事を十分にできておらず、子どもたちがそれぞれに食事を作ったり、洗濯したりしている様子もうかがえたため、保健師、社会福祉協議会との連携を図り、家庭生活全体の支援を行うこととなった。

S S Wは家庭訪問を継続する中で、子どもたち一人一人の思いを確認し、状況を学校に適宜伝えながら、家庭と学校、小・中学校間の連携を図っている。また、家庭での負担や課題を軽減するために、支援教室や子ども食堂を家庭に紹介したところ、行きたいという意向があったため、関係機関と連携してつないだ。当初は、子どもたちにも不安があったため、子ども食堂にS S Wも同行した。母親や子どもたちの思いを大切に、地域全体で必要に応じた支援を継続している。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒数の増加を抑制している要因の一つに、SC、SSWの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中途退学者(%)	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6
不登校生徒(%)	1.0	0.8	0.9	0.7	0.9	1.1

SSWの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどとの報告を受けている。

##### (2) 今後の課題

ガイドラインを活用することで、SC、SSW及び学校がお互いの役割についてより理解を深め、効率よく連携が図れるよう、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。

市町におけるSSWを活用した指導体制をさらに充実させるために、各種団体と連携したSSWの育成・確保と、SVの派遣や研修会の開催による若年のSSWの資質向上が必要である。

# 愛媛県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係福祉機関との連携をとり、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待への対応をはかる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体である市町教育委員会が、各地域の実態に応じて配置を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 19市町が26名のスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を配置した。また、県教育委員会が3名のスーパーバイザー（以下SVという。）を配置し、要請に応じて市町に派遣する体制をとった。

イ 資格 市町教育委員会が教育や福祉の分野において活動経験のある者から任用した。（退職教員...18名、社会福祉士かつ精神保健福祉士...3名、社会福祉士1名、その他（元福祉施設職員等4名））

（参考）SV：大学教授（客員教授）...1名、社会福祉士...1名、精神保健福祉士...1名

ウ 勤務形態 26名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型12名、派遣型8名、巡回型4名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針は策定していないが、本事業の実施要領に示しているSSWの職務内容等をもとに市町教育委員会が事業実施計画書を策定し各学校に周知している。また、県教育委員会主催の生徒指導主事研修会においても、SSW及びSVの活用に関する指導、助言を行った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県内SSW26名

### （2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会...年1回

### （3）研修内容

SVによるソーシャルワークに関する講義や各SSWの活動事例に基づくグループ協議を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

各SSWの活動事例に基づくグループ協議では、様々な対処方法を知ることに加え、同僚やSVからの助言もあり、各自が直面している困難な事例等に関する知見を得ることができていた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 設置有り

活用方法 県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、SSWの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制をとった。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

### （6）課題

SSWが対応する事例は多様であり、また、SSW個人の経験や活動スキルにも差がある。本県では困難な事例への対応や、SSWのスキルアップを図る目的でSVを設置しているが、更なる活用を図るなど、各市町におけるSSWの活動充実に向けた支援の在り方を検討する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校傾向にある児童本人および家族支援の活用事例（ 貧困対策、 不登校）

小6女子児童は不登校傾向にあり、登校しても保健室で過ごすことが多い。父親は出張が多く家族との関わりは少ないが、本児の支援や理解は母親よりも冷静にできる。母親は精神的に不安定で本児への関わりが極めて少なく、学校に対して拒否反応が強いため、連絡は父親ととっている。

本児への対応は、SSWが父親と面談し、本児の状況や支援について話し合いを行った。本児は生活リズムが乱れ、昼夜逆転生活を送っていることから、まず、生活リズムを取り戻すことを最優先とし、適応指導教室への通室を助言したところ、通室できるようになった。その後も引き続き、両親、本児への支援を継続するとともに、学校、学級担任をはじめ、関係者と連携・協力しながら粘り強く支援を行った。また、父親との面談時に、父親の精神的負担、母親の精神的不安定、本児の性格的特徴などを鑑み、医療機関への受診について説明したところ理解を得ることができ、医療機関の受診につなげることができた。

#### 【事例2】不登校生徒への長期的支援のための活用事例（ 不登校）

中1女子生徒は小3から不登校状態が続いており、小5の2学期後半からSSWが関わりを始めた。小6の2学期には、少しずつ登校ができるようになったが、中学校に進学し環境が変わると、再び不登校になる恐れがあるため、中学入学前の春休みに中学校の学年主任、学級担任、養護教諭、中一ギャップと情報共有を図り、入学後の対応について検討した。さらに、SSWが学年主任、学級担任とともに家庭訪問し、家族や本人の思いを確かめながら今後の方向性について相談した。

中1の1学期はSSWが週に一度家庭訪問し、本人とともに登校することを続けた。2学期からは、週に一度自分だけで登校できるようになった。現在、教室で学習するまでには至っていないが、英語の学習に興味を持ち、進んで学習するようになった。

性的な被害については該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度に、26名のSSWが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した件数は547件で前年より36件の減である。そのうち、不登校に関するものが322件、家庭環境に関するものが55件、発達障害に関するものが52件、心身の健康・保健に関するものが24件、友人・教職員との関係に関するものが30件である。また、「問題が解決した」ものが67件（12.2%、前年比28件減）、「支援中であるが好転した」ものが115件（21.0%、前年比42件減）である。7月豪雨災害の影響等で予定よりも勤務日が減となったSSWがいたことから、継続支援件数が減少したものの、県内の小中学校においてSSWの役割についての理解が広がり、その特徴を生かして児童生徒への組織的な支援が行われていると考えられる。

#### （2）今後の課題

平成30年度にSSWを活用した支援が効果を発揮する一方、継続的支援した件数のうち、不登校に関するものは前年より71件の増となっている。今後もSSWと学校、関係機関等との連携を強化し、個別の状況に応じた支援を継続するとともに、児童生徒が不登校にならないための予防的な支援の在り方を研究していくことが重要と考える。また、SSWの役割に関する理解は広がりつつあるものの、活用状況は学校によって差があることから、活用の有用性や効果的な連携の在り方について、今後も各学校に周知を図っていく必要がある。



# 高知県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒指導上の諸課題の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働き掛け、課題を抱える児童生徒及びその保護者に支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会（以下「地教委」と表記する）からのスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記する）の配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」と表記する）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立学校には県教委が直接SSWを配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

33市町村と21県立学校に計76人（実人数は55人）を配置している。所有資格は教員免許（22人）が最も多く、社会福祉士（14人）、その他社会福祉に関する資格（8名）、心理に関する資格（7人）、精神保健福祉士（5名）、その他SSWの職務に関する技能の資格（1人）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が31人（40.8%）、単独校型が23人（30.3%）、巡回型が14人（18.4%）、拠点校型8人（10.5%）となっている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は策定していないが、SSW市町村委託要項及び県立学校派遣要項に事業の趣旨等を明示しており、初任者研修や連絡協議会において適宜周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象、（2）研修回数（頻度）、（3）研修内容

回	研修名	対象	内容
1	第1回初任者研修	SSW初任者	スクールソーシャルワークに関する知識や技能等についての理解を深め、活動の円滑化を図る。
2	連絡協議会	SSW 市町村・学校担当者	公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報をSSWに提供し、SSWが支援するケースの解決や好転を促進する。
3	教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会	SSW、SC 市町村・学校担当者	事例検討や研究協議を実施することにより、支援に関する資質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の教育相談体制の構築に資する。
4	第2回初任者研修	SSW初任者	チーフSSWによる実践発表をもとに協議を行い、活動の活性化を図る。

チーフSSW：県内を3ブロックに分け、ブロック内のSSWに指導・助言を行うリーダー的SSW

### （4）特に効果のあった研修内容

教育相談体制の充実に向けた連絡協議会において、様々な職種の者が事例協議や研究協議を行い、それぞれの専門性についての理解を深めた。教育相談体制における「チーム学校」の構築に資することができた。また、初任者研修を2回実施したことは、業務上の悩みや不安を抱えることが多い初任者の活動を円滑に進める効果が高い。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### SVの設置

スーパーバイザー（以下「SV」と表記する）を4人、チーフSSWを10人配置している。

#### 活用方法

SVは上記の研修会等において指導助言を行うほか、SVやチーフSSWが市町村及び県立学校に年間1～2回（1回あたり2時間）スーパービジョンを行い、SSWの資質向上や活動の支援に努めている。

### （6）課題

今後は、学校における校内支援会が充実・活性化し、早期支援や未然防止が図られていくような研修を実施していく必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】さまざまな課題を抱える家庭への支援の事例（ 貧困対策、 児童虐待、 不登校、 その他）

本児は登校渋りがあり、母の養育能力も低い。家はごみ屋敷で掃除ができておらず、本児がぜんそくで入院した時はダニアレルギーの数値が高かった。学校からの要請を受け、まず、SSWは母と面談した。とても素直な母で、経済的な不安や母子関係の不安を話した。また、その生活から目を背けるために、SNSで知り合った男性と、本児も連れ、旅行をするようになったとのこと。父は母子に無関心で、協力的ではない。父方祖父も頑なで、母にとっては負担であるとのこと。

SSWは、母と一緒に考えてくれる人を欲していると感じ、一つ一つ解決しようと提案した。最初は、家の片づけがはかどらず、本児が退院できないため、医療機関より、父母が本児に対し行っていることはネグレクトにあたると説明を受けることもあった。

SSWは、母の気持ちを聞くこと、無理のないアドバイスをすること、要対協担当は、家庭訪問において掃除の点検や、日々の声掛け、保健師は定期的な家庭訪問で父方祖父、他の家族の状態把握、家庭児童相談室は母が困ったときの連絡場所、学校は、本児に登校させるために母に働きかける、という役割分担が自然にでき、現在に至る。

現在本児は、少し欠席があるものの、数日にわたり欠席することが少なくなってきている。母は、男性との付き合いをやめ、掃除機をかけること、布団を干すことはできるようになった。父は、少しではあるが育児に協力的になった。父方祖父は、本児のために雨戸を開けることを了承する。まだまだ問題点はあるものの、支援を始めた数年前と比較すると家族全体の成長はみられる。関係機関との連携ができたことにより、たくさんの問題を抱えた家庭を支援できた事例である。

#### 【事例2】生活環境改善のために関係機関と連携して支援した事例（ 貧困 不登校 その他）

本児は特別支援学校に在籍。登校への拒否感が強く不登校で引きこもり気味。両親は幼少期に離婚。母親と二人世帯で生活保護を受給している。頼れる親族はおらず父親との交流はない。母親は養育能力が低く、部屋の中は掃除が行き届いていないため、多数の害虫がおり異臭のする不衛生な生活環境である。本児は昼夜逆転の生活で、入浴や着替えなどの基本的な生活習慣が身に付いていない。母親は金銭感覚に疎いところがあり、月末には必ず携帯電話が止まり、食料が底をつくこともしばしばあった。学校は生活環境の改善が必要と判断し、SSWや関係機関に働きかけをした。

学校は担任含め管理職などが家庭訪問し、本児や母親に対しての登校支援を行った。また定期的に校内にて支援会を実施することで情報共有を図った。SCも家庭訪問し本児の状態について見立てやカウンセリングを行った。SSWは定期訪問し本人や母親の困り感に対して寄り添い、家庭環境を確認し、子ども食堂を紹介した。電気代の支払いが滞り電気が止まりかけた時には、生活福祉課へ情報提供し貸付金を支給してもらった。その他、子ども家庭支援センターの協力による清掃支援、障害者相談支援センターのかかわりによる療育手帳取得、相談支援事業所から本児に対してのヘルパー派遣、生活福祉課による母親の自立のための職業紹介も行った。母親は仕事を継続することができており、これが自信につながっている。様々な関係機関にかかわってもらうことにより、生活環境が改善されることに心強さを感じ、今後もかかわりを希望している。本児は学校や関係機関、SCやSSWの支援により登校意欲が芽生え、少しずつ登校することができるようになり無事進級することができた事例である。

#### 【事例3】該当の活用事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果、(2) 今後の課題

SSW活用事業における活動記録の「支援対象児童生徒数」、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」（継続総件数と割合）の年度別状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援対象児童生徒数	1,278人	2,399人	3,191人	3,250人	3,829人
支援件数	1,703件	2,890件	3,110件	3,643件	4,961件
問題が解決した割合	9.9%	14.8%	9.5%	15.8%	6.2%
支援中であるが好転した割合	34.4%	32.9%	29.1%	28.4%	24.9%

SSWの配置拡充に伴い、支援対象児童生徒数及び支援件数は増え続けている。一方、問題が解決した割合及び好転した割合が下がってきており、児童生徒の抱える課題がより複雑になり、一人の児童生徒支援に対応する時間が増加していることがうかがえる。研修等によるSSWの資質向上や関係機関と協働して支援する体制づくりに取り組まなければならない。

# 福岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸課題の解決に資する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
推進市町村を指定し、9小学校または中学校を拠点校として配置。SSWの他に生徒指導支援スタッフを9小学校または中学校に、SCを3中学校に配置。6教育事務所管内にそれぞれSSWSVを配置。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ア 配置人数：合計15名（うち、6名はSV）
  - イ 資格：「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等
  - ウ 勤務形態：年間35週。SSWは週8～12時間の勤務。SVは週4時間の勤務。
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
  - ア 「SSWの活用についてQ&A」を用いて、SSWについての理解を促進する。
  - イ 年度初めのSSW運営協議会にて前年度の課題に対する改善策を示し、重点的推進事項を確認する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
SSWSV、SSW、配置市町村教育委員会担当者（当番市町村）、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望SSW（市町村費負担）等。
- (2) 研修回数（頻度）
  - ア 全体研修（年1回）
  - イ ブロック別SSW連絡会議（毎月1回、県内6地区を2ブロックに分けて実施）
  - ウ SSW研修会
- (3) 研修内容
  - ア 全体研修  
県教委説明（実績と重点的推進事項）、SSW実践発表（活用の実際）、ブロック別の意見交流。
  - イ ブロック別連絡会議  
SVによる事例検討を通じた指導助言。
  - ウ SSW研修会  
各教育事務所単位で行うSV活動であり、SSWへの指導助言とSSW活用に関する理解の促進。
- (4) 特に効果のあった研修内容  
事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点を反映させた上で、SVが方策を精選する。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - ア SVの設置有無  
有（県内6教育事務所管轄区域内学校に各1名、合計6名配置）。
  - イ 活用方法  
SSWへの指導助言。研修会等での活用や配置外の市町村でのSSW活用に関する理解の促進。
- (6) 課題
  - ア ブロック別SSW連絡会議への参加者減少にともなう事例内容及び交流形態の工夫。
  - イ 未配置を含む市町村へのSSW活用に関する理解の促進。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】家庭への支援のための活用事例（貧困対策）

- (1) 対応ケースの概要  
・生徒A、母子世帯。欠席はないが、遅刻・早退が多く、家庭の養育機能が脆弱である。臭気や服装の汚れが目立つ。経済面に加え、住環境も厳しい。保護者は、家庭訪問を含め、学校からのアプローチには拒否する傾向である。
- (2) 取組経過  
SSWの取り組み  
・継続的な生活場面面接（15回程度）と必要時の半構造化面接（3回）を実施した。  
学校とSSW、協働での取り組み  
・シャワー浴の環境を整備し、制服を自ら洗濯し、替え制服を使用できるようにした。  
・卒業後、本人が直面すると想定される「困りごと」に対する対応を作成中である。
- (3) 効果的だったと思われる支援のポイント  
・生活場面面接を継続することにより、家庭環境や思いを話す土壌となる基本的な信頼関係を構築・維持することができた。  
・必要に応じ、半構造化して面接することで、「暴力行為」や「進路選択」について、より焦点化した話げできた。
- (4) 成果と課題  
成果  
・現実的な進路選択を支援することで、本人が主体的に進路決定し実現することができた。高校生活に前向きなイメージをもつことで、残りの中学校生活に対しても意欲的に取り組むことができた。  
課題  
・住環境を含めた家庭が抱える本質的な課題については改善することできず、先送りとなった。

## 【事例2】児童虐待に対応するための活用事例（児童虐待）

### （1）対応ケースの概要

- ・姉は虐待で一時保護歴有り。帰宅後虐待は減るが、父の言動に不安定になる様子が見られる。

### （2）取組経過

#### 学校の取組み

- ・養護教諭が、「姉が弟のことで悩んでいる」とSSWに相談する。

#### SSWの取組み

- ・姉と面談すると、父の弟に対する虐待が発覚した。
- ・管理職が弟の学校に連絡し、SSWが面談を実施し現状を把握し、児童相談所に繋ぎ、弟を一時保護することになった。
- ・定期的に姉や弟と面談し、各学校・児童相談所に情報提供している。

### （3）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・SSWの役割が周知されていたため、学校間の連携もスムーズで関係機関につなげることができた。
- ・情報共有の場を設けたことで、学校間で連携し、姉と弟の状況を把握できている。

### （4）成果と課題

#### 成果

- ・定期的に学校間で情報交換を行うことにより、支援体制が構築された。

#### 課題

- ・今後も学校間で情報交換、役割分担等が必要である。

## 【事例3】支援のための活用事例（ヤングケアラー）

### （1）対応ケースの概要

- ・両親の離婚により、生活が不安定となった。経済面の不安や父親からのDVから母親が精神的に不安定となった。相談相手になっていた次男は母親が心配で登校できず、三男は家の中の様子を見て精神的に不安定となり登校できない。

### （2）取組経過

#### 学校の取組み

- ・小中合同で、関係機関・専門スタッフを含めケース会議を実施した。（警察OBである生徒指導支援スタッフが父親のDVについての対応、母親と次男は病院を受診、三男はSCが面談し病院の受診を促す）

#### SSWの取組み

- ・母親と関係機関を繋ぎ、生活保護が受給できるようになった。

### （3）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・小中合同でケース会議を行ったことで、情報共有から役割分担ができ、支援の方向を確認することができた。

### （4）成果と課題

#### 成果

- ・実務者会議や専門スタッフミーティングを定期的に行い、支援状況に変化が見られたときに、容易に連携ができた。

#### 課題

- ・長男も一時通学が難しくなったため、長男が通う高校との連携が必要である。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ア 配置校におけるSSWの支援状況（平成30年度）

（ア）家庭環境の問題についての支援状況：101件（解決1.0%、好転5.9%、支援中90.1%、その他3.0%）

（イ）不登校についての支援状況：77件（解決5.2%、好転31.2%、支援中59.7%、その他3.9%）

（ウ）貧困の問題：47件（解決8.5%、好転14.9%、支援中74.5%、その他2.1%）

SSWが事案に介入することで、関係機関との連携がスムーズになり、問題の解決、好転につながった。

#### イ 連携した関係機関等（平成30年度）

（ア）児童家庭福祉の関係機関116件

（イ）保健・医療の関係機関36件

（ウ）教育支援センター等の学校外の教育機関22件

SSWが学校と福祉や医療などの関係機関との連携を促進することで、支援する児童生徒の共通理解が図られることになり、校内教育相談体制の活性化につなげることができた。また、教育支援センター等の学校外の教育機関につなげることで、支援する児童生徒の教育機会の確保につながった。

### （2）今後の課題

#### ア 学校とSSWとの連携の充実

（ア）教職員がSSW活用について共通理解するための職員研修の実施

（イ）校種間の接続を意識した継続的な支援体制づくり

#### イ SSWが機能するマネジメントの推進

（ア）学校の組織的な生徒指導體制の整備及び関係機関との連携

（イ）家庭・地域への情報発信 （ウ）教育委員会による学校及びSSWへの支援体制の整備

#### ウ SSW・SSWSV機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取り組みの充実

（ア）SSWへのSSWSV活動の充実

（イ）SSWSVを招聘した研修会等の開催促進

「学校の生徒指導體制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働Q & A」の活用

# 佐賀県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）を配置し、教育相談体制の充実・強化を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内20市町全ての教育委員会が、関係教育事務所を通じ、SSWの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間320時間を上限とし、学校からの申請を受けて、2教育事務所と1支所に配置したSSWの中から「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」の資格を有する者を派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数...18名

資格...社会福祉士11名、精神保健福祉士8名、教員免許状取得者13名

勤務形態...1日8時間以内を基本の勤務形態とした時間給非常勤とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSWの活用のねらい、SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とSSWの活用について、SSWの具体的な活用事例等を主な内容とした「SSW活用ガイドライン」を平成30年度に作成し、各学校へ通知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

年間2回

### （3）研修内容

講義（福岡県立大学 奥村賢一氏 「スクールソーシャルワーカーの今後の課題について」）  
グループワーク

### （4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を扱った、プランニングのやり方と様々な視点による意見交換

### （5）スーパーバイザー（以下SVとする）の設置の有無と活用方法

SVの設置：有

活用方法：SSWへの指導助言及び相談。

年間5回SV会議を開催し、SSWの専門性向上に関する研修等の企画・調整を行う。

### （6）課題

- ・SSWは児童生徒の多様な問題に適切に対応するために資質の向上が求められていることから、具体的事例による実践的研修を増やすことや、関係機関からの専門的意見を取り入れる研修等を計画的に行う必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境改善のための活用事例（ 貧困対策、 児童虐待）

小学校入学時より忘れ物が多かったり、遅刻を繰り返したりしていた。また、母親は登校時間帯に寝ていることが多く、朝ごはんを食べてこないため顔色が悪い。児童が養護教諭に「母親に叩かれた。」と訴えたので、母親に事情を確認したところ、母親は「生活に行き詰まり、かっとなってしまった。」と話をした。

学校、SSW、児童相談所職員、福祉課担当者で、支援会議を行ったところ、以前から福祉課が支援をしていた家庭であることが分かった。学校を介してSSWを母親に紹介し面談を行ったところ、精神科への通院歴があったことが分かり、母親の精神的な安定を図るため、SSWが定期的に面談をする方針をとることにした。

また、家庭の都合で転学をすることが決まっていたが、母親の精神状態が不安定であったため、転学先の学校へ現在の家庭状況を説明したり、転居先の福祉課へ引き継ぐための準備を進めたりする支援を行った結果、児童は、転学先の学校で落ち着いた学校生活を送ることができている。

#### 【事例2】不登校支援のための活用事例（ 不登校）

小学校在籍時は、家庭の状態が不安定で、ネグレクトの傾向があった。不登校状態だったので、市の子ども家庭課職員や学校職員などが迎えに行き、登校を促していた。中学校に入学後、家庭の状況は改善し、ネグレクトは解消されていたが、不登校状態は継続していたため、SSWが支援に入るようになった。

SSWが家庭訪問をし、別室登校を促したがうまくいかず、家の中だけで過ごす状況が続いた。屋外に出ることを目的に、民間団体の施設を紹介したところ、喜んで通うようになった。半年後くらいから、学習への意欲を口にするようになったので、市の運営する学習会を紹介すると、継続して参加するようになり、高校への進学を希望するまでに改善した。

#### 【事例3】被害者支援のための活用事例（ 性的な被害）

家庭の経済状態が困窮している疑いのある生徒の支援のために、SSWが家庭訪問を行ったところ、家庭内で性的被害を受けている可能性を感じたため、本人をSC面談につなげた。その面談の中でも被害の可能性を感じたので、市の担当課、児童相談所と連携し、本人を児童相談所に一時保護することができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位：件

	不登校支援		家庭環境支援		発達障害等に関する問題支援	
	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）
28年度	332	125（38%）	242	87（36%）	134	69（51%）
29年度	432	200（46%）	305	146（48%）	261	150（57%）
30年度	581	269（46%）	301	158（53%）	311	166（53%）

総支援数は1,539件で、前年度（1,397件）と比較し、大きく増加している。不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など、児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にSSWによる支援は不可欠で、その重要性は年々増している。

#### (2) 今後の課題

- ・SSWの効果的な配置を検討していかなければならない。
- ・SSWの活動を適正に評価し、指導する体制を構築していく必要がある。
- ・様々な課題を抱える児童生徒への支援が求められることから、SSWは学校や市町教育委員会、関係機関と更に連携を強化していかなければならない。

# 長崎県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

「平成30年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱(市町教育委員会・県立学校)」より

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町教育委員会	19か所	
県立学校（拠点校方式）	22校	近隣校についても派遣申請にて対応。

人口規模に関わらず県内21市町教育委員会のうち、中核市を除く19市町に1名配置。県立学校においては校長から配置希望の意向調査を実施し、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。また、県立学校については、平成30年度より拠点校方式を導入したことで、配置校数が8校→22校と増加した。これまで配置のなかった離島部の県立学校や定時制についてSSWを配置し、未配置校からの派遣依頼にもより対応をとれる状態となった。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 31名

勤務形態 年間110～630時間

地域や学校の実情に応じて、配置時間を決定

主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

平成30年5月にスクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会、配置県立学校に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

本県では毎年ビジョンの改訂を行うとともに、改訂点については各種研修会で説明をし、周知に努めている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー（県、市任用）

スクールソーシャルワーカー（県、市任用）、スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー（県、市任用）、市町児童福祉部局職員、福祉事務所職員、児童相談所職員

### (2) 研修回数（頻度）

年3回（5月、8月、2月実施）

### (3) 研修内容

平成30年度スクールソーシャルワーカー研修会（5月）

- ・初任者研修 講義 「スクールソーシャルワーカーの活動について」  
講義 「スクールソーシャルワークと社会資源について」

- ・中堅者研修 援助技法ワークショップ「支援に活用する技術」
- ・情報交換（記録ツールについて、活動を円滑にするためには）

平成30年度スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会（8月）

- ・講演「SCとして確認しておきたいこと」
- ・事例検討（SC, SSW、Coによる実践事例の発表及びグループワーク）

平成30年度スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会（2月）

- ・講演「不登校・ひきこもり・依存症について」
- ・事例検討グループ協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

研修会の中で、毎回情報交換やグループワークを取り入れ、普段はSSW1人での職場がほとんどであるため、SSW同士、またSC等他職種との交流を通して、お互いが顔見知りになり、他の人の実践から学ぶ機会となり、よりよい支援に繋がっている。そのため、極力同一・近隣地域の担当者同士でグループを作るようにしている。また、年度当初の研修では、今年度から初任者と中堅者を別メニューとし、それぞれの経験等に合った研修内容としたことで、それぞれの段階に必要な知識を身につけることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有（2名体制）

活用方法：各SSWが、SVに電話やメールで相談し、助言を求めることができるようになっている。  
（市雇用SSWの相談も可能）

### (6) 課題

引き続き、SSWの情報共有の場や資質向上を図る機会を充実する必要がある。



### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（ ）

生徒自身がSCへの相談を希望し、その中で家庭の経済状況の厳しさと進学への不安が語られた。料金未払いで度々ライフラインが止まったり、病院受診もままならない状況である。学校ではこれまで各種支援金や奨学金等を活用しサポートを行ってきたが、進路決定においても今後の支援を確認することが必要となり、SSWが介入することとなった。SSWが生徒本人との面接で意向を確認し、その後保護者へとつながった。SSWが保護者より家庭状況を聴取したところ、社会的サポートが必要な状況であることが分かり、保護者の了解を得て、SSWが連絡調整等を行い、社会福祉協議会の生活困窮者支援事業に、保護者とともに相談へ行った。その後社会福祉協議会が支援し、生活保護の受給へとつなぐことができた。

#### 【事例2】 発達障害等に関する問題のための活用事例（ ）

ADHDと愛着障害の診断を受けている生徒。これまでも、SSWの助言を受けながら、指導を行っていた。生徒の授業中の居眠り、私語、忘れ物、提出物の未提出、意欲の無さ、教員によって態度を変えることなどが、各教科教員からの課題として挙げられる。SSWが介入し、生徒に関する生育歴や医療情報を確認し、生徒の行動の背景を理解し、事前に各教員から生徒の話を聞いた。その後、ケース会議の中で、生徒が抱える状況等を伝え、生徒の理解を深めてもらい、学校として生徒の特性に合わせた関わりの姿勢を確認した。学校としても学校では得られない視点で生徒を見ることができるようになり、継続して支援を行っている。

性的な被害、ヤングケアラーの活用事例なし。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度SSWを配置している市町教育委員会、配置県立学校に対して、SSWの活動についての調査を実施し、以下の結果となった。

調査項目	「効果があった」の割合
児童生徒・保護者・教職員等に対する支援や相談	95.7%
関係機関等とのネットワークの構築	91.3%
学校内における組織体制の構築・支援	78.3%

いずれもスクールソーシャルワーカーが活動することにより学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に早期介入し、スムーズに関係機関と連携することができたことへの評価である。

#### (2) 今後の課題

学校からのSSWの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の面により希望する全ての学校に配置できず、現場のニーズに応じきれていない状況である。特に、本県は離島地域を多く抱えており、また医療機関、療育機関などの社会資源が乏しい地域も少なくない。スクールソーシャルワーカーが地域の実情を把握した上で、適切に関係機関とつなぐことができるよう、効果的な配置を行っていく必要がある。

# 熊本県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー（以下SSW）配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭及び関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う。

SSWは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期・中期・長期的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内すべての教育事務所9か所、1市教育委員会と県立高校5校（拠点校）、県内私立高校・中学校に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象に支援を実施。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は、義務制は21人（精神保健福祉士のみ5人、社会福祉士のみ8人、両資格所有8人）、県立は8人（社会福祉士のみ4人、両資格所有4人）、私立は14人（社会福祉士のみ9人、両資格所有5人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、義務制は1教育事務所当たり原則として1日6時間、週1日～5日勤務、県立学校は、1県立高校（拠点校）当たり、原則として1日6時間×週4日、1日5時間×週1日勤務としている。私立学校は、県社会福祉士会と委託契約を結び、年間241時間を標準の勤務時間としている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

熊本県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき、熊本県SSW設置要項を定め、「SSW活用事業」として実施要項を作成し、学校に対して職務内容の周知を行っている。

また、義務制では、平成29年8月に策定した「SSW活用事業に関する指針」を教育事務所、市町村教育委員会、学校に配付し、各学校等においてSSWの職務内容や活用についての理解が一層深まるよう周知を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

#### ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下SV）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村のSSW（希望者）

#### イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

#### ア 県連絡協議会・・・年4回（義務教育課）

#### イ 地域事例研究会・・・各教育事務所 年4回×10教育事務所等（義務教育課）・年1回（高校教育課）

#### ウ 定期連絡会・・・月1回（高校教育課、県立学校SSW対象）

### （3）研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

### （4）特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置...設置済み

活用方法...県連絡協議会及び地域事例研究会において、事例研究及びスーパービジョンを実施。

新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

### （6）課題

- ・SSWへの支援要請が増加する中で、SSW個人の研修時間の確保。
- ・SSWへのニーズが高まり、支援申請に対応するための予算や人材の確保。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校改善のための活用事例（不登校）

- ・ 生徒Aは、両親、祖父母と生活している。平成30年4月から登校できておらず、自宅にこもっている状態。本人と父親との関係は良好であるが、母親が過干渉傾向で、両親間に会話はあまりない様子。本人が父親に対して本心話を話そうにも、母親が本人に詰問するため、すぐに自室にこもってしまう状況であった。
- ・ S S Wは、両親同席の面談、父・母それぞれとの個別面談を実施し、生徒Aとの関わり方について助言した。また、両親を含め、関係職員とのケース会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら支援策の検討を行った。

#### 【事例2】貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）のための活用事例（貧困対策）

- ・ 熊本地震被災後、仮設住宅に住んでいたが、平成31年（2019年）度以降退去しなければならない。そのうえ、母親は病気を患っており、定職に就けていない。さらに、生徒Bは進学を控え、経済的に困窮している状況であった。
- ・ S S Wは関係機関や福祉サービスとの連携を図り、定期的なケース会議を開催し、支援策の検討を行った。
- ・ 母親の状況に応じた就労支援のために、S S Wが関係機関に同行するなどの支援を行った。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ヤングケアラー）

- ・ 生徒Dは、両親と7人の妹弟と本人の10人で生活している。自営業の父親は、収入が安定せず、体調も悪いため、家事を協力することができない。主たる家計支持者は母親だが、出産を控え、絶対安静の状態入院中。そのため、本人が学業・部活動と並行して、幼い妹や弟たちの世話や家事を行い、家事が深夜にまで及んでいた。家事と経済的な不安で精神的に不安定になった本人が担任に相談し、S S Wが介入することとなった。
- ・ S S Wは定期的に家庭訪問を行い、本人の窮状を父親に伝え、ともに本人の支援を行えるよう、父親も交えたケース会議を開催した。
- ・ 生徒DにはS C面談を実施。S CとS S Wが協働し、ケアと支援策の検討を行った。
- ・ S S Wは妹や弟たちの小学校（対応する小学校S S Wも含めて）及び保育園、並びに子ども福祉課等福祉サービスとも連携を図り、ケース会議を定期的に開催し、支援策の検討を行った。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア S S Wの役割や職務内容について、市町村教育委員会、校長会等への啓発が進み、平成30年度は継続して支援した児童生徒数が1,613人となるなど、S S Wへの支援要請やニーズが大幅に増加している。

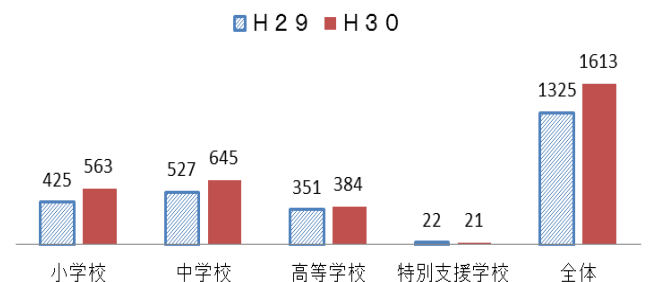
イ 教師では対応が難しかった家庭の問題等について、S S Wがその専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、心理面等からの的確に助言が行われた。

そうした多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになっている。また、S S Wを中心としたケース会議が開催され、担任が一人で抱え込まないようにチーム学校として組織での対応が図られた。

ウ 義務制では、教育事務所等にS S WとS C、単県事業として日常的な個別相談等を行う「学校支援アドバイザー」を配置しており、教育事務所長等のリーダーシップのもと、三者が連携しながら、保護者や児童生徒に対する的確なアドバイスや支援を行うことができた。

エ S S Wの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校を始め、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

継続して支援を行った児童生徒数(人)  
【熊本市を除く公立小中高等学校】



( 2 ) 今後の課題

ア S S Wが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な課題を抱えた生徒がおり、S S Wへのニーズは年々高まっている。全ての事案に対してS S Wが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、S S Wが行う福祉的手法について習得を図る必要がある。

イ 急増する学校現場からの支援要請に対応するため、S S Wの配置の工夫が求められるが、予算の確保及び社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ人材の確保が課題である。

ウ 事象の複雑化に伴い、定期的にスーパービジョンが実施できるよう、S Vとの連携体制に工夫を図る必要がある。また、平成30年度は県立学校において、S V体制が導入されていなかったため、S Vによるスーパービジョン体制を構築することが喫緊の課題である。